入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和８年１０月２１日

２　発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社　支社長　倉上 卓也
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号

３　工事概要

(1)　工 事 名　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事（電子入札対象案件）

(2)　工事場所　大阪府豊中市新千里東町二丁目７番１

(3)　工事内容　ＣＤ－Ｒに収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法は入札公告４(2)を参照）

①　工事施工　建築工事、屋内外電気設備工事、屋内外衛生設備工事、エレベーター設備工事、工区土木工事、造園工事　一式

②　エレベーターの保守管理業務
本工事の集合住宅に設置するエレベーター６基の供用開始後２０年間の保守管理業務

(4)　工　　期　令和９年５月６日（木）から令和１２年２月１５日（金）まで（予定）
（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年５月５日（水）まで）
・実工事期間には、準備工事を含む
・契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。
・余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(5)　工事の実施形態

①　本件は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準（４(6)②の同種工事の経験は求めない）を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。共同企業体の場合は、各々が１名以上追加配置できること。

④　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休２日を達成するよう工事を実施する「月単位の週休２日促進工事」である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

⑤　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑥　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と別紙４「エレベーター設備工事のエレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに別紙４同覚書に基づき、別紙５「協定書」を締結する。

⑦　本工事は、４(19)に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。

⑧　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格書を予定価格に反映させることができる、見積りの提出を求め活用する方式の工事である。なお、見積価格書の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料別紙９を工事契約後速やかに提出すること。

⑨　本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）である。別紙１１

⑩　本工事は、公共住宅建設工事共通費等調査の対象工事である。詳細は、現場説明書を参照すること。

(6)　本工事においては、申請書及び資料、見積価格書の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、ファイル容量及び種類によっては、電子入札システムで資料を提出できないことがあるため、この場合、９(1)②に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、令和８年１１月２６日（木）までに下記８(2)へ「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。）

４　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構関西地区における令和７・８年度の一般競争参加資格について、「建

築」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　当機構関西地区における令和７・８年度の建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。）。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。

①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。

平成23年度以降（平成23年４月１日から公告日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（*1）、かつ100戸以上（*2）の共同住宅（１戸当りの平均専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。

（*1）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）

（*2）　一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）

②　共同で申請の場合は、以下の(ｲ)及び(ﾛ)の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記(18)の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記(18)に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。

(ﾛ)　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成23年度以降（平成23年４月１日から公告日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる以下に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上（２社）、20%以上（３社）の場合のものに限る。）

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（*1）の共同住宅（１戸当り平均専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事

(6)　次の①～④に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること（共同で申請の場合は、各構成員が配置できること。）。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

①資格等

一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定したものであること。

②工事経験

(ｲ)　単体で申請の場合

平成23年度以降（平成23年４月１日から公告日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（*1）、かつ50戸以上（*2）の共同住宅（１戸当りの平均専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。

(ﾛ)　共同で申請の場合の代表者

上記(ｲ)に同じ。

(ﾊ)　共同で申請の場合の代表者以外の構成員

上記(5)②(ﾛ)に示す同種工事の施工実績を有すること。

ただし、上記(ｲ)～(ﾊ)のいずれの場合も、対象建築物の工事着工から竣工迄の1/2以上の期間に従事していなければ、同種工事実績の経験とはみなさない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(7)　施工体制等に関し、次の要件を備えていること。

①　施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。

②　申請者としての「契約不適合等処理体制」が整備されていること。

(8)　申請書及び資料、見積価格書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(9)　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。

(10)　３(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→入札説明書等別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(12) 当支社（㈱ＵＲコミュニティを含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

(13) 当機構が関西地区において令和６年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満（工期末が令和６年10月１日以降の工事については、70点未満とする。）がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

① 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

① 上記(6)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件（上記(6)②は除く）を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

(16) エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

① 保守管理会社は、別添４「昇降機保守管理契約書」及び別添５「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

② 保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等 24 時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから 30 分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じる体制を工事完了までに有すること。

③ 保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥　保守管理会社は、技術者に対する専門技術、安全衛生、法令順守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制が整備されていること。

⑦　保守管理会社は、技術者の技術力に関する社内資格制度を有していること。

⑧　保守管理会社は、工事完成までに当該年度の当機構関西地区における一般競争参加資格について、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。

(17) 保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。

なお、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

①　現場責任者

昇降機の点検実務経験を 15 年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

②　現場担当者

昇降機の点検実務経験を 10 年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

(18) 特定建設工事共同企業体の競争参加資格申請書の受付について

①　本工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付ける。

提出書類：　共同請負入札参加資格審査申請書別添１、特定建設工事共同企業体協定書別添２、委任状（適宜）別添３、(18)⑦(ﾛ)に示す工事経歴書及び建設業許可申請書の写し（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）

提出期間：　令和８年１０月２２日（木）から令和８年１１月２６日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで

提出場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　調達管理課

提出方法：持参又は郵送（書留郵便）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

申請書様式１(JV 用)及び資料は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。(使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照)

なお、上記期間内に特定ＪＶ登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはで

きない。

② 構成員の数及び組合せ

上記(1)から(17)及び次の③に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の④により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

③ 構成員の技術的要件

(ｲ) 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

(ﾛ) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種工事を施工した経験があること。

(ﾊ) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④ 出資比率

各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては 30%以上、３者で構成される場合にあっては 20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑤ 代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑥ 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦ その他

(ｲ) 共同企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(ﾛ) ③に該当する工事経歴書を添付すること。

(19) 専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。また、専任特例２号の配置を行う場合においては、専任特例２号に関する届出書別添６を提出すること。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち１級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は１級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

② 兼務する工事は、２を超えないこと。

③ 専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で 10 km 程度であること。

④ 専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用

関係（配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑤　専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

⑥　専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦　兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

５　エレベーターの保守管理業務に係る確認書の提出及び協定書の締結

工事完了後のエレベーターの保守管理業務の確実な実施を担保するため、申請書の提出時に様式８「エレベーターの保守管理業務に係る確認書」及び様式９「エレベーター保守管理業務関係申告書」の提出並びに工事完了時までに別紙５「協定書」の締結を行うものとする。

なお、保守管理会社が複数いる場合は、それぞれ保守管理会社毎に提出及び締結を行うものとする。

また、エレベーターの供用開始日が複数ある場合には、供用開始日毎に別紙５「協定書」の締結を行うものとする。

６　設計業務等の受託者等

(1)　４(10)の「３(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・建築：AD 棟：株式会社遠藤剛生建築設計事務所（大阪府大阪市）
　　Ｅ棟：三弘・空間デザイン設計共同体
　　（兵庫県西宮市・大阪府大阪市）
・電気、機械、ＥＶ：株式会社日本設備綜合研究所（大阪府大阪市）
・土木：日本測地設計株式会社（東京都新宿区）
・造園：株式会社Ｅ－ＤＥＳＩＧＮ（大阪府大阪市）

(2)　４(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

７　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事は総合評価落札方式の施工計画提案型 タイプＢ 標準版（記述式）であり、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」の評

価項目、評価基準及び得点配分は、別紙１「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

上記(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記(1)により最大40点を加算する。

各提案については、

「評価」・・・具体的かつ効果的であるとして評価に値する提案。

「評価せず」・・・品質管理上行っても問題はないが、具体性に欠ける、又は一般的に行われていることであり評価に値しないと判断される提案。

「不適切」・・・安全面、品質面、管理面（ＵＲ賃貸住宅の管理を含む。）等で適切でないことが明らかである等、品質管理上行ってはならない提案。

の３つに分類して評価し、その内容を競争参加資格の確認結果通知日に合わせて、郵送にて申請者に通知する予定である。

(3)　落札者の決定方法

入札参加者は、「工事費」及び「保守管理業務費」の合計の「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、「工事費」と「保守管理業務費」の合計価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4)　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

(5)　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」（及び「技術提案」）に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と受注者間で別紙３「施工計画の履行に係る覚書」を交換するものとする。

(6)　工事契約後、速やかに当機構が評価した「施工計画」（及び「技術提案」）に係る施工計画書を提出すること。

(7)　「施工計画」（及び「技術提案」）の不履行が工事目的物の契約不適合等に該

当する場合は、工事請負契約書及び覚書に基づき、契約不適合等の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

8　担当部署

(1)　公募条件、申請書及び資料、見積価格書について
〒530－0001　大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部　企画第２課　電話06－4799－1138

(2)　入札手続について
〒530－0001　大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部　調達管理課　電話06－4799－1035

9　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記（本工事の競争参加資格等の申請）に従い、申請書及び資料、見積価格書を提出し、西日本支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料、見積価格書を提出することができる。この場合において、４(1)及び(4)から(19)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記①のとおり一般競争参加資格審査申請書（建設工事）及び添付書類を提出して、建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→工事の「随時受付」事項を参照）。

① 一般競争参加資格の申請

(ｲ)申請期間(到着期限)：令和８年１１月２６日（木）（競争参加資格申請提出期限日の５営業日前）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前９時１５分から午後５時４０分まで。
（午前１１時４５分～午後０時４５分除く。）

(ﾛ)申請先：　〒860－0804　熊本県熊本市中央区辛島町５－１日本生命熊本ビル12階　令７・８資格審査担当　（電話096-288-1652）

(ﾊ)申請方法：原則として電子メール方式による（詳細は、上記ＨＰ中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

上記(ｲ)到着期限の１営業日前正午までに８(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い同午後５時40分ま

でに(ﾛ)の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあっては、本競争に参加することができない。

② 本工事の競争参加資格等の申請

(ｲ)提出期間：令和８年１０月２２日（木）から令和８年１２月３日（木）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。

(ﾛ)提出場所：【電子入札システムによる場合】　８(2)に同じ。
【紙入札による場合】　８(1)に同じ。

(ﾊ)提出方法：申請書及び資料、見積価格書の提出は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、８(1)へ郵送すること。

電子入札でファイル容量の合計が３ＭＢを超える場合は、全ての書類を８(1)へ郵送すること（電子入札システムでの提出との分割は認めない）。

以上による郵送の場合、別紙８を参考に申請書を作成し、ＣＤ－Ｒを同時に提出すること。提出期間は上記②(ｲ)と同一（提出期間内に必着）とし、郵便書留等の配達記録が残るものに限る。表封筒には「『08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事』に係る競争参加資格申請書別添資料在中」と明記すること。

また、あわせて電子入札システムにより以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること（紙入札希望者を除く）。

- 郵送する旨の表示
- 郵送する書類目録
- 郵送する書類のページ数
- 発送年月日

③ ヒアリング：「施工計画」に関する提案についてのヒアリングを必要に応じて行う。日時については、企画第２課より指定するので、指定された日時に内容を説明できる者が出席すること。

④ 見積価格書に係るヒアリングの日時、場所及び参加者

日　時：令和８年１２月２１日（月）、１２月２２日（火）又は、１２月２３日(水)のいずれか１日
具体的な日時については、申請書、資料及び見積価格書提出後に別途調整を行う。

場　所：８(1)に同じ。

参加者：配置予定技術者のほか、見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。配置予定技術者が見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる場合は、配置予定

技術者のみでよい。

⑤ 見積を採用した項目の通知（土木工事、造園工事に限る）

見積の提出を求めた項目のうち、見積を採用した項目については、令和９年２月３日までに、電子メールにより競争参加資格の認定を有する者に対して通知する。

⑥ 見積価格書の作成

別紙10「見積価格書作成要領」に基づき作成すること。なお、見積作成にあたっての問い合わせは、８(1)と同じ。

なお、期限までに申請書及び資料、見積価格書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書は、様式１により１部（ただし、紙により申請した場合は、２部）作成すること。

(3) ４(5)の同種工事の施工実績及び４(6)②の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行う場合、以下に該当する国又は地域以外に主たる営業所を有する建設業者は、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

・効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域

・我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域

(4) 資料は、次に従い作成すること。(別紙８「申請書類作成の手引き」参照。)

① 工事成績等

上記７(1)に掲げる別紙１の「a.企業の技術力」①ＵＲ工事における工事成績評定点及び②ＵＲ工事の優秀工事施工業者表彰については、令和３年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した当機構発注の同種工事に係る工事成績評定点及び優秀工事施工業者表彰が有る場合は様式２に記載し、工事成績評定通知書の写し等関連する資料を提出すること。

また、同③の国、都道府県及び政令指定都市による優秀工事施工業者表彰については、令和３年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した同種工事に係る国、都道府県及び政令指定都市による優秀工事施工業者表彰が有る場合は様式２に記載し、関連する資料を添付すること。

同じく、同③の機構のその他の表彰は、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、令和３年４月１日から公告日の前日までを対象（支社等及び部門を問わない）とし、該当する表彰が有る場合は様式２に記載し、関連する資料を添付すること。

② 同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を物件ごとに様式３に記載し、それぞれ関連する資料を添付すること。記載できる実績は上限５件までとする。ただし、上記７(1)に掲げる別紙１の「a.企業の技術力」④の同種工事に係る加算点の対象は、平成28年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した工事であるため、留意すること。

③ 配置予定技術者

(ｲ) 上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の経験を様式４－１及び様式４－２に記載し、それぞ

れ関連する資料を添付すること。様式４－２に記載できる実績は上限３件までとする。ただし、上記７(1)に掲げる別紙１の「b.配置予定技術者」⑨の同種工事に係る加算点の対象は、平成28年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した工事であるため、留意すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、評価は候補技術者ごとに評価を行い、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。

(ﾛ) 上記７(1)に掲げる別紙１の「b.配置予定技術者」⑦のＵＲ工事における工事成績評定点及び同⑧のＵＲ工事の優秀工事施工業者表彰については、当機構発注の同種工事に係る令和３年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した工事の工事成績評定点及び平成28年４月１日から公告日の前日までに契約工期が終了した工事の優秀工事施工業者表彰が有る場合は様式２に記載し、工事成績評定通知書の写し等を提出すること

(ﾊ) 別途発注する次の工事と本工事を同時に申し込むことは可能である。

「08－千里津雲台団地先工区第１住宅建築その他工事（以下、第１住宅工事という。)」「08－千里津雲台団地先工区第２住宅建築その他工事（以下、第２住宅工事という。)」「08－千里津雲台団地先工区第３住宅建築その他工事（以下、第３住宅工事という。)」「08－千里津雲台団地先工区第４住宅建築その他工事（以下、第４住宅工事という。)」「08－千里津雲台団地先工区第５住宅建築その他工事（以下、第５住宅工事という。)」

ただし、第１住宅工事、第２住宅工事、第３住宅工事、第４住宅工事、第５住宅工事又は本工事のいずれかの落札又は低入札価格調査による落札決定保留により、後に開札する工事の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、下記(ﾆ)による。

(ﾆ) 入札書提出後開札までの期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

④ 企業の技術力、配置予定技術者及び施工計画

(ｲ) 別紙１の「a.企業の技術力」のうち⑤ISO9001又はISO14001の取得状

況、企業の地球環境配慮への取組み（環境報告書や社会貢献活動に係る取組みの公表）及び⑥ワークライフバランス関連認定については、様式５－１、様式５－２に記載のうえ、認証等が証明できる資料の写しを提出すること。

(ﾛ) 別紙１の「c.施工計画」に関する提案については、様式５－３に記載すること。（文字は10ポイント以上とすること。）

⑤ 上記４(7)に掲げる施工体制等に係る資料は様式６を参考に作成し、提出すること。

⑥ エレベーターの保守管理業務関係申告書

様式９「エレベーター保守管理業務関係申告書」及び様式10「遠隔点検仕様申告書」に基づいて作成のこと。ただし、様式９「エレベーター保守管理業務関係申告書」については、必要な内容が明記されていれば、自社で作成した様式でも可とする。

⑦ エレベーターの保守管理業務に係る確認書

様式８「エレベーターの保守管理業務に係る確認書」に記載されている様式に基づいて作成し、記名押印のうえ提出すること。

⑧ 添付書類について

(ｲ) 上記①～④が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者の図面等に限る。）の一部、工事成績評定通知書、表彰の通知文又は表彰実績が証明できる資料、免許に係る免許証、資格者証、従事役職・従事期間を証明すべき届出書類等（いずれも写し）を提出すること。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを提出すること。

(ﾛ) 設計図書は、建物構造、階数、棟数、面積等の確認ができる図面等の写しとし、原則Ａ４版とすること（文字等が判別できない場合は、該当部分を拡大する等すること。）

(ﾊ) 当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、CORINS登録内容の写しの提出をもって代えることができる。なお、民間工事において請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

(ﾆ) 民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料、見積価格書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１２月２５日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料、見積価格書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 西日本支社長は、提出された申請書及び資料、見積価格書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料、見積価格書は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書又は資料、見積価格書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　申請書及び資料、見積価格書提出時の注意事項

・ファイル形式は、Microsoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

・ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定すること。ただし自己解凍方式は指定しないものとする。

・契約書等の印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(7)　４(15)に示す競争参加資格を確認する書類として、建設業許可通知書（支店・営業所一覧を含む）の写しを添付すること。なお、申請書及び資料の提出期限日時点で許可の有効期間内であること。

10　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、西日本支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる（様式は自由）。

①　提出期限　：　令和９年１月１３日（水）午後５時

②　提出場所　：　８(2)に同じ。

③　提出方法　：　電子入札システムにより提出するものとする。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2)　西日本支社長は、説明を求められたときは、令和９年１月１８日（月）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　西日本支社長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

11　入札説明書に対する質問

(1)　この入札説明書の公募条件、総合評価方式、見積価格書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

①　提出期間：　令和８年１０月２２日（木）から令和８年１１月１１日（水）午後５時まで(提出期間内に必着)。

(1)の質問書の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎

日、午前10時から午後5時まで。提出期間内に提出が無い場合は質問がないものとみなす。

② 提出場所： ８(1)に同じ。

③ 提出方法： 予め上記8(1)に電話連絡のうえ、別紙２のとおり、書面及びＣＤ－Ｒ（Microsoft Excelの電子データ）を８(1)へ郵送により提出することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

郵送は、郵便書留等の配達記録が残るものに限り、表封筒には、「『08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事』に係る質問書在中」と明記すること。

(2) (1)により提出された質問及びその回答は、独立行政法人都市再生機構西日本支社 契約情報コーナーにおいて閲覧に供する。閲覧希望者は西日本支社受付へ申し出ること。なお、閲覧希望者が重複した場合は順次閲覧とする。

閲覧期間： 令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前11時40分及び午後１時から午後４時まで。

(3) この入札説明書の設計図面及び現場説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出期間： 令和８年１０月２２日（木）から令和９年１月２２日（金）午後５時まで。提出期間内に提出が無い場合は質問がないものとみなす。

② 提出場所：８(2)に同じ。

③ 提出方法：別紙２のとおり、電子データ（Microsoft Excel）にて電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする者は、８(1)へ郵送により提出すること。(11(3)①の提出期間内に必着)。郵送による提出方法は11(1)③に同じ。

電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること」)。

(4) (3)により提出された質問及びその回答は、次のとおり電子入札システムにて閲覧に供する。ただし、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社において閲覧させるので、あらかじめ８(1)記載の連絡先へ申し出のうえ、指定された日時に行うこと。

閲覧期間：令和９年２月８日（月）から令和９年２月１９日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

(5) 入札説明書(設計図面、現場説明書等含む)の追加説明

この入札説明書、設計図面、現場説明書、入札時積算数量書等の追加説明を

行う場合がある。追加説明を行う場合は、当機構から別途通知する。

(6)「構成比」の追加説明

下記14(4)における「予定価格における工事費と保守管理業務費の構成比（保守管理業務費内訳額／ 予定価格)」については、以下のとおり追加説明を行う。

① 日時：令和９年２月１２日（金）まで。

② 方法：当機構から別途通知する。

12　入札及び開札の日時及び場所

(1)　入札期間

令和９年２月１９日（金）から令和９年２月２２日（月）正午まで

(2)　開札の日時及び場所

日時：　令和９年２月２４日（水）午前９時３０分（予定）

場所：　〒530－0001　大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部　調達管理課

13　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14　入札方法等

(1)　入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙により８(2)に郵送（書留郵便により12(1)の期間に必着）すること。

また、紙による入札参加者は、16の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照）を表封筒にまとめて郵送すること。持参又は電送による入札は認めない。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で

落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

本工事の第１回の入札に際しては、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書の提出を求める。また、下記16の工事費内訳書の提出に掲げるとおり、工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書が未提出又は不備があるものとして認められる場合については、入札心得書第７条第１項第九号に該当する無効の入札として取扱うものとする。

(4)　保守管理業務費の契約金額（税抜き）は、落札者の入札価格に「予定価格の積算内訳における工事費と保守管理業務費の構成比（保守管理業務費内訳額／予定価格)」を乗じ、保守管理業務月数237ヶ月（12ヶ月/年 × 20年 － 3ヶ月）で除して求めた「１ヶ月分の費用（千円未満切り上げ)」に、保守管理業務月数237ヶ月（12ヶ月/年 × 20年 － 3ヶ月）を乗じた額をもって機構が定めるものとする。また、工事費の契約金額（税抜き）は、落札者の入札価格から保守管理業務費の契約金額（税抜き）を減じた額とする。

ただし、上記により算出した保守管理業務費（税抜き）が「予定価格の積算内訳における保守管理業務費（税抜き)」を超える場合は、「予定価格の積算内訳における保守管理業務費（税抜き)」を保守管理業務費の契約金額（税抜き）とする。この場合における工事費の契約金額（税抜き）は、落札者の入札価格から「予定価格の積算内訳における保守管理業務費（税抜き)」を減じた額とする。

(5)　供用開始後に実施するエレベーター保守管理業務の項目及び内容等については、保守管理業務仕様書等によるものとし、保守管理業務入札費用は、当該契約によりエレベーターが供用開始後、20年間点検保守を実施するために必要な額とする。(ただし、供用開始後3ヶ月を経過する月の月末までは無償とする。)

（参考）エレベーターの保守管理業務入札費用の計算式

１号機＋２号機＋ｎ号機 ＝ 保守管理業務入札費用（総合計金額）

１号機：○○円/月 × 237ヶ月（12ヶ月/年 × 20年 －3ヶ月）

２号機：○○円/月 × 237ヶ月（12ヶ月/年 × 20年 －3ヶ月）

ｎ号機：○○円/月 × 237ヶ月（12ヶ月/年 × 20年 －3ヶ月）

(6)　工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書の様式は別に示す記載方法を参考にして、保守管理業務費内訳書の記載内容は最低限、直接業務費、業務管理費、一般管理費を記載し、数量、単価、金額等を号機毎に明らかにして作成すること。

(7)　工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の10分の３以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16　工事費内訳書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。提出期間は、12(1)と同一(必着)とする。

(2)　工事費内訳書の様式は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。郵送により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者（又は代理人）印の押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）を記載することで押印を省略できる。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

①　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合又は郵送した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③　添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤　その他未提出又は不備がある場合

(4)　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5)　提出時の注意事項

①電子入札システムで提出する場合

電子入札により提出する場合のファイル形式等は、９(6)⑤に同じ。

ファイル容量の合計が３ＭＢを超える場合は、電子入札システムで以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付して送信の上、封筒に「『08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事』に係る工事費内訳書在中」と明記して、ＣＤ－Ｒを８(2)へ郵送すること（郵便書留等の配達の記録が残るものに限る）。

・郵送する旨の表示
・郵送する書類目録
・郵送する書類のページ数
・発送年月日

②紙入札の場合

入札書を入れた中封筒と、工事費内訳書（書面及びＣＤ－Ｒ（９(6)⑤による電子データ）を表封筒に入れて郵送すること（郵便書留等の配達の記録が残るものに限る）。

17　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

18　入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、西日本支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

19　落札者の決定方法

(1)　７(3)に同じ。

(2)　評価値の最も高い者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙６のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。

(3)　上記７(3)のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別紙７確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点

を減ずる。

20　手続における交渉の有無：無

21　契約書作成の要否等

当機構ホームページの標準契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

前金払40％以内、中間前金払又は中間支払率表による部分払16回及び完成払

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第１項中「10分の４」を「10分の２」に、第７項中「10分の４」を「10分の２」に、「10分の６」を「10分の４」に、第９項中「10分の５」を「10分の３」に、「10分の６」を「10分の４」に読み替えるものとする。

23　火災保険等付保の要否：要

24　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

25　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-6257-1537（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

26　関連情報を入手するための照会窓口

８に同じ。

27　その他

(1)　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、機構HP（https://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）、標準契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル06質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は、９(4)③の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5)　当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(6)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、午前８時30分から午後８時まで稼働している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。

(7)　システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。

(8)　障害発生時及び電子入札システム等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
　電子入札総合ヘルプデスク　TEL：0570-021-777
　電子入札ホームページ　https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html
・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先
　ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部　調達管理課　電話06-4799-1035

(9)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合は、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(10)　契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。

(11)　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(12)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から72日以内

(13)　落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で契約するものとする。

(14)　電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。

(15) 建設業法第20条の２第２項に基づく通知について

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、別添８を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、以下のとおり通知すること。

イ 提出時期：契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ 提出場所：８(2)に同じ

ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(16) 中東情勢の影響に関する事項

契約後、中東情勢の影響に伴い、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（想定される事象を含む）については、上記(15)の通知により受け付けることとし、通知の内容が発現した場合には、協議します。

以　上

別記（添付資料）

別紙１　総合評価方式の評価項目、評価基準及び配点（タイプＢ標準版（記述式））
別紙２　質問書
別紙３　施工計画の履行に係る覚書（案）
別紙４　エレベーター設備工事のエレベーター保守管理業務に関する覚書
別紙５　協定書
別紙６　低入札価格調査実施に伴う調査資料
別紙７　確認書
別紙８　申請書類作成の手引き
別紙９　実績価格調査表の提出について
別紙１０　見積価格書作成要領
別紙１１　余裕期間制度の概要
別紙１２　図面等（ＣＤ－Ｒ）申込書
様式１　競争参加資格確認申請書（単体用・ＪＶ用）
様式２　工事成績（単体用・ＪＶ用）
様式３　同種工事の施工実績（単体用・ＪＶ用）
様式４-1　配置予定技術者の資格・従事状況（単体用・ＪＶ用）
様式４-2　配置予定技術者の同種工事の施工実績（単体用・ＪＶ用）
様式５　企業の技術力、施工計画に係る資料
様式６　施工体制等に係る資料
~~様式７　適用除外誓約書~~
様式８　エレベーターの保守管理業務に係る確認書
様式９　エレベーター保守管理業務関係申告書
様式10　遠隔点検仕様申告書
様式11　見積価格書
別添１　共同請負入札参加資格審査申請書
別添２　特定建設工事共同企業体協定書
別添３　委任状（適宜）
別添４　昇降機保守管理契約書
別添５　昇降機保守管理業務仕様書、別表
別添６　人員の配置を示す計画書(専任特例2号)
別添７　人員の配置を示す計画書(変更)(専任特例2号)
別添８　通知書

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

08－新千里東町団地第2期1工区ADE棟建築その他工事

評価項目、評価基準及び配点（タイプB　標準版（記述式））　（1/2）

種目	項目	評価基準	配点	
a.企業の技術力	①UR工事における工事成績評定点 （JVの場合は、本工事の出資比率に応じて按分して算出（少数点第2位で四捨五入））	同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が70※1（75※2）点以上	3	11
		同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が65※1（70※2）点以上 70※1（75※2）点未満	1	
		同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が65※1（70※2）点未満又は工事実績なし	0	
	②UR工事の優秀工事施工業者表彰の通知の有無 （JVの場合は、構成員のうちの1社でよい）	同種工事の令和3年4月1日以降の実績あり ※自己申告による	2	
		同種工事の令和3年4月1日以降の実績なし	0	
	③国、都道府県及び政令指定都市による優秀工事施工業者表彰の通知の有無又はURのその他の表彰の通知の有無 （JVの場合は、構成員のうちの1社でよい）	同種工事の令和3年4月1日以降の実績あり ※自己申告による	2	
		同種工事の令和3年4月1日以降の実績なし	0	
	④同種工事における施工実績（UR工事、民間工事問わず （JVの場合は、本工事の出資比率に応じて按分して算出（少数点第2位で四捨五入））	同種工事の平成 28 年4月1日以降の実績数が5件以上 ＊提出様式は、入札説明書【様式 3】と同様（添付書類を含む）とする。	1	
		同種工事①の平成 28 年4月1日以降の実績数が5件未満	0	
	⑤ ISO の取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み （JVの場合は、構成員のうちの1社でよい）	以下の項目について 2 つ以上該当 ・ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取組みの公表を含む）	2	
		以下の項目について 1 つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取組みの公表を含む）	1	
		該当なし	0	
	⑥ワーク・ライフ・バランス関連認定の有無 （JVの場合は、構成員のうちの1社でよい）	次に掲げるいずれかの認定を受けていること ・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 ※3 ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※4 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）※5	1	
		ワーク・ライフ・バランス関連認定を未取得	0	
b.配置予定技術者	⑦UR工事における工事成績評定点 （JVの場合は、代表者の配置予定技術者の実績とする）	同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が70※1（75※2）点以上	2	5
		同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が65※1（70※2）点以上 70※1（75※2）点未満	1	
		同種工事の令和3年4月1日以降における平均点が65※1（70※2）点未満又は工事実績なし	0	
	⑧UR工事の優秀工事施工業者表彰の通知の有無 （JVの場合は、代表者の配置予定技術者の実績とする）	同種工事の平成 28 年4月1日以降の実績あり ※自己申告による	2	
		同種工事の平成 28 年4月1日以降の実績なし	0	
	⑨同種工事の実績 （JVの場合は、代表者の配置予定技術者の実績とする）	同種工事の平成 28 年4月1日以降の実績数が 3 件以上	1	
		同種工事の平成 28 年4月1日以降の実績数が 3 件未満	0	

評価項目、評価基準及び配点（タイプB　標準版（記述式））　（2/2）

種目	項目	評価基準	配点	
c.施工計画	⑩品質管理に係る施工計画	品質管理について効果があるとして評価できる。 (1)構造躯体の施工に係る提案(3項目×2点) (2)建築工事(構造躯体以外)･電気設備工事･機械設備工事の施工に係る提案(2項目×2点)	10	24
		標準的又は提案が具体的でないもの	0	
	⑪工事現場における環境配慮への取組み	環境配慮への取組みについて効果があるとして評価できる。(3項目×2点)	6	
		標準的又は提案が具体的でないもの	0	
	⑫生産性向上、業務省力化･効率化に係る施工計画及び取組み	生産性向上、業務省力化･効率化について効果があるとして評価できる。(3項目×2点)	6	
		標準的又は提案が具体的でないもの	0	
	⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み	維持管理性向上について効果があるとして評価できる。(1項目×2点)	2	
		標準的又は提案が具体的でないもの	0	
			40	

※1　工期末が令和6年9月 30 日以前の工事
※2　工期末が令和6年 10 月1日以降の工事
※1、※2 ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、各平均点に応じて配点を算出する。
算出した配点は、※1、※2 ごとの工事件数に応じて按分し、最終的な配点を決定する。
なお、配点の算出は少数点第 1 位までとし、少数点第 2 位は四捨五入する。
※3　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。
※4　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業、同法第 12 条第5項に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったものであって計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。
※5　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
注 1　入札参加者は、①～⑨の項目について、各評価基準に該当していることを確認できる資料を提出する。
注 2　b.配置予定技術者を複数で申請する場合は技術者ごとに評価項目⑦～⑨の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。
注 3　c.施工計画⑩～⑬については、現場説明書、設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書、関連法規等に明記されたことの提案は標準的な内容とし、0点とする。
注 4　a.企業の技術力①～④、b.配置予定技術者⑦～⑨は、公告日の前日までに契約工期が終了した工事とする。
注 5　UR工事の実績がない社が JV 構成員の場合、工事成績評定点の按分の際の得点は、60 点として計算を行う。
注 6　同種工事とは、競争参加資格における同種工事のことをいう。
注 7　ISO 認証取得状況については、「①登録証の写し」、「②当該工事を実際に施工する組織が認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す資料」、「③認証されている事業活動が当該工事の内容に一致していることを示す資料」を添付すること。ただし、②及び③については、①の登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、提出する必要はない。
注 8　SDGs※の取組の公表については、「①取組に係る対外的な公表資料」、「②具体的な取組内容及び取組状況が確認できる資料」を添付すること。
※第 70 回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標のうち、目標6、7、12、13、14、15 に係るもの。うち3つ以上の目標に係る取組がある場合に評価する。
注 9　提案の内容は、その履行について目視、書面等で確認できるものとする。
注 10　指定項目数以内で提案をすること。
注 11　a.企業の技術力③URのその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、支社等及び部門を問わない。
注 12　当機構ホームページに掲載している「UR 都市機構において今後評価しない技術提案内容（総合評価ガイドライン建築･設備部門）」（https://www.ur-net.go.jp/order/sougou.html）の公表内容に類する提案を受けた場合「非評価」として取扱うので留意されたい。

「c.施工計画」に係る提案作成について

⑩　品質管理に係る施工計画（計 10 点）	
項目設定の趣旨	当該建築物の施工品質を確保するための提案を求める。
評価する提案	標準案を超える、施工品質確保に資する提案
標準案	設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書等）に示す内容。
主に求める提案	**（1）建築工事の構造躯体における施工品質確保に係る提案** **（3項目×2点（（評価2点、評価せず0点））** ○ 施工時のひび割れの制御に係る提案 ○ コンクリートの品質管理体制の補強・拡充に係る提案 ○ 乾燥収縮及び自己歪低減に係る提案 ○ 鉄筋、型枠に係る提案 ○ 基幹技能者※の配置に係る提案 ○ その他、施工品質確保に係る提案 **（2）建築工事（構造躯体以外）、電気設備工事、機械設備工事における施工品質確保に係る提案（2項目×2点（評価2点、評価せず0点））** **【建築工事(構造躯体以外)】** ○ 防水の施工品質確保に係る提案 ○ 当該現場独自の組織的な品質確保に係る提案 ○ 基幹技能者※の配置に係る提案 ○ その他、施工品質確保に係る提案 ・遮音・換気性能に係る提案 ・断熱・防露性能に係る提案 **【電気設備工事】** ○ 新たな工法に対する品質管理についての具体的な提案 ○ 誤作業防止のための品質管理についての具体的な提案 ○ 試験検査方法に係る品質管理についての具体的な提案 ○ 当該現場独自の品質確保に関する組織的な取組みに係る提案 ○ 基幹技能者※の配置に係る提案 ○ その他、施工品質確保に係る提案 **【機械設備工事】** ○ 新たな工法に対する品質管理についての具体的な提案 ○ 誤作業防止のための品質管理についての具体的な提案 ○ 試験検査方法に係る品質管理についての具体的な提案 ○ 当該現場独自の品質確保に関する組織的な取組みによる具体的な提案 ○ 基幹技能者※の配置に係る提案 ○ その他、施工品質確保に係る提案

※　基幹技能者

・（1）に係る基幹技能者とは以下のとおり。
　・コンクリート圧送基幹技能者
　・プレストレストコンクリート工事基幹技能者
　・鉄筋基幹技能者
　・圧接基幹技能者
　・型枠基幹技能者
・複数の職種の基幹技能者の配置に係る提案があった場合、（1）～（2）の各項目で評価する。
　ただし、各項目内で複数の工種の基幹技能者の配置に係る提案があった場合1提案とみなす。
・基幹技能者は当該工種の工事期間中は常駐するものとし、提案する場合明記すること。

⑪　工事現場における環境配慮への取組み（計6点）	
項目設定の趣旨	工事現場又は周辺環境に配慮するための提案を求める。
評価する提案	標準案を超える、環境配慮に資する提案。
標準案	設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書等）に示す内容。
主に求める 提案 （3項目まで）	**3項目×2点（評価2点、評価せず0点）** **（1）近隣周辺環境への騒音、振動、粉塵等の対応に係る提案** ○　騒音、振動低減・防止に関する取組み ○　粉塵低減・防止に関する取組み **（2）工事現場での安全管理、危機管理及び健康管理等に係る提案** ○　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定取得 ○　その他安全管理、危機管理及び健康管理等に関する具体的な提案 **（3）発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に係る提案** **（4）その他、工事現場における地球環境配慮に係る提案** **（5）その他、近隣周辺における環境配慮に係る提案** ○　近隣周辺へのｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ、貢献に関する取組み ○　近隣周辺への安全に関する取組み

⑫　生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み（計6点）	
項目設定の趣旨	生産性向上、業務省力化・効率化に係る提案を求める。
評価する提案	標準案を超える、生産性向上、業務省力化・効率化に資する提案。
標準案	設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書等）に示す内容。
主に求める 提案 （3項目まで）	**3項目×2点（評価2点、評価せず0点）** ○　作業工程の円滑化に係る具体的な提案 ○　機械（建設作業重機や測量機器等）に関する縮減・作業効率化に係る具体的な提案 ○　労務に関する縮減・作業効率化に係る具体的な提案 ○　工事監理の省力化に係る具体的な提案 ○　その他生産性向上や業務省力化・効率化に係る具体的な提案

⑬　維持管理性の向上に係る施工計画及び取組み（計2点）	
項目設定の趣旨	維持管理性の向上に係る提案を求める。
評価する提案	標準案を超える、維持管理性の向上に資する提案。
標準案	設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書等）に示す内容。
主に求める 提案 （1項目まで）	**1項目×2点（評価2点、評価せず0点）** ○　長寿命化に係る具体的な提案 ○　耐久性向上に係る具体的な提案 ○　維持管理時の作業性向上・手間縮減に係る提案 ○　運用時の省エネルギーに係る具体的な提案 ○　その他維持管理性の向上に係る具体的な提案

総合評価に係る提案作成の注意点について

「c 施工計画」に係る提案については、以下の注意事項に従い作成すること。

「評価」	以下、すべてを満たす場合に「評価」と判定を行うものとする。 **① 標準案を超えている内容であること** ・「標準案」とは、設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書、関連法規等）に示す内容。 **② 複数の要素を含まないこと** ・提案された各項目について、採点基準をまたいで評価しない。 ・1つの提案のなかに「不適切」と判断されるものと、「評価」できるものがあった場合は、「不適切」とする。 **③ 実施内容が明確かつ具体的であること（数量・箇所・時期・回数・日数・頻度・仕様・資格・目標値・基準値等）** ・仕様、性能、目標値、基準値等を記載する場合は、標準案と比較した場合の優位性が容易に判定できる表記とし、原則として公的な規格及び基準等を基に記載すること。材料・工法に係る提案内容については、主な採用実績をあわせて記載すること。 **④ 実施内容による効果が明確であること** ・提案内容の実施により、どのような効果があるのか（現状のどのような問題が解決されるのか）を確認方法と合わせて、具体的に記載すること。効果の記載が明確でないものは評価しない。 ・対象範囲・期間等が著しく限定的な提案は評価しない。（入札説明書においてあらかじめ範囲を指定している場合等を除く） ・立地条件、敷地条件、規模、用途、建物形状等を踏まえた提案とすること。 **⑤ 監督員・検査員による履行確認が可能であること** ・履行確認は、書類又は目視確認等で行えるものとする。 ・社内で行う組織的な取組み等、監督員等が直接確認できない内容を提案する場合、履行確認方法（例：会議資料、確認資料及び議事録の監督員への提出等）も記載すること。 **⑥ 提案内容に懸案事項が含まれている場合は対策が講じられていること** ・効果の認められる提案であっても、別の懸案事項が発生する場合で、その対策の記載のないものは評価しない。 **⑦ 提案内容を実施することが確実であること（実施にあたり協議を伴うもの、特定の条件化においてのみ実施するもの等は不可）** ・提案内容を実施するために機構又は第三者と協議を要する等、実施することが不確実である提案は評価しない。 ・「○○の場合は○○する」など、実施されるｹｰｽが限定される提案は評価しない。
「評価せず」 または 「不適切」	以下に該当する場合は、「評価せず」または「不適切」と判定する場合がある。 ① 一般に普及している、または多数の企業からの提案が想定される形骸化した提案 ② 実施しても効果が低いと想定される提案 ③ 設計図書等のとおり適切に施工されれば、必要のない補修等に係る提案 ④ （在来発注の場合）設計図書の変更を伴う提案（仕様変更を伴う提案も含む） ⑤ 工期変更に係る提案 ⑥ 当機構ホームページに掲載している「UR都市機構において今後評価しない技術提案内容（総合評価ガイドライン建築・設備部門）」の公表内容に類する提案 （https://www.ur-net.go.jp/order/sougou.html）

- 未提出の場合は競争参加資格がないものとする。（「提案なし」として提出すること。）
- 契約後の履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。
- 総合評価方式に関する事項については、当機構ホームページ「入札・契約情報」に記載の「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（建築・設備部門）」を参考とすること。https://www.ur-net.go.jp/order/sougou.html

別紙２

令和　　年　　月　　日

日付は**提出日を記入**

08ー新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

質　問　書

質問がある場合のみ、当記入例に従い記入し、提出して下さい。
※　質問がない場合は提出していただく必要はありません。

全枚数を記入

表紙共全　　枚

会社名及び代表者名の記名、捺印※
※紙で提出の場合

競争参加申請者：　　**印**

別紙２

08ー新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

質問書（**現場説明書について**）

番号	ページ番号／図面番号	質疑内容
1		
2		
3		

① Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌで作成の上、紙面（※）とともに電子データもＣＤ－Ｒ等にて提出すること。※紙で提出の場合。

② 現場説明書、各図面、主要工種数量内訳書等、それぞれ下記のとおり別シートに分けて記入すること。

例　・現場説明書について
・建築意匠図面について
・建築構造図面について
・電気設備図面について
・機械設備図面について
・エレベーター設備図面について
・土木図面について
・造園図面について
・主要工種数量内訳書について　　等

③ 各質問は、データ上、１つのセルに１つの項目（１つの質疑）とすること。

④ なお、電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。（機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)」を遵守すること）

別紙３

施工計画の履行に係る覚書（案）

都市再生機構を発注者とし、＿＿＿＿＿＿＿＿を受注者として、令和　　年　　月　　日締結した「08ー新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事」（以下「工事」という。）の入札説明書に規定する総合評価落札方式の施工計画の履行に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

１　発注者が評価した施工計画は（別紙１）のとおりとする。
　　なお、発注者が評価した施工計画について、請負金額の増額は認めないものとする。

２　発注者は、周辺の状況の変化等により、施工計画の全部又は一部について、実施することが不適切と判断した場合は、受注者に書面（別紙２）による通知の上、当該施工計画の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。

３　受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画に関して具体の施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書（チェックシート（別紙３）含む。）を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。

４　受注者は、施工計画について、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により履行できない場合を除き、上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。

５　受注者の責によらない理由により、施工計画に基づく提案の内容が実施できない状況となった場合、又は施工計画の提案書（以下、単に「提案書」という。）に記載された内容（数量又は実施範囲等）のとおり実施できない場合は、発注者の監督員にその理由等を記した書面（別紙４）及び内容を修正した提案書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面（別紙５）により提出するものとする。

６　発注者は、受注者が上記４の手続きを行わずに提案書の内容を実施しなかった場合は、１項目につき５点、また、未実施についての発注者による指摘後に受注者が実施した場合は、１項目につき１点の工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大２０点を減ずることができるものとする。

７　受注者が施工計画を実施しないことが工事目的物の契約不適合に該当する場合、発注者は工事請負契約に基づき、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができるものとし、工事成績評定においては、上記４とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住所

　　氏名　　㊞

受注者　　住所

　　氏名　　㊞

施工計画において機構が評価した項目

工事名　：　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

受注者　：　〇〇建設（株）

評価項目	評価した内容
⑩品質管理に係る施工計画 (1)構造躯体の施工に係る提案	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施
(2)建築工事（構造躯体以外）・電気設備工事・機械設備工事の施工に係る提案	・～～～を実施
	・～～～を実施
⑪工事現場における環境配慮への取組み	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施
⑫生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施
⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施

以　上

別紙３

（別紙２）

令和〇年〇月〇日

〇〇建設（株）

支店長　〇〇　〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　〇〇　〇〇

当機構が評価した施工計画の中止（又は停止）について（通知）

施工計画の履行に係る覚書　２に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事名　：　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
⑩品質管理に係る施工計画 (1) 構造躯体の施工に係る提案 ・～～～を実施 (2) 建築工事（構造躯体以外）・電気設備工事・機械設備工事の施工に係る提案 ・～～～を実施	
⑪工事現場における環境配慮への取組み ・～～～を実施	
⑫生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施	
⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施	

以　上

別紙３

（タイプB,C,Dの場合）（別紙３）

総括監督員　　印

検査員　　印

監督員　　印

施工計画に係る実施状況の確認書（チェックシート）

工事名　：　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

受注者　：　〇〇建設（株）

評価項目	評価した内容	実施確認予定時期	機構記入欄 監督員 実施確認	機構記入欄 監督員 未実施の指摘	機構記入欄 総括監督員確認	機構記入欄 成績評定減点	機構記入欄 実施状況の考察
⑩品質管理に係る施工計画	・～～～を実施	年/月頃					
(1) 構造躯体の施工に係る提案	・～～～を実施	年/月頃					
(2) 建築工事(構造躯体以外)・電気設備工事・機械設備工事の施工に係る提案	・～～～を実施	年/月頃					
⑪工事現場における環境配慮への取組み	・～～～を実施	年/月頃					
	・～～～を実施	年/月頃					
⑫生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み	・～～～を実施	年/月頃					
	・～～～を実施	年/月頃					
⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み	・～～～を実施	年/月頃					
	・～～～を実施	年/月頃					
						合計	最終減点⇒

※1　未実施の指摘については、別途書面により受注者に指示するものとする。

※2　未実施（一部実施の場合も含む）の場合は5点減点、指摘後実施の場合は1点減点、最大減点は20点減点とする。

以　上

別紙3-4

別紙３

（別紙４）

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　〇〇　〇〇殿

〇〇建設（株）

支店長　〇〇　〇〇

機構により評価された施工計画の中止（又は停止）について（依頼）

施工計画の履行に係る覚書　５に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事名　：　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
⑩品質管理に係る施工計画 (1) 構造躯体の施工に係る提案 ・～～～を実施 (2) 建築工事(構造躯体以外)・電気設備工事・機械設備工事の施工に係る提案 ・～～～を実施	
⑪工事現場における環境配慮への取組み ・～～～を実施	
⑫生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施	
⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施	

（添付書類）

施工計画・技術提案の提案書（該当項目をマーキング）　一式

以　上

別紙３

（別紙５）

令和〇年〇月〇日

〇〇建設（株）

支店長　〇〇　〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　〇〇　〇〇

施工計画の中止（又は停止）依頼について（回答）

令和〇年〇月〇日付で依頼いただきました「機構により評価された施工計画の中止（又は停止）について（依頼）」について、以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止（又は停止）に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止（又は停止）依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止（又は停止）した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事名　：　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

評価項目	中止（又は停止）の理由	回答	回答の理由
⑩品質管理に係る施工計画 (1) 構造躯体の施工に係る提案 ・～～～を実施 (2) 建築工事（構造躯体以外）・電気設備工事・機械設備工事の施工に係る提案 ・～～～を実施			
⑪工事現場における環境配慮への取組み ・～～～を実施			
⑫生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施			
⑬維持管理性向上に係る施工計画及び取組み ・～～～を実施			

以　上

別紙４

08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事における
エレベーター設備工事のエレベーター保守管理業務に関する覚書

１　工事名称　08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事
２　工事場所　大阪府豊中市新千里東町二丁目７番１
３　エレベーター設置団地及び基数　新千里東町団地、６基

独立行政法人都市再生機構西日本支社（以下「発注者」という。）と○○建設株式会社（以下「受注者」という。）とは、本日受注者が落札した上記工事について、次のとおり覚書を交換する。

（保守管理に関する協定書の締結）
第１条　受注者は、発注者の提示する当該工事入札における入札説明書に基づいて、当該工事の完了時までに入札説明書の別紙５に示すエレベーターの保守管理業務に関る「協定書」を締結しなければならない。また、エレベーターの供用開始日が複数ある場合には、供用開始日毎に協定書の締結を行うものとする。

第２条　入札説明書の別紙５に示す「協定書」の保守管理業務の費用は、次に掲げる場合を除き、当該工事入札において決定（落札した額に消費税を含んだ額）した保守管理業務費用の額（以下「決定額」という）とする。
一　物価の急激な上昇等特別な理由がある場合。
二　建築基準法令の規定への適合等により点検項目に変更がある場合。
三　当該工事の完了時までに、上記のエレベーター設置団地において、受注者が保守管理業務を行うエレベーターの基数が増減した場合は、その基数に見合う保守管理業務の費用で「協定書」を締結する。
四　当該工事に係るエレベーターの保守管理業務を行う保守管理会社が複数となる場合は、保守管理会社毎に「協定書」を締結することとし、保守管理会社毎の保守管理業務の費用の合計額は決定額とする。

（その他）
第３条　この覚書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として、本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日
発注者　住　所
　　氏　名　　印
受注者　住　所
　　氏　名　　印

別紙５

協　定　書

工事名称	08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事
工事場所	大阪府豊中市新千里東町二丁目７番１
工事完了予定時期	令和１２年２月
エレベーター設置団地、台数	新千里東町団地、６基

独立行政法人都市再生機構西日本支社（以下「発注者」という。）、〇〇株式会社（以下「受注者」という。）及びエレベーターの保守管理実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、受注者が発注者から受注した標記の工事に係るエレベーターについて、発注者と保守管理会社との契約により保守管理会社が実施するエレベーターの保守管理の体制等を以下の各項目のとおりとすることとし、本協定を締結する。

記

１　エレベーターの保守管理業務の内容は、当該工事入札における入札説明書の**別添４**「昇降機保守管理契約書」及び**別添５**「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という）によるフルメンテナンスとする。

２　エレベーターの保守管理業務の実施期間は供用開始後 20 年間とし、保守管理業務の費用は、物価の急激な上昇等特別な理由がある場合、建築基準法令の規定への適合等により点検項目に変更がある場合及び３項の場合を除き、１号機：〇〇〇〇〇円／月・基（消費税を含む。）、２号機：〇〇〇〇〇円／月・基（消費税を含む。）とする。ただし、供用開始後 3 ヶ月を経過する月の月末までは無償とする。また、供用開始日は令和〇〇年〇月〇日とする。

３　供用開始後に、上記のエレベーター設置団地において、保守管理会社が保守管理業務を行うエレベーターの基数が増減した場合は、その基数に見合う保守管理業務の費用で契約書を締結する。

４　第２項の保守管理業務の実施期間中に保守管理会社の契約辞退等の事態が発生した場合は、受注者の責任において、本協定書に定める条件で保守管理会社に代わり保守管理業務を実施する者を手配すること。

５　保守管理業務の契約期間は、第２項にかかわらず、別途定めることとし、必要に応じ更新する。

この協定締結の証として、本書三通を作成し、発注者、受注者及び保守管理会社の記名押印の上、各自１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　住所
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　〇〇　〇〇　　㊞

受注者　住所
名称
代表者　　㊞

保守管理会社　住所
名称
代表者　　㊞

別紙６

低入札価格調査について

１　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第２項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

(1)　直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
(2)　共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
(3)　現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
(4)　一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

＊調査基準価格は「工事費」から算出し、「保守管理業務費」は含めないものとする。
＊一部の工事については、上記の範囲内で適宜定めた額とする。
（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→契約関係規程等→お知らせ→「低入札価格調査基準価格の一部見直しについて」を参照）

２　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあっては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあっては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

３　低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

(1)　当該価格で入札した理由
(2)　積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
(3)　契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
(4)　契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
(5)　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
(6)　契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
(7)　契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
(8)　契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
(9)　契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
(10)　労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
(11)　労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
(12)　確約書
(13)　施工体制台帳
(14)　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
(15)　経営内容（過去３年間の貸借対照表及び損益計算書）

※１：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。
※２：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であること

を立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※３：上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

4　調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。

5　調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

6　低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

7　低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第７条第９項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。

8　低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第９項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

9　低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。

10　当該調査の結果は、公表することがある。

以　上

別紙７

確　認　書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者で確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

令和　　年　　月　　日

発注者

㊞

受注者

㊞

（別紙）

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

１　○○○に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

２　◎◎◎に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

３　※※※に関すること。

記載要領
1）工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
2）低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
3）低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以　上

申請書類作成の手引き

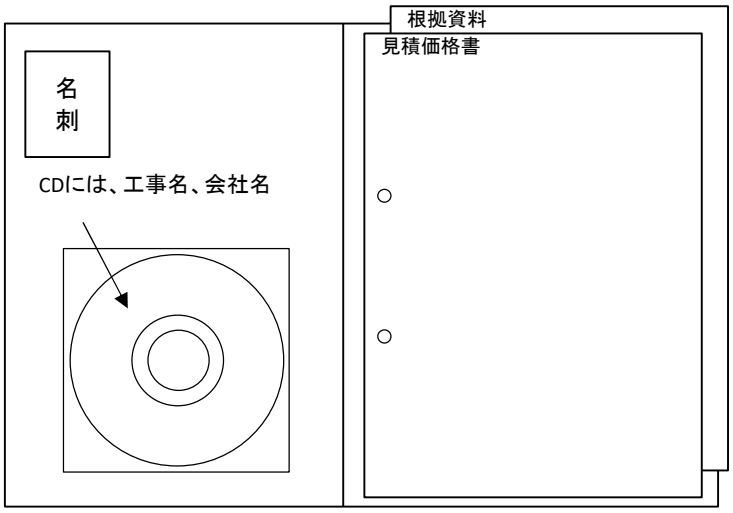

見積価格書

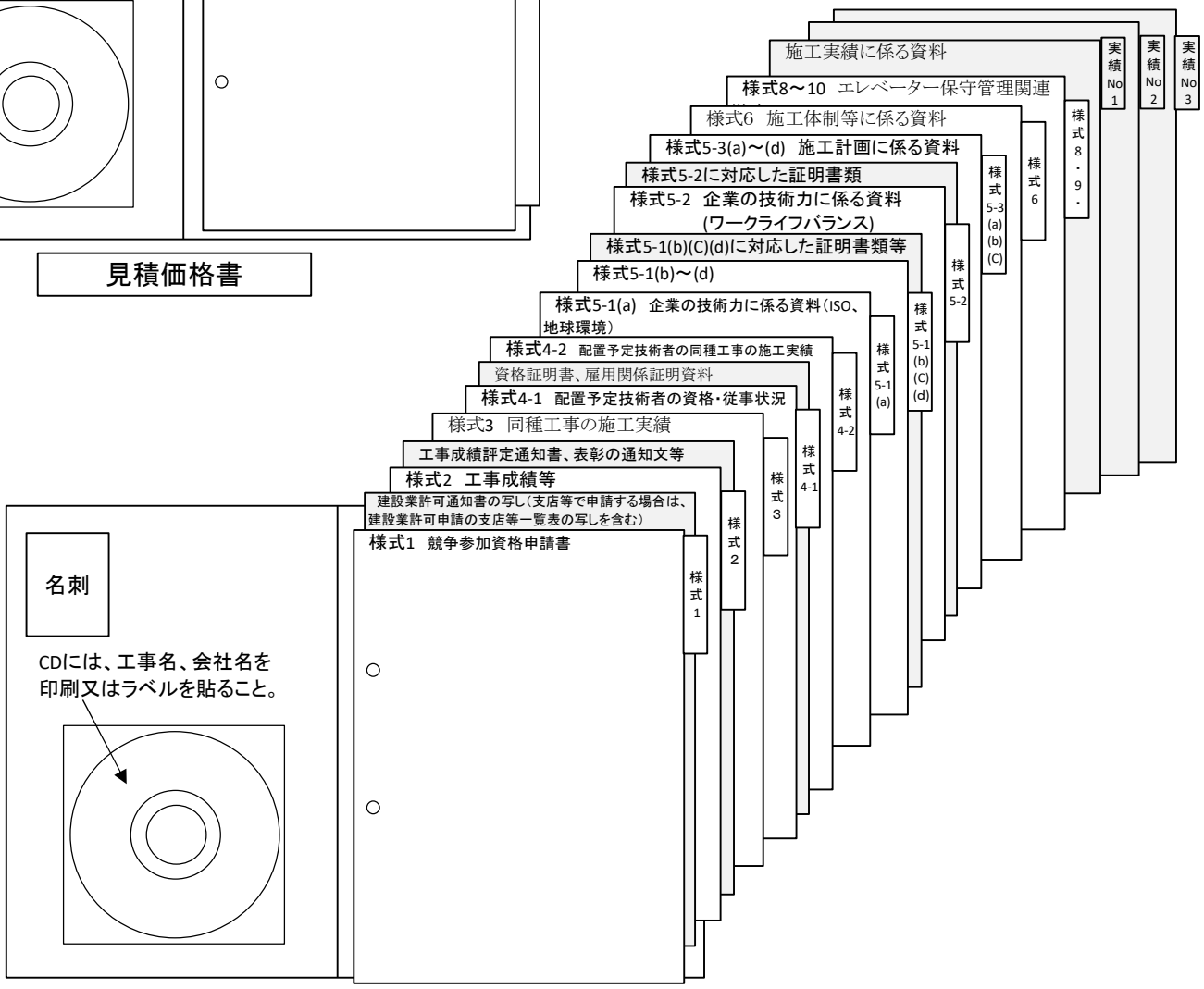

競争参加資格確認申請書類

(1) 様式1は、電子入札の場合は申請書の写しを、紙入札の場合は申請書の原本を添付して下さい。

(2) 様式1～10の順に綴じ、各様式の最初ページにインデックスを付けてください。

(3) 施工実績に係る資料については、工事1件毎に関連書類一式(コリンズ、契約書、設計図書、工事成績評定通知書、内訳書、対象工事費算出根拠等)をまとめ、「実績 No.●」というインデックスを付け、巻末に一括添付して下さい。また、様式3、4の「実績 No」欄には、該当工事のNoを記載して下さい。

(4) A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入し、ファイルの裏表紙に連絡先として担当者様の名刺を添付してください。

(5) 提出書類は、原則A4版とします。判別が困難なようであれば、A3版(A4サイズにZ折綴込み)としてください。なお、A3版でも必要事項が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付してください。(工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーしてください。)

(6) 提出書類は、添付資料も含めた一式をCD－Rに保存し、A4版ファイルと一緒に提出してください。様式1～5は、Word形式データのままで保存してください。CD－Rには、本工事名及び会社名を印刷又はラベル貼りしてください。

(7) 見積価格書は別冊でも綴じて下さい。詳細は別紙10見積価格書作成要領を確認下さい。

(8) 提案項目の評価に係る通知のため、簡易書留料金(460円)の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出してください。封筒表に宛先(申請者の住所・会社名・担当者名)を記載してください。なお、紙入札の場合は、競争参加資格の確認結果通知用に追加でもう1枚(計2枚)提出してください。

別紙9

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人都市再生機構
西日本支社技術監理部　部長　田中 敏宏　　殿

会　社　名
現場代理人　　印

実績価格調査票の提出について

標記について、08ー新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事の見積書を提出します。

１．見積もりの提出を求め活用する方式による項目等の事後確認

番号	科目	細目（名称）	摘　要（仕　様）	数量	見積価格(税抜)		実績価格(税抜)		備考 ※受
					単価・価格 ※受	金 額 ※受	単価・価格 ※受	金 額 ※受	
Ａ１	躯体	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	呼び強度21-18-25(20)	〇〇㎥	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	※見積価格と実績価格に大きな開差がある場合は理由を記載
Ａ２	躯体	打放し型枠	ﾗｰﾒﾝ構造　中・高層用 一般（H<3.5m）	〇〇㎥	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
Ａ３	仕上	ｺﾝｸﾘｰﾄ補修	部分目違いばらい、ｺｰﾝ処理共 RC上げ裏面以外	〇〇㎥	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
Ｅ１	電気配管設備	合成樹脂製可とう電線管CD	CD(16) ｺﾝｸﾘｰﾄ埋込	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	※見積価格と実績価格に大きな開差がある場合は理由を記載
Ｅ２	電力設備	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ	EM-CET 100sq 床下配線	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
Ｅ３	電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備	照明器具	LEDﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ100形	〇〇個	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	

【凡例】※受：受注者が記載する項目

記載にあたっての留意事項

１）見積もりの提出を求める方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、工事契約後速やかに提出をお願いいたします。

２）見積価格は、見積書に記載した価格を記入して下さい。

３）実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価及び価格について記載して下さい。

令和８年１０月２１日

入札参加者　殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

見積価格書作成要領

08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事に関する見積価格書の作成については入札公告時に掲示する掲示文、入札説明書等及び入札（見積）心得書の記載事項及び本要領に基づき作成し提出してください。

記

１　作成方法

(1)　設計図書他交付資料に基づき、疑義を質問書にて明らかにした上で見積価格書を作成してください。

(2)　見積価格書は交付資料の CD データに格納された「見積内訳書様式」に準じて作成してください。又、様式は詳細内容（名称、摘要、数量、単位、単価、金額、備考）を具備している様式で作成してください。

(3)　見積価格書内にて一式計上となる項目は可能な限り詳細内訳書を別添するか、摘要欄又は備考欄に金額の根拠を明記してください。

(4)　提出する見積価格は、実勢価格又は取引予定価格を記載してください。

(5)　見積価格書の作成は下記内容に基づいて作成してください。

1)　共通事項

・各労務単価を記入してください。

2)　建築、電気設備、機械設備、土木、造園に係る工事

・見積価格書にある単価を記入してください。

・見積価格書の備考欄に※で条件を指定している場合、記載内容に変更がある場合は明記してください。

・専門下請工事による諸経費は、各単価に含んでください。

(6)　見積価格書の内容によって、さらに詳細な見積内訳の提出を求める場合があります。また、平常時の施工価格を著しく上回る項目については、根拠資料の提出をお願いします。

※根拠資料とは採用を予定する協力会社から収集する見積り又は直近に契約を交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。

(7)　見積り活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、当該単価における価格確定後（下請契約後等）速やかに提出をお願い致します。

2　提出書類

①　見積価格書（様式-11）　1部

②　根拠資料（様式は任意）　1部

③　上記 Excel データ（CD-R）　1枚

3　提出期限

入札説明書による

4　提出場所

入札説明書による

5　提出方法

入札説明書による

6　作成にあたっての注意事項

(1)　見積り提出内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。

(2)　見積価格書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積価格書を提出すること。

(3)　提出された見積価格書の金額と入札時に提出された工事費内訳書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。

(4)　見積価格の記載又は根拠資料の提出ができない場合は、その理由について記載のうえ提出をお願いします。

(5)　提出いただいた見積価格書及び根拠資料は、積算の目的以外に使用しません。

以　上

■ 余裕期間制度の概要

余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある 。

① 発注者指定方式 ：機構が工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式

② 任意着手方式：機構があらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式

③ フレックス方式 ：機構があらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で 、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式

①発注者指定方式の概念図

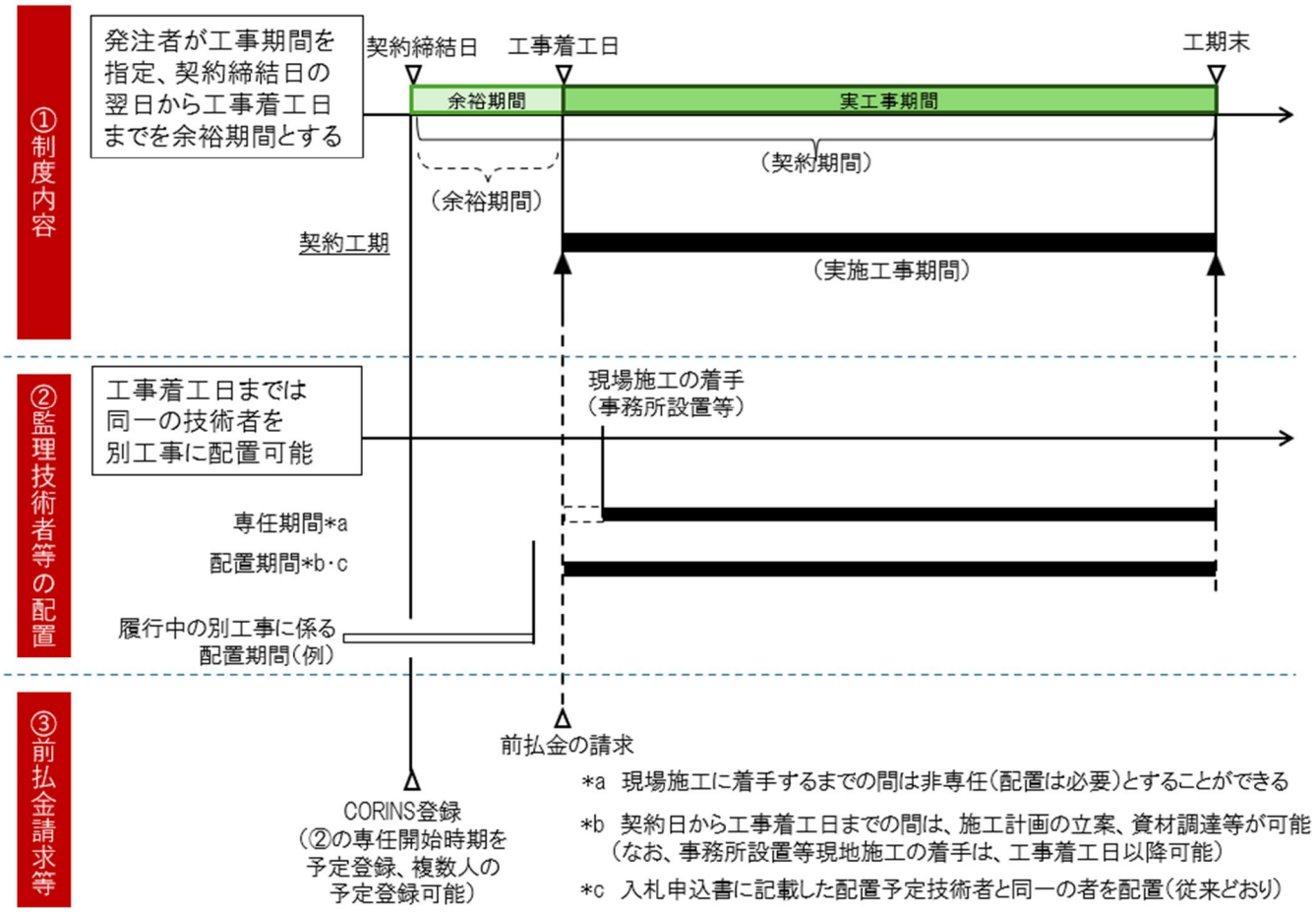

独立行政法人都市再生機構

（総則）

第１条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（機構が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式をいう。以下同じ。） を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施 策展開の一環として、受注者が余裕期間内に工事準備を行うことができる工事（余裕期間制度（発注者指定方式） による契約方式を実施する工事（以下「発注者指定方式による工事」という。））を実施するものである。

（余裕期間及び工期）

第３条 機構は、工事着工日をあらかじめ指定し、工事着工日から工期末までの工期を入札公告等により明示するものとする。

２ 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

３ 受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

（前払金の取扱い）

第４条 発注者指定方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

（工事着工日前の取扱い）

第５条 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

２ 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

３ 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

（技術者の取扱い）

第６条 余裕期間（契約締結日の翌日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要し ない。

（経費の負担）

第７条 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第８条 この要領に定めのない事項については、別に定める
ところによる。

別紙 12

【調達管理課ＦＡＸ番号：06－4799－1043 】

独立行政法人都市再生機構　西日本支社

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図　面　等　（CD-R）　申　込　書

申込日：令和　　年　　月　　日

送付に係る費用を負担する事を了承の上、下記工事の図面等(CD-R)を申込みます。

工事件名		08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事
申込者	貴社名	
	御住所（送付先）	〒
	御連絡先	（ＴＥＬ） （ＦＡＸ）
	部署名	
	御担当者名	
備考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。
※図面等は全てＣＤ－Ｒでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。
※着払い便にて発送する。
※ＣＤ－Ｒは、ＦＡＸ受領日の３営業日後までに到着するよう発送する。

様式１
（単体用）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　倉上 卓也　殿

申請者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

連絡者　担 当 者 名

電話・ＦＡＸ

建設業許可番号	
機構登録番号	

令和８年１０月２１日付けで掲示のありました「08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　建設業許可通知書の写し（支店等で申請する場合は、建設業許可申請の支店等一覧表の写しを含む）

２　入札説明書９(4)①、③(ﾛ)に定める工事成績等に係る資料（様式２）

３　入札説明書９(4)②に定める同種工事の施工実績に係る資料（様式３）

４　入札説明書９(4)③(ｲ)に定める配置予定技術者の資格等に係る資料（様式４）
（専任特例２号を配置する場合は届出書別添６を含む）

５　入札説明書９(4)④に定める企業の技術力、配置予定技術者及び施工計画に係る資料（様式５）

６　入札説明書９(4)⑤に定める施工体制等に係る資料（様式６）

７　入札説明書９(4)⑥、⑦に定めるエレベーター保守管理業務に関する書類（様式８～10）

８　見積価格書（様式１１）

機構受付印

注）提案項目の評価に係る通知用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長３封筒（返信用封筒）を申請書と併せて提出すること。

様式２
（単体用）

令和　　年　　月　　日

工　事　成　績　等

申請者：

総合評価項目「a.企業の技術力①～③」に係る工事成績評定点及び表彰について

工事件名等	工事期間等	ＵＲ工事 成績評定点	表彰
＜記入例１＞ ○○住宅建設工事	H30.10.1～ R4.2.1	70点	UR○○支社
＜記入例２＞ ○○市営住宅建築工事	R3.10.1～ R5.2.1	－	○○県○○市
＜記入例３＞ ○○街づくり貢献表彰	R6.7.1	－	UR○○支社
			･UR工事表彰1件 ･国等表彰1件 ･機構その他表彰1件

総合評価項目「b.配置予定技術者⑦～⑧」に係る工事成績評定点及び表彰について

配置予定技術者名：

工事件名等	工事期間等	ＵＲ工事 成績評定点	表彰
＜記入例＞ ○○住宅建設工事	H30.10.1～ R4.2.1	70点	UR○○支社
			UR工事表彰　1件

注１）　入札説明書９(4)①、③(ﾛ)に掲げる工事について記載するとともに工事成績評定通知書、表彰の通知文又は表彰実績が証明できる資料の写しを添付すること。

注２）　表彰は、「ＵＲ」又は「国、都道府県及び政令市」の優秀工事施工者表彰、機構のその他の表彰に係る実績がある場合記入すること。

注３）　配置予定技術者として複数の候補者を記載することもできる。ただし、評価は候補者ごとに評価し、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。

注４）　工事が確認できる契約書、CORINS への登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

注５）　建設工事共同企業体での実績の場合、協定書を添付すること。

注６）　当機構が関西地区において令和６年４月１日以降に工事成績評定を通知した工事種別「建築」で工事成績評定が 68 点未満(工期末が令和６年 10 月１日以降の工事は、70 点未満)の物件には赤マークをすること。

注７）　該当工事が無い場合は「なし」と記入すること。

様式３

（単体用）

令和　　年　　月　　日

同 種 工 事 の 施 工 実 績

実績 No

申請者：

項　　目		施　工　実　績　事　例
工事名称等	工　事　名　称	
	発 注 機 関 名	
	施　工　場　所	
	契　約　金　額	総額　　百万円（出資比率　　％　　百万円）
	工　　期	平成・令和　年　月　日 ～ 平成・令和　年　月　日
	受　注　形　態	(1) 単体　　(2)共同企業体（出資比率　　％）
工事概要等	構　造・階　数	(1) ＲＣ造　　(2) ＳＲＣ造　　階建
	棟　数・戸　数	棟　　戸
	延　べ　面　積	㎡
	一住戸の最低面積	㎡
CORINS への登録 （当該事項を○で囲む）		有　・　無 （CORINS 登録番号：　　）

注１）　施工実績は、入札説明書４(5)に示す同種工事について記載すること。

注２）　工事内容が確認できる契約書・設計図書等の一部（写し）を添付し、**工事名称及び工事概要（構造・階数・棟数・戸数・面積・一住戸の最低面積等）が確認できる部分に赤マークをすること。**

なお、CORINS に登録済の場合、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

注３）　一住戸の最低面積が 30 ㎡未満の場合は、対象建築物の 1 戸あたりの平均専有面積が 30 ㎡以上であることを示す資料を添付すること

様式４－１
（単体用）

令和　　年　　月　　日

配置予定技術者の資格・従事状況

<table>
<tr><td colspan="3">申請者：</td></tr>
<tr><td colspan="3">建設業許可番号：</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　名　・　職　制</td><td>ふりがな
氏名　：　　監理技術者　・　主任技術者
（生年月日：昭和・平成　　（　　）年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">最　終　学　歴</td><td>学科（専攻）昭和・平成　　年　　月卒業</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">法令による免許</td><td>一級建築士
登録年月日：昭和・平成・令和　年　月　日
登録番号：（　　）
１級建築施工管理技士
登録年月日：昭和・平成・令和　年　月　日
登録番号：（　　）</td></tr>
<tr><td>監理技術者資格者証　交付年月日：平成・令和　年　月　日
交付番号：（　　）
監理技術者講習修了証　修了年月日：平成・令和　年　月　日
修了証番号：（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">現在の
従事状況</td><td>工事件名</td><td></td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td></td></tr>
<tr><td>工期</td><td>令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>CORINS登録</td><td>有（CORINS登録番号：　　－　　－　　）・無</td></tr>
</table>

注１）配置予定技術者とは、本工事において専任となる主任技術者又は監理技術者をいう。
注２）配置予定技術者の資格として、主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。
注３）配置予定技術者の資格を証する書面の写しを添付すること。また、３ヶ月以上の雇用関係が証明される書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書もしくは、所属会社の雇用証明書の写し等）を添付すること。
注４）監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証（裏面とも）の写しを併せて提出すること。
注５）現在従事している工事がない場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入すること。
注６）専任特例２号を配置する場合、専任特例２号に関する届出書別添６を合わせて提出すること。

様式４－２
（単体用）

令和　　年　　月　　日

配置予定技術者の同種工事の施工実績

実績 No

申請者：	
配置予定技術者名：	

項目		施工実績事例
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	総額　　百万円（出資比率　　％　　百万円）
	工期	平成・令和　年　月　日 ～ 平成・令和　年　月　日
	従事役職	**(1)現場代理人 (2)監理技術者 (3)主任技術者 (4)担当技術者**
	従事期間	**平成・令和　年　月　日 ～平成・令和　年　月　日**
工事概要等	構造・階数	(1) ＲＣ造　(2) ＳＲＣ造　　階建
	棟数・戸数	棟　　戸
	延べ面積	㎡
	一住戸の最低面積	㎡
CORINS への登録（当該事項を○で囲む）		有 ・ 無（CORINS 登録番号：　－　－　）

注１）配置予定技術者の施工実績は、入札説明書４(6)に示す同種工事について記載すること。

注２）工事内容が確認できる契約書・設計図書等の一部（写し）を添付し、**工事名称及び工事概要（構造・階数・棟数・戸数・面積・一住戸の最低面積等）が確認できる部分に赤マークをすること。**

なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

注３）一住戸の最低面積が 30 ㎡未満の場合は、対象建築物の１戸あたりの平均専有面積が 30 ㎡以上であることを示す資料を添付すること

注４）同種工事における従事役職及び従事期間が確認できる書類を添付し、該当部分に赤マークをすること。

なお、CORINS に登録済の場合、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

様式１
（ＪＶ用）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　倉上 卓也　殿

申請者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体

代表者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

連絡者　担当者名

電話・ＦＡＸ

建設業許可番号	
機構登録番号	

令和８年１０月２１日付けで掲示のありました「08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　建設業許可通知書の写し（支店等で申請する場合は、建設業許可申請の支店等一覧表の写しを含む）

２　入札説明書９(4)①、③(ﾛ)に定める工事成績等に係る資料（様式２）

３　入札説明書９(4)②に定める同種工事の施工実績に係る資料（様式３）

４　入札説明書９(4)③(ｲ)に定める配置予定技術者の資格等に係る資料（様式４）
（専任特例２号を配置する場合は届出書別添６を含む）

５　入札説明書９(4)④に定める企業の技術力、配置予定技術者及び施工計画に係る資料（様式５）

６　入札説明書９(4)⑤に定める施工体制等に係る資料（様式６）

７　入札説明書９(4)⑥、⑦に定めるエレベーター保守管理業務に関する書類（様式８～１０）

８　見積価格書（様式１１）

機構受付印

注）提案項目の評価に係る通知用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長３封筒(返信用封筒)を申請書と併せて提出すること。

様式２
（ＪＶ用）

令和　　年　　月　日

工　事　成　績　等

申請者（企業体名）：	特定建設工事共同企業体
（代表者／代表者以外）会社名：	

総合評価項目「a.企業の技術力①～③」に係る工事成績評定点及び表彰について

工事件名等	工事期間等	ＵＲ工事 成績評定点	表彰
＜記入例１＞ ○○住宅建設工事	H30.10.1～ R4.2.1	70点	UR○○支社
＜記入例２＞ ○○市営住宅建築工事	R4.10.1～ R5.2.1	－	○○県○○市
＜記入例３＞ ○○街づくり貢献表彰	R6.7.1	－	UR○○支社
			･UR工事表彰1件 ･国等表彰1件 ･機構その他表彰1件

総合評価項目「b.配置予定技術者⑦～⑧」に係る工事成績評定点及び表彰について

配置予定技術者名：			
工事件名等	工事期間等	ＵＲ工事 成績評定点	表彰
＜記入例＞ ○○住宅建設工事	H30.10.1～ R3.2.1	70点	UR○○支社
			UR工事表彰　1件

注１）　入札説明書９(4)①、③(ﾛ)に掲げる工事について記載するとともに工事成績評定通知書、表彰の通知文又は表彰実績が証明できる資料の写しを添付すること。

注２）　表彰は、「ＵＲ」又は「国、都道府県及び政令市」の優秀工事施工者表彰、機構のその他の表彰に係る実績がある場合記入すること。

注３）　配置予定技術者として複数の候補者を記載することもできる。ただし、評価は候補者ごとに評価し、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。

注４）　工事が確認できる契約書、CORINS への登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

注５）　建設工事共同企業体での実績の場合、協定書を添付すること。

注６）　当機構が関西地区において令和６年４月１日以降に工事成績評定を通知した工事種別「建築」で工事成績評定が 68 点未満(工期末が令和６年 10 月１日以降の工事は、70 点未満)の物件には赤マークをすること。

注７）　該当工事が無い場合は「なし」と記入すること。

様式３

（ＪＶ用）

令和　　年　　月　　日

同 種 工 事 の 施 工 実 績

実績 No

申請者（企業体名）：	特定建設工事共同企業体
（代表者／代表者以外）会社名：	

項　　目		施　工　実　績　事　例
工事名称等	工　事　名　称	
	発 注 機 関 名	
	施　工　場　所	
	契　約　金　額	総額　　百万円（出資比率　　％　　百万円）
	工　　期	平成・令和　年　月　日 ～ 平成・令和　年　月　日
	受　注　形　態	(1) 単独　　(2)共同企業体（出資比率　　％）
工事概要等	構　造・階　数	(1) ＲＣ造　　(2) ＳＲＣ造　　階建
	棟　数・戸　数	棟　　戸
	延　べ　面　積	㎡
	一住戸の最低面積	㎡
CORINS への登録 （当該事項を○で囲む）		有　・　無 （CORINS 登録番号：　　－　　－　　）

注１） 施工実績は、入札説明書４(5)に示す同種工事について記載すること。

注２） 工事内容が確認できる契約書・設計図書等の一部（写し）を添付し、**工事名称及び工事概要（構造・階数・棟数・戸数・面積・一住戸の最低面積等）が確認できる部分に赤マークをすること。**

なお、CORINS に登録済の場合、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

注３） 一住戸の最低面積が 30 ㎡未満の場合は、対象建築物の１戸あたりの平均専有面積が 30 ㎡以上であることを示す資料を添付すること

様式４－１
（ＪＶ用）

令和　　年　　月　　日

配置予定技術者の資格・従事状況

（代表者／代表者以外）	申請者（企業体名）： 特定建設工事共同企業体

会社名：		建設業許可番号：
氏　名　・　職　制		ふりがな 氏名　：　　監理技術者　・　主任技術者 （生年月日：昭和　　（　）年　　月　　日）
最　終　学　歴		学科（専攻）昭和・平成　　年　　月卒業
法令による免許		一級建築士 登録年月日：昭和・平成・令和　年　月　日 登録番号：（　　） １級建築施工管理技士 登録年月日：昭和・平成・令和　年　月　日 登録番号：（　　）
		監理技術者資格者証　交付年月日：平成・令和　年　月　日 交付番号：（　　） 監理技術者講習修了証　修了年月日：平成・令和　年　月　日 修了証番号：（　　）
現在の従事状況	工事件名	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	令和　　年　　月　　日　～　平成・令和　　年　　月　　日
	CORINS登録	有（CORINS登録番号：　　－　　－　　）・無

注１）　配置予定技術者とは、本工事において専任となる主任技術者又は監理技術者をいう。
注２）　配置予定技術者の資格として、主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。
注３）　配置予定技術者の資格を証する書面の写しを添付すること。また、３ヶ月以上の雇用関係が証明される書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書もしくは、所属会社の雇用証明書の写し等）を添付すること。
注４）　監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証（裏面とも）の写しを併せて提出すること。
注５）　現在従事している工事がない場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入すること。
注６）　専任特例２号を配置する場合、専任特例２号に関する届出書別添６を合わせて提出すること。

様式４－２
（ＪＶ用）

令和　　年　　月　　日

配置予定技術者の同種工事の施工実績

実績 No

申請者（企業体名）:	特定建設工事共同企業体
（代表者／代表者以外）会社名：	
配置予定技術者：	

項目		施工実績事例
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	総額　　百万円（出資比率　　％　　百万円）
	工期	平成・令和　年　月　日 ～平成・令和　年　月　日
	従事役職	**(1)現場代理人 (2)監理技術者 (3)主任技術者 (4)担当技術者**
	従事期間	**平成・令和　年　月　日 ～平成・令和　年　月　日**
工事概要等	構造・階数	(1) ＲＣ造　(2) ＳＲＣ造　　階建
	棟数・戸数	棟　　戸
	延べ面積	㎡
	一住戸の最低面積	㎡
CORINS への登録（当該事項を○で囲む）		有 ・ 無（CORINS 登録番号：　－　－　）

注１）配置予定技術者の施工実績は、入札説明書４(6)に示す同種工事について記載すること。

注２）工事内容が確認できる契約書・設計図書等の一部（写し）を添付し、**工事名称及び工事概要（構造・階数・棟数・戸数・面積・一住戸の最低面積等）が確認できる部分に赤マークをすること。**

なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付することをもって代えることができる。

注３）一住戸の最低面積が 30 ㎡未満の場合は、対象建築物の１戸あたりの平均専有面積が 30 ㎡以上であることを示す資料を添付すること

注４）**同種工事における従事役職及び従事期間が確認できる書類を添付し、該当部分に赤マークをすること。**

なお、CORINS に登録済の場合、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付すること。

様式５－１(a)

総合評価「ａ 企業の技術力」に係る資料(ISO、地球環境)

申請者	

ISO9001 取得	ISO9001※1 ［取得済（会社名：　　）・未取得］
ISO14001 取得	ISO14001※1 ［取得済（会社名：　　）・未取得］
企業の地球環境配慮への取り組み	環境報告書の公表※2※3 ［あり　（会社名：　　）・なし］
	社会貢献活動に係る取組みの公表 ［あり　（会社名：　　）・なし］
	SDGｓ（持続可能な開発目標）に係る取組みの公表※4 ［あり　（会社名：　　）・なし］
添付書類	・ISO9001 登録証及び付属書 ・ISO14001 登録証及び付属書 ・環境報告書の公表が確認できる書類※１※２ ・社会貢献活動に係る取組みの公表が確認できる書類 ・SDGｓ（持続可能な開発目標）に係る取組みの公表が確認できる書類※４

※１　担当事務所等（サイト）の取得を証明する資料を添付する。

※２　自社の環境報告書及び「環境報告書の公表」評価基準」（様式５－１（ｂ）～（ｃ）のいずれか）を添付すること。
なお、「「環境報告書の公表」評価基準」を満たしている場合、「環境報告書の公表」として評価します。

※３　環境報告書については、環境省「環境報告ガイドライン」(2012 年版、2018 年版)」のいずれかに対応しているものを評価する。「「環境報告書の公表」評価基準」は自社の環境報告書が対応しているガイドラインに沿った様式を選択し（様式５－１（ｂ）～（ｃ）のいずれかを選択)、作成・添付すること。

※４　SDGs※の取組の公表については、様式５－１（ｄ）及び「①取組に係る対外的な公表資料」、「②具体的な取組内容及び取組状況が確認できる資料」を添付すること。
※第 70 回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標のうち、目標６、７、12、13、14、15 に係るもの。うち３つ以上の目標に係る取組がある場合に評価する。

様式５－１(b)

「「環境報告書」の公表」評価基準

申請者	

「環境報告ガイドライン（2012版）」（環境省） http://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/index.html 第３章「環境報告の基本枠組み」（抜粋）	記載箇所（赤マーク）と概要 （概要は100文字以内）
１　報告にあたっての基本的要件 報告対象組織の範囲（捕捉率等を含む）、報告対象期間、報告方針、公表媒体の方針等を記載します。	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○
２　経営責任者の緒言 経営責任者の緒言において、経営責任者が自らの言葉で、環境配慮経営の重要な課題と取引方針を明確に説明し、その実行について明言（コミット）します。	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○
３．環境報告の概要 （１）環境配慮経営等の概要 事業の概要で経営全体の概要を示した上で、事業の概要との関連に留意して、主として全体的な環境配慮経営等の概要を簡潔に記載します。 （２）ＫＰＩの時系列一覧 事業者が設定したKPI(Key Performance Indicators:主要業績評価指標)について、概ね過去5年間を一覧にて記載します。 （３）個別の環境課題に関する対応総括 個別の環境課題のうち、特に重要な環境課題への報告対象期間における対応状況について、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルの取組状況が分かるように、一覧表形式で総括して記載します。	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （３） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○
４　マテリアルバランス 事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方に基づき事業活動による成果と環境負荷を捉えます。	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○
５．環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 （１）環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 環境配慮経営の重要な課題、環境配慮の方針、ビジョンとその戦略的対応について、環境への影響等や規制動向等の背景情報と関連付けて、説明します。 （２）組織体制及びガバナンスの状況 環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を適切に実行するために、経営責任者が構築した環境配慮経営を実行する組織体制及びそのガバナンスの状況について、記載します。また、環境リスクマネジメント体制や環境に関する規制等の遵守状況についても、記載します。 （３）ステークホルダーへの対応の状況 事業者を取り巻くステークホルダーからの要請や期待等への対応状況について、記載します。また、環境に関する社会貢献活動等（国・地方公共団体等との連携含む）に関して、考え方や実施状況等についても併せて記載します。 （４）バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 原料調達から廃棄に至るバリューチェーン全体における環境配慮等の取組状況について、購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、資源・不動産開発／投資等、廃棄物処理／リサイクルなどの活動別等により、記載します。	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （３） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （４） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
６．事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況 （１）資源・エネルギーの投入状況 総エネルギー投入、総物質投入、水資源投入に関する数値情報とその低減対策などを記載します。 （２）資源等の循環的利用の状況（事業エリア内） リサイクルしている物質の数値情報と対策について記載します。 （３）生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 総製品生産量又は総商品販売量等、温室効果ガスの排出、総排水、大気汚染、生活環境に係る負荷、化学物質、廃棄物等*総排出、廃棄物最終処分、有害物質等の漏出に関する数値情報とその対策などを記載します。 （４）生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況 生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の衡平な配分に関する数値情報とその対策などを記載します。	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （３） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○ （４） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
７　環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況 事業活動に伴い発生する環境負荷や環境配慮等の取組の状況についての経済的な情報・指標を記載します。	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○○
公表媒体及び年１回以上の更新	公表媒体：○○○ 更新頻度：○回／年

様式５－１(c)

「「環境報告書」の公表」評価基準

申請者	

「環境報告ガイドライン（2018版）」（環境省） 第２章「環境報告の記載事項」（抜粋）	記載箇所（赤マーク）と概要 （概要は100文字以内）
１ 経営責任者のコミットメント （１）重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
２ ガバナンス （１）事業者のガバナンス体制 （２）重要な環境課題の管理責任者 （３）重要な環境課題の管理における取締役会及び経営業務執行組織の役割	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
３ ステークホルダーエンゲージメントの状況 （１）ステークホルダーへの対応方針 （２）実施したステークホルダーエンゲージメントの概要	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
４ リスクマネジメント （１）リスクの特定、評価及び対応方法 （２）上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
５ ビジネスモデル （１）事業者のビジネスモデル	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
６ バリューチェーンマネジメント （１）バリューチェーンの概要 （２）グリーン調達の方針、目標・実績 （３）環境配慮製品・サービスの状況	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
７ 長期ビジョン （１）長期ビジョンとその設定期間 （２）その期間を選択した理由	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
８ 戦略 （１）持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略	（記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
９ 重要な環境課題の特定方法 （１）事業者が重要な環境課題を特定した際の手順 （２）特定した重要な環境課題のリスト （３）特定した環境課題を重要であると判断した理由 （４）重要な環境課題のバウンダリー	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
１０ 事業者の重要な環境課題 （１）取組方針・行動計画及び実績評価指標による取組目標と取組実績 （２）実績評価指標の算定方法、集計範囲 （３）リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法 （４）報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書	（１） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○ （２） （記載箇所）○～○ページ （概要）○○○○○○○○○○○○○
公表媒体及び年１回以上の更新	公表媒体：○○○ 更新頻度：○回／年

様式５－１(d)

「SDGｓ（持続可能な開発目標）に係る取組みの公表」評価基準

申請者	

SDGs※の取組の公表については、「①取組に係る対外的な公表資料」、「②具体的な取組内容及び取組状況が確認できる資料」を添付すること。

※第 70 回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標のうち、目標６、７、12、13、14、15 に係るもの。うち３つ以上の目標に係る取組がある場合に評価する。

目標 No	取組み内容	①公表資料 ②取組状況確認資料
		① ②
		① ②
		① ②
		① ②
		① ②

様式５－２

総合評価「ａ　企業の技術力」に係る資料(ワークライフバランス)

申請者	

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等	プラチナえるぼしの認定を取得している。 ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］
	えるぼしの認定を取得している。 ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］
	一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。 ［該当あり（会社名：　　）・該当なし］
次世代育成支援対策推進法に基づく認定	プラチナくるみん認定を取得している。 ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］
	くるみん認定を取得している。 ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］
	トライくるみん認定を取得している。 ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］
	一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。 ［該当あり（会社名：　　）・該当なし］
若者雇用促進法に基づく認定	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定） ［認定あり（会社名：　　）・認定なし］

※　認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領員付）の写しを添付し、添付書類欄に書類名を記載すること。（外国法人については、認定等相当確認通知書により確認）

様式５－３(a)

総合評価「ｃ　施工計画」に係る資料(品質監理)

申請者名	

□　本提案に基づき施工します。(提案がある場合は、□を■にして提案すること。)

□　本工事は、現場説明書、設計条件書に準拠した設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書等に基づき施工します。(特に提案が無い場合は、□を■にして提出すること。)

⑩　品質管理に係る施工計画		
（１）（建築工事）構造躯体における施工品質管理に係る提案（３項目まで×２点）		
	1	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
	2	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
	3	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
（２）建築工事（構造躯体以外）・電気設備工事・機械設備工事における施工品質管理に係る提案（２項目まで×２点）		
	4	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
	5	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）

・「総合評価に係る提案作成の注意点について」を参照すること。
・(参考図）を添付しても良いが、「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」含め、Ａ４－１枚／項目以内とすること。
・「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」合計で 300 文字以内程度の記載とすること。なお、文字数を大幅に超えた提案を行った場合、評価しないことがある。

様式５－３(b)

総合評価「ｃ　施工計画」に係る資料(環境配慮)

申請者名	

□　本提案に基づき施工します。(提案がある場合は、□を■にして提案すること。)

□　本工事は、現場説明書、設計条件書に準拠した設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書等に基づき施工します。(特に提案が無い場合は、□を■にして提出すること。)

⑪　工事現場における環境配慮への取組み（３項目まで×２点）		
（１）　近隣周辺環境への騒音、振動、粉塵等の対応に係る提案 （２）　工事現場での安全管理、危機管理及び健康管理等に係る提案 （３）　発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に係る提案 （４）　その他、工事現場における地球環境配慮に係る提案 （５）　その他、近隣周辺における環境配慮に係る提案		
上記(１)～(５)より選択した提案を記載		
	1	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
上記(１)～(５)より選択した提案を記載		
	2	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）
上記(１)～(５)より選択した提案を記載		
	3	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
		（必要に応じて参考図等を添付）

・「総合評価に係る提案作成の注意点について」を参照すること。
・(参考図) を添付しても良いが、「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」含め、Ａ４－１枚／項目以内とすること。
・「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」合計で 300 文字以内程度の記載とすること。なお、文字数を大幅に超えた提案を行った場合、評価しないことがある。
・（１）～（５）のうち合計３項目までとすること。(表の構成を適宜修正すること。)
・（１）～（５）の提案を重複して選択しないこと。重複して選択された提案については評価しない。

様式５－３(c)

総合評価「ｃ　施工計画」に係る資料(生産性向上等)

申請者名	

□　本提案に基づき施工します。(提案がある場合は、□を■にして提案すること。)

□　本工事は、現場説明書、設計条件書に準拠した設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書等に基づき施工します。(特に提案が無い場合は、□を■にして提出すること。)

⑫　生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み（３項目まで×２点）	
1	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
	（必要に応じて参考図等を添付）
2	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
	（必要に応じて参考図等を添付）
3	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○○
	（必要に応じて参考図等を添付）

・「総合評価に係る提案作成の注意点について」を参照すること。
・(参考図）を添付しても良いが、「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」含め、Ａ４－１枚／項目以内とすること。
・「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」合計で 300 文字以内程度の記載とすること。なお、文字数を大幅に超えた提案を行った場合、評価しないことがある。
・表の構成を適宜修正すること。
・３項目までとすること。(表の構成を適宜修正すること。)

様式５－３（ｄ）

総合評価「ｃ　施工計画」に係る資料(維持管理性向上)

申請者名	

□　本提案に基づき施工します。（提案がある場合は、□を■にして提案すること。）

□　本工事は、現場説明書、設計条件書に準拠した設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書等に基づき施工します。（特に提案が無い場合は、□を■にして提出すること。）

⑬　維持管理性向上に係る施工計画及び取組み（１項目まで×２点）	
1	＜提案内容＞ ○○○○○○○○○○○○ ＜期待される効果＞ ○○○○○○○○○○○○ ＜標準案を超える理由＞ ○○○○○○○○○○○○
	（必要に応じて参考図等を添付）

・「総合評価に係る提案作成の注意点について」を参照すること。
・（参考図）を添付しても良いが、「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」含め、Ａ４－１枚／項目以内とすること。
・「提案内容」、「期待される効果」、「標準案を越える理由」合計で 300 文字以内程度の記載とすること。なお、文字数を大幅に超えた提案を行った場合、評価しないことがある。
・１項目までとすること。（表の構成を適宜修正すること。）

様式６

施工体制等に係る資料

1　施工体制、品質管理体制及び安全管理体制について

施工にあたっては、以下の体制をとることとし、内容のわかる体制図を提出すること。（様式は任意とし、以下の【記入例1】を参考とすること。）

（1）　会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること）が、それぞれ独立したものであること。

（2）　現場内外の安全対策及び苦情対策に対する安全管理部門があること。

【記入例1】

申請者：株式会社　〇〇〇〇建設

施工体制、品質管理体制及び安全管理体制

（施工体制等組織図）

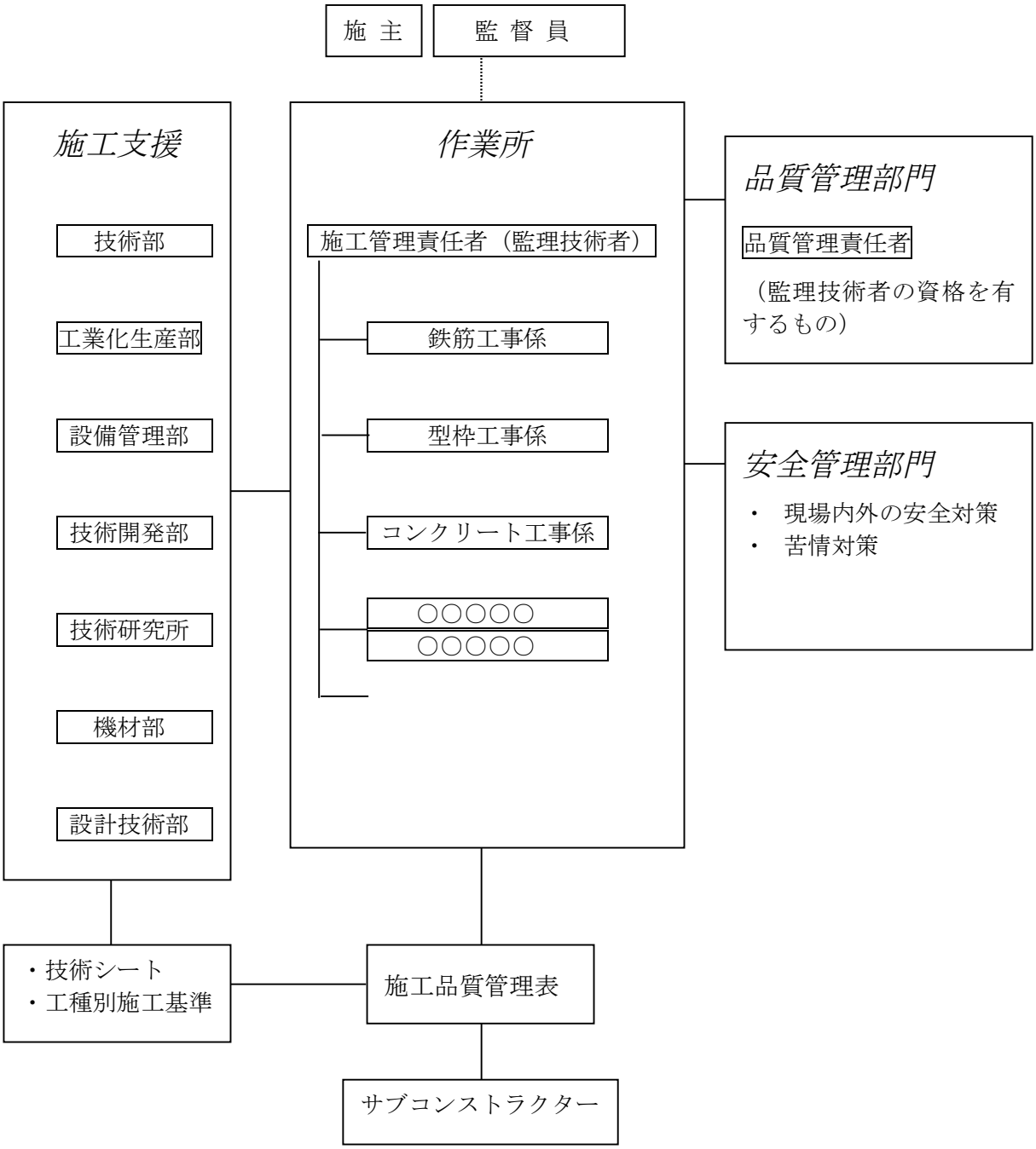

2　契約不適合処理体制について

以下の体制等をとることとし、内容のわかる体制図を提出すること。（様式は任意とし、以下の【記入例2】を参考とすること。）

（1）　機構から申し入れる「契約不適合処理窓口」を設置すること。

（2）　契約不適合処理（調査、処理計画、設計、施工、検査及び記録）の内容を記載すること。

（3）　契約不適合処理における機構への「報告窓口」を設置すること。

【記入例2】

申請者：株式会社　〇〇〇〇建設

契約不適合処理体制

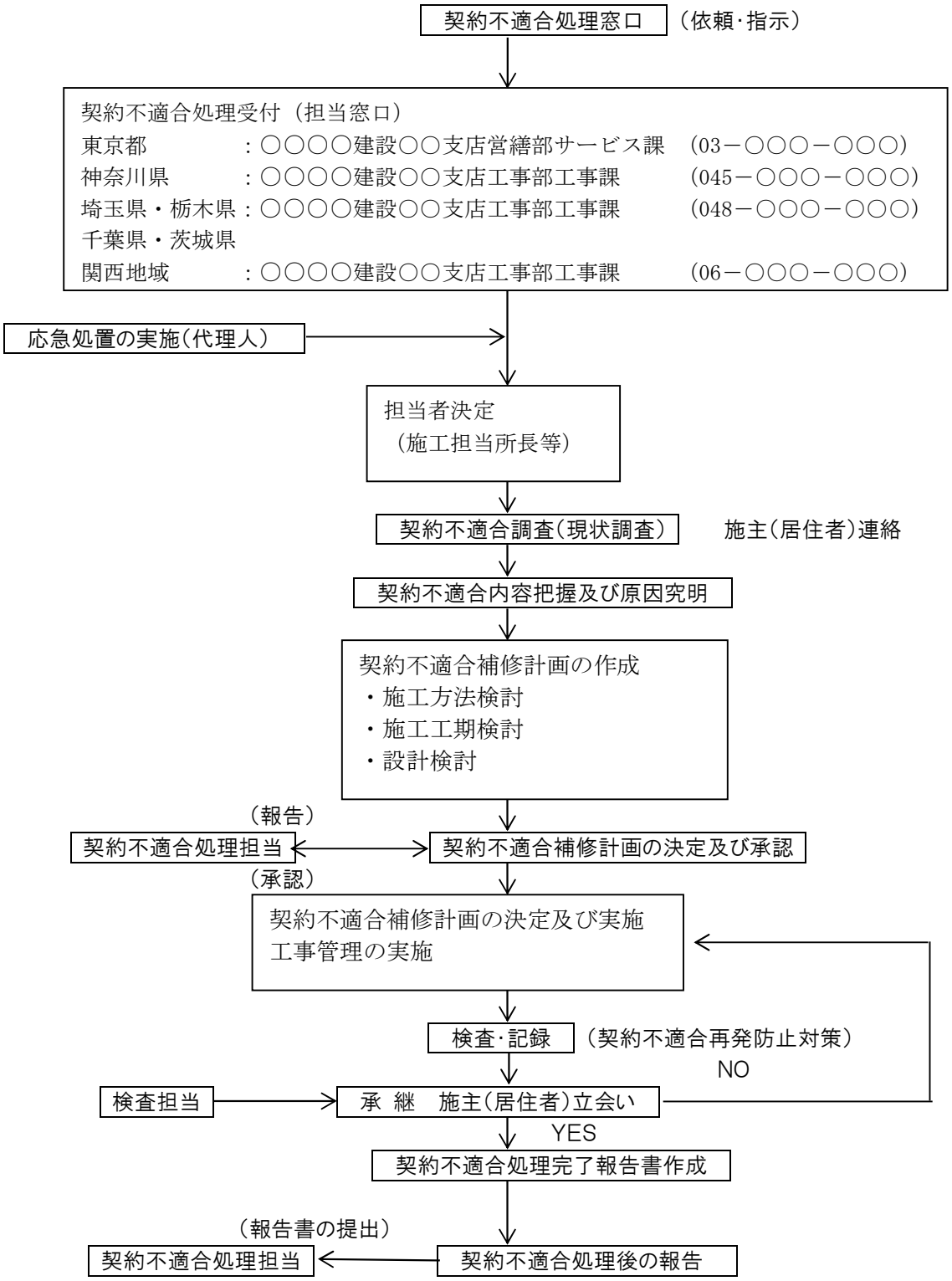

様式８

エレベーターの保守管理業務に係る確認書

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　倉上 卓也　殿

工事名称	08－新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事
工事場所	大阪府豊中市新千里東町二丁目７番１
工事完了予定時期	令和１２年２月
エレベーター設置団地及び基数	新千里東町団地、６基

競争参加資格確認申請者（以下「申請者」という。）及び保守管理会社は、申請者が入札参加する標記の工事に係るエレベーターの保守管理業務について下記の体制が求められていることを確認いたします。

記

１　エレベーターの保守管理業務の内容は、当該工事入札における入札説明書の別添４「昇降機保守管理契約書」及び別添５「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）によるフルメンテナンスとする。

２　エレベーターの保守管理業務の期間は供用開始後 20 年間とし、保守管理業務の費用は、物価の急激な上昇等特別な理由がある場合、建築基準法令の規定への適合等により点検項目に変更がある場合及び第３項の場合を除き、後日、行われる入札において決定（落札した額に消費税を含んだ額）した額（以下「決定額」という）とする。

なお、標記の工事に係るエレベーターの保守管理業務を行う保守管理会社が複数となる場合は、当該保守管理会社と当該保守管理会社以外の保守管理会社との供用開始後 20 年間の保守管理業務の費用の合計額は、決定額とし、保守管理会社が行う上記のエレベーター設置団地のエレベーターの供用開始後 20 年間の保守管理業務の費用は、当機構の予定した上記のエレベーター設置団地のエレベーターに係る供用開始後 20 年間の保守管理業務予定費用以下の額とする。

また、号機毎に供用開始時期が異なる場合は、当機構の予定した号機毎のエレベーターに係る供用開始後 20 年間の保守管理業務予定費用以下の額にて保守管理業務費を按分する。

ただし、保守管理業務の費用について供用開始後 3 ヶ月を経過する月の月末までは無償とする。

３　上記のエレベーター設置団地において、保守管理会社が保守管理業務を行うエレベーターの基数が増減した場合は、その基数に見合う保守管理業務の費用で協定書を締結する。

４　当該確認書提出後、第２項の保守管理業務の実施期間満了までに保守管理会社の契約辞退等の事態が発生した場合は、申請者の責任において、本確認書に定める条件で保守管理会社に代わり保守管理業務を実施する者を手配する。

様式８-1

5　保守管理業務の契約期間は、第２項にかかわらず、別途定めることとし、必要に応じ更新する。

6　保守管理会社は、エレベーターの保守管理に関して、以下の要件を工事完成までに整備する。

(1)　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等に基づく保守管理が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

(2)　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等、24 時間出動可能な体制と、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから 30 分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制を工事完成までに有すること。
なお、初期の現地対応とは、かご内の閉じ込めなど利用者の救出を目的とした対応をいう。

(3)　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

(4)　保守管理会社は、工事完成までに、当機構関西地区における当該年度の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。

令和○○年 ○○月○○日

申請者　　住所
　　名称
　　代表者　　印

保守管理会社　住所
　　名称
　　代表者　　印

様式８-2

様式９

令和　　年　　月　　日

エレベーター保守管理業務関係申告書

エレベーター設置団地名及び基数		新千里東町団地、６基
保守管理会社名		
登録状況（サービスまたはその他）		登録番号：　　登録年月日： 登録部門：
本社	所在地	
	電話番号（ＦＡＸ）	
監視センター	所在地	
	電話番号（ＦＡＸ）	
	体制等	平日：○名 日祭日及び夜間（○時～○時）：○名 地震発生時等の対応応援者：○名
保守管理の拠点となる事務所等	所在地	
	電話番号（ＦＡＸ）	
	体制等	平日：技術者○名、その他○名 日祭日及び夜間（○時～○時）：技術者○名、その他○名
緊急時の拠点となる事務所等（注３）	所在地	
	電話番号（ＦＡＸ）	
	体制等	平日：技術者○名、その他○名 日祭日及び夜間（○時～○時）：技術者○名、その他○名
交換用部品の保管、供給場所	所在地	
	電話番号（ＦＡＸ）	
	体制等	平日：技術者○名、その他○名 日祭日及び夜間（○時～○時）：技術者○名、その他○名

（注１）　保守管理会社が複数いる場合は、本様式を保守管理会社毎に作成し提出すること。

（注２）　団地毎に事務所等が異なる場合は、本様式を団地毎に作成し提出すること。

（注３）　「緊急時の拠点となる事務所等」には、故障時等の緊急時に通報を受けてから 30 分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制のための拠点となる事務所等を記載すること。なお、現地到着を示す拠点事務所等と現場の位置、距離関係が既に構築されている場合は、地図等を添付すること。

（注４）　複数の体制で緊急時の対応を行なう場合は、全ての組織について記入すること。

（注５）　平日、日祭日及び夜間の体制をそれぞれ記載すること。

（注６）　この様式は参考とし、自社で作成した様式でも可とする。

様式 10

令和　年　月　日

遠隔点検仕様申告書

エレベーター設置団地名及び基数	新千里東町団地、６基
保　守　管　理　会　社　名	

遠隔点検Ⅱ併用式

区分	対象項目	作業順番号	遠隔点検内容	遠隔点検要領	備考	昇降機の仕様に基づく適合の有無
機械室又は昇降路	盤類	3	制御盤の温度の異常の有無を点検する。	制御盤内に設置された温度センサーの温度レベルに異常が無いか確認する。	温度センサーの設定温度及び設置位置は製造者の標準仕様とする。	
		5,6	制御状態の異常の有無を点検する。	マイコンの動作状態及び主回路等の接触器がON又はOFF指令後、正常に作動しているか確認する。	マイコン回路等のセルフチェック機構を利用する。	
	電磁ブレーキ	1	電磁ブレーキ動作状態の異常の有無を点検する。	走行指令後、正常にブレーキが解放するか、又はかごが走行するか確認する。 停止指令後、一定時間内にブレーキが締結するか、又はかごが停止するか確認する。	モーターの回転パルス、ブレーキ制御リレーの信号等を遠隔確認する。	
昇降路	運行状態	2	走行速度に異常が無いか点検する。	走行指令に対し、かご速度に異常が無いか確認する。		
		3	かごの着床状態を点検する。	かごの着床状態が設定範囲を超えていないか確認する。		
	かご室	3	行き先ボタンの動作状態を点検する。	行き先ボタンが連続して押されていないか（復帰しない状態でないか）確認する。		
	戸開閉機構	2,10	かご戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。	
		3	各階乗場戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。	
		4	各階ﾄﾞｱｽｲｯﾁの動作状態を点検する。	ドアスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。	
		5	セフティーシューの動作状態の異常の有無を点検する。	セフティーシューが作動している状態が継続していること又は作動しないで反転したことを確認する。		
		8	ゲートスイッチの作動状態を点検する。	ゲートスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にゲートスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。	
		13	インターロック機構の作動の良否を点検する。	ドアスイッチとゲートスイッチの信号が一致しない場合、又は戸閉開指令が設定時間内にドアスイッチがONしているか確認する。	ｲﾝﾀｰﾛｯｸ機構の作動の良否	
	昇降路内	1	安全スイッチの動作状態を点検する。	運転中に終点スイッチ又は行過ぎ制限スイッチが異常動作していないか確認する。		
乗場	乗場	2	呼びボタンの動作状態を点検する。	呼びボタンが連続して押されていないか（復帰しない状態でないか）確認する。		
その他	遠隔装置	2	遠隔監視ｼｽﾃﾑの発信装置を点検する。	遠隔制御システムの発信装置に異常が無いか確認する。		

（注１）　保守管理会社が複数者いる場合は、本様式を保守管理会社毎に作成し提出すること。

（注２）　申請時点における適否（○もしくは×）を記載すること。

【様式11】

見　積　価　格　書

－共通項目　及び　建物工事項目－

工事名称：08―新千里東町団地第２期１工区ＡＤＥ棟建築その他工事

年　　月　　日

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（電話番号）１　：
連絡先（電話番号）２　：

［共通］
株式会社〇〇〇〇〇〇

名　　称	摘　　要	単　価	単位	備　考
積上げ共通仮設費				
	（下請経費等は含まない）			
交　通　誘　導　員　Ｂ	交通誘導員Ａ以外		人	

［建築工事］
株式会社〇〇〇〇〇〇

名　称	摘　要	単　価	単位	備　考
資材または材工共単価	**（下請経費等を含む）**			
1　土　工　事				
建設発生土運搬	（エ）		m3	※10t車にて運搬 ※運搬距離=21.2km想定
2　鉄　筋　工　事				
異形棒鋼	（材）　SD295(SD30)　D13		t	※ロス分を含む
3　型　枠　工　事				
壁コンクリート面補修	（材+エ） 部分目違いばらい、ｺｰﾝ処理共 仕上塗材面		m2	
ハーフＰＣ板	（材） 770 カイザー筋及び ＰＣ内鉄筋共		m2	
4　木　工　事				
間仕切壁	（材+エ） AI-131他		m2	
5　左　官　工　事				
廊下・ﾊﾞﾙｺﾆｰ ｺﾝｸﾘｰﾄ面直均し仕上げ	（材+エ） 金ごて　薄張物下地		m2	
廊下・ﾊﾞﾙｺﾆｰ 溝モルタル塗り	（材+エ） W=100　塗膜防水下		m	
建具周囲モルタル充填	（材+エ） 外部建具枠廻り		m	
壁　複層仕上塗材	（材+エ） 凹凸模様　複層塗材E ｱｸﾘﾙ ｺﾝｸﾘｰﾄ面		m2	
天井　薄付け仕上塗材	（材+エ） 薄塗材E 外装用 ｺﾝｸﾘｰﾄ面		m2	
コンクリート面の素地ごしらえ	（材+エ） 6.2.6表　Ａ種 建築用下地調整塗材 全面		m2	
建具周囲モルタル充填	（材+エ） 内部建具枠廻り		m	

［電気設備工事］
株式会社○○○○

名　称	摘　要	単　価	単位	備　考
（電気設備工事）				
労　務　単　価	（下請経費等は含まない）			
電　工			人	※宿泊費、交通費は含まない
材　工　共　単　価				
材料単位あたりの材料単価（補給率・附属品率・消耗品率を含む）に労務費（下請経費等を含む）を加えた「材工共単価」を下表のとおり記入する。なお、機器詳細仕様については、電気設備工事設計図書を参照する。				
1　配管資材				
合成樹脂可とう電線管(CD)	埋込配管　16mm		m	
波付硬質ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管(FEP)	FEP(100)		m	
（管の加工、支持金具類の取付、管内の清掃、導通調べ及び場内小運搬を含む）				
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	EC-123-13-E 鉄蓋(EC-123-11-d(ロ))含む		基	
（ケーブル支持物の取付け及び土工事を含む）				
2　配線資材				
ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性 ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ EM-CET	EM-CET100sq 床下配線		m	
ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性 ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ EM-CET	EM-CET14mm2 合成樹脂、波付硬質樹脂管内配線		m	
（回路表示、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含み、機器への接続及びケーブル相互の接続は含まない）				
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性 ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙEM-EEF	EM-EEF1.6mm-3C 合成樹脂、波付硬質樹脂管内配線		m	
電子ﾎﾞﾀﾝ電話用耐燃性 ﾎﾟﾘｵﾚﾌｨﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙEM-EBT	0.5mm-1P ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ配線		m	
同軸ｹｰﾌﾞﾙ(EM)	屋内　EM-S-7C-FB 合成樹脂可とう電線管配線		m	
小勢力回路用耐熱電線 EM-HP	EM-HP1.2-3P 合成樹脂可とう電線管配線		m	
（電線相互の接続、回路表示、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含み、機器への接続は含まない）				
3　電灯幹線設備				
低圧電灯配電盤No.1	屋内自立型(アングル枠組) E棟		面	
（据付け、結線、回路表示、試験調整及び場内小運搬を含む）				
4　電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備				
ﾜｲﾄﾞ形配線器具	ｺﾝｾﾝﾄ×2口		組	
（器具の本体取付、結線及び試験調整とプレート、取付枠の取付及び場内小運搬を含む）				
照明器具　DCLa	LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ(防雨型)		個	
照明器具　DLa	LEDﾀﾞｳﾝライト(Φ100)		個	
非常用照明器具　H2	直付形・電池内蔵 KO-LSS11-1		個	
（器具取付け、配線接続、支持材取付、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む）				
住戸分電盤(過電流警報装置付)	50AF 12(8＋4)回路 EF-105-8-S① ロ-(1) OCA-B		面	
共用分電盤	L-A　屋内壁掛型　鋼板製(内扉付) A棟		面	
（据付け、配線接続、回路表示、絶縁試験及び場内小運搬を含む）				
5　テレビ設備				
3224MHz用増幅器	CATV・SH-1		個	
3224MHz用分配器	4分配器　SH-D4		個	
（機材の取付、結線、回路表示及び場内小運搬含む）				

名　　称	摘　　要	単　価	単位	備　考
6　消防設備				
感知器	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型　2種　遠隔試験機能付　露出型		個	
（取付け、結線、回路表示、試験調整及び場内小運搬費含む）				
火災受信機	P型1級(40回線　壁埋込型)		面	
ﾓﾆﾀ付住宅情報盤 (GP3級受信機)	EF-109-5-B(機能：abdeghij) 壁埋込型　共同住宅用自動火災報知設備対応		個	
ｶﾒﾗ付玄関子機 (遠隔試験中継器内蔵)	EF-109-B-d4に準ずる		台	
（機材の取付け、結線、試験調整及び場内小運搬費含む）				
7　太陽光発電設備				
太陽電池ｱﾚｲ(A棟用)	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ(470W)×17枚 発電容量　7.99kW		組	
ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ	5.5kW　屋内屋外兼用　壁掛形		台	
（取付け、結線、試験調整及び場内小運搬を含む）				
8　屋外灯設備				
屋外照明器具　PL14	LEDﾊｲﾎﾟｰﾙﾗｲﾄ		個	
屋外照明器具　PL18	LEDﾛｰﾎﾟｰﾙﾗｲﾄ		個	
屋外照明器具　SP3	LEDｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ		個	
（器具取付、結線、絶縁抵抗試験、動作試験、場内小運搬を含み、基礎・土工事を含まない）				

［機械設備工事］
株式会社○○○○○○

見積書様式（機械）

	摘　　要	単　価	単位	備　考
労務・資材または材工共単価（直接工事費）				
（機械設備工事）				
労　務　単　価	■下請経費は含まない			※宿泊費、交通費は含まない
配　管　工			人	
ダ　ク　ト　工			人	
保　温　工			人	
設　備　機　械　工			人	
普　通　作　業　員			人	

1　衛生器具工事

下記の単価については、**器具１組（個）あたりの資材単価（材）**と**取付労務費（工）**（墨出、場内小運搬、据付、機器の清掃、試験調整費、下請経費その他一式を含む）を記載する。機器詳細仕様については、機械設備工事図を参照する。

洗面化粧ユニット	750型	材 工		組	
洗面化粧ユニット	900型	材 工		組	
大便器	床下配水　手洗付　蓋付　６Ｌ （ワンタッチ紙巻器付）	材 工		組	
水栓類	洗濯水栓（埋込型・水撃緩衝機能・緊急止水機能付・ﾚﾊﾞｰ式）	材 工		個	
水栓類	シャワーセット　手元スイッチ付	材 工		個	
温水洗浄便座	貯湯式	材 工		個	
ビルトイン食器洗浄機	深型　幅45cm	材 工		個	
台所混合水栓	混合エコ水栓 キッチンSレバー　1穴タイプ・分岐口付	材 工		個	

2　給水・給湯設備工事

下記の単価については、**各配管材料１ｍに配管１ｍあたりに換算した継手単価、管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）**と、**配管１ｍあたりの配管工労務費（工）**（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。
なお、「屋内共用」とは立管・横主管など、配管の分岐や曲がりが少なく、施工も容易な場所の配管、「屋内専用」とは住戸内・ポンプ室など、配管の曲がりや分岐が多く、施工手間のかかる場所の配管を示す。
ただし、給水用高密度ポリエチレン管および金属強化ポリエチレン管の資材単価には継手単価を含まないものとする。

給水・高密度ポリエチレン管	屋内共用配管（継手別途）　50Ａ	材 工		ｍ	共用立管・共用横引管
給水・高密度ポリエチレン管	EFソケット　50Ａ	材 工		ｍ	※継手材料費のみ

下記の単価については、各配管材料１ｍに配管１ｍあたりに換算した継手単価、管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）と、配管１ｍあたりの配管工労務費（工）（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。

さや管ヘッダー部材	さや管　２２φ	材 工		ｍ	ポリブテン管10Φと同時施工の労務単価を記載
さや管ヘッダー部材	ポリブデン管　１０φ	材 工		ｍ	さや管と同時施工とする場合、ポリブデン管の労務費は記載しない。

下記の単価については、**資材単価（材）**と**取付労務費（工）**（墨出し、小運搬、調整、下請経費その他一式を含む）を記載する。（水栓ﾎﾞｯｸｽ、水栓ｼﾞｮｲﾝﾄ、ｼｰﾘﾝｸﾞｷｬｯﾌﾟ、区画貫通継手、おすねじ継手等の単価は労務費を含まない。）

水道メーターユニット	20A　減圧弁内蔵型　豊中市仕様	材 工		個	ユニットのみであり、メーター本体は含まない
さや管ヘッダー部材	給水ヘッダー （ＢＣ製）５Ｐ（保温材共）	材 工		個	
さや管ヘッダー部材	ヘッダーパネル	材 工		個	
２０Ａ　BV逆止弁内蔵型	バルブ類	材 工		個	

3　排水・通気設備工事

下記の単価については、**各配管材料１ｍに配管１ｍあたりに換算した継手単価、管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）**と、**配管１ｍあたりの配管工労務費（工）**（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。ただし、排水・通気用耐火二層管の資材単価には継手単価を含まないものとする。
なお、「屋内共用」とは立管・横主管など、配管の分岐や曲がりが少なく、施工も容易な場所の配管、「屋内専用」とは住戸内・ポンプ室など、配管の曲がりや分岐が多く、施工手間のかかる場所の配管を示す。

洗濯機用防水ﾊﾟﾝ	６４０型（樹脂製トラップ） 保護カバー（3枚）共	材 工		個	
排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ 発泡三層管（ＲＦ－ＶＰ）	屋内専用配管　５０Ａ	材 工		ｍ	住戸内配管
排水･耐火二層管 (FDVD)(継手別途)	屋内専用配管　５０Ａ	材 工		ｍ	住戸内配管
排水･耐火二層管 (FDVD)(継手別途)	屋内共用配管　１００Ａ	材 工		ｍ	共用配管
排水･耐火二層管 (FDVD)	75φ90°LL	材 工		ｍ	※継手材料費のみ
防水継手	１００Ａ	材 工		個	※防水シート等は含まない

見積書様式（機械）

4　換　気　設　備　工　事					
下記の単価については、**機器１台（器具１個）あたりの資材単価（材）**と**取付労務費（工）**（墨出、場内小運搬、据付、機器の清掃、試験調整費、下請経費その他一式を含む）を記載する。機器詳細仕様については、機械設備工事図を参照する。					
レンジフードファン	ﾌﾗｯﾄ型 ﾀﾞﾝﾊﾟｰ連動有 換気性能Ⅲ型相当（600W）	材 工		台	
給気用常閉型電動ﾀﾞﾝﾊﾟｰ	室内用(化粧ｶﾊﾞｰ付) 150A	材 工		個	
自然給気ユニット	過給気防止機能付　一般　１００Ａ	材 工		個	
ベンドキャップ	ｽﾃﾝﾚｽ製給気用 防虫網付 100A	材 工		個	※焼付塗装費は含まない
全熱交換機	天井カセット型 250A×900m3×150Pa				Ｄ棟集会室
下記の単価については、保温材料１ｍに配管１ｍあたりに換算した継手単価、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）と、保温１ｍあたりの保温工労務費（工）（墨出し、接合、小運搬、下請経費その他一式を含む）を記載する。					
換気保温	ロックウール125φ 50ｔ	材 工		ｍ	
下記の単価については、各ダクト材料１ｍにダクト１ｍあたりに換算した継手単価、管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）と、ダクト１ｍあたりのダクト工労務費（工）（墨出し、接合、小運搬、下請経費その他一式を含む）を記載する。ただし、換気用ポリ塩化ビニル発泡三層管・換気用耐火二層管の資材単価には継手単価を含まないものとする。					
スパイラルダクト	１２５Ａ	材 工		ｍ	※継手を含む
フレキシブルダクト	樹脂　１００Ａ	材 工		ｍ	
換気用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ－ＶＰ）	単管路型(継手別途) 屋内配管 100A	材 工		ｍ	※資材単価に継手は含まない
換気･耐火二層管	単管路型(継手別途) 屋内配管 100A	材 工		ｍ	※資材単価に継手は含まない
換気･硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	90°ｴﾙﾎﾞ １００Ａ	材 工		個	※継手材料費のみ
5　消　火　設　備　工　事					
下記の単価については、**機器１台（器具１個）あたりの資材単価（材）**と**取付労務費（工）**（墨出、小運搬、据付、清掃及び調整、下請経費その他一式を含む）を記載する。					
消火用補給水槽	SUS　1.5G　200Ｌ　架台共	材 工		個	
放水口格納箱	単放水65埋込型　ﾎｰｽなし（16K）	材 工		個	
消火器	ＡＢＣ粉末　１０型蓄圧式	材 工		個	本体のみ
下記の単価については、**配管材料１ｍに配管１ｍあたりに換算した継手単価、管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）**と、**配管１ｍあたりの配管工労務費（工）**（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。					
消火・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）	STPG　屋内共用　100A （ねじ接合）	材 工		ｍ	
下記の単価については、**管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）**と、**配管１ｍあたりの配管工労務費（工）**（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。 ただし、**消火用ポリエチレン管**（直管）の資材単価には継手単価を含まないものとする。					
消火用ポリエチレン管（高圧）	屋外埋設管（継手別途）　100Ａ	材 工		ｍ	
消火用ポリエチレン管（高圧）	EFソケット　100Ａ	材 工		ｍ	※継手材料費のみ
6　屋 外 給 水 設 備 工 事					
下記の単価については、**管支持材金物、雑材料費、その他一式を加えた資材単価（材）**と、**配管１ｍあたりの配管工労務費（工）**（墨出し、接合、小運搬、水圧試験、下請経費その他一式を含む）を記載する。 ただし、**給水・高密度ポリエチレン管**（直管）の資材単価には継手単価を含まないものとする。					
給水・高密度ポリエチレン管	屋外埋設管（継手別途）　７５Ａ	材 工		ｍ	
給水・高密度ポリエチレン管	EFエルボ　７５Ａ	材 工		個	※継手材料費のみ
下記の単価については、**搬入・据付、ポンプ試運転調整費を含む**ものとする。機器詳細仕様については、機械設備工事図を参照のこと。					
直結増圧ポンプユニット	P-1 80φ×512L/min×64m×5.5kW×3	材工		式	
7　暖 冷 房 設 備 工 事					
下記の単価については、**機器１組（個）あたりの資材単価（材）**と**取付労務費（工）**（墨出、場内小運搬、据付、機器の清掃、試験調整費、下請経費その他一式を含む）を記載する。機器詳細仕様について参考図を参照のこと。					
ルームエアコン	壁掛型 冷房能力：2.2kW,　100V	材 工		台	
ルームエアコン	壁掛型 冷房能力：3.6kW,　100V	材 工		台	
空冷ヒートポンプエアコン	天井カセット型 冷房能力：6.3kW,　200V				Ｄ棟集会室
7　機 械 式 ゴ ミ 貯 留 装 置					
下記の単価については、**搬入・据付、試運転調整費を含む**ものとする。機器詳細仕様については、機械設備工事図を参照のこと。					
機械式ゴミ貯留装置	容量　8.0m3 ゴミ貯留能力　12.0m3	材工		台	

［土木工事］
株式会社〇〇〇〇〇〇

工 事 費 内 訳 書
※土工及び殻運搬処分等については、数量を含めご記入ください。

工事区分/工種/種別/細別・摘要	規格	単位	数量	単価	金額	代価頁	備考
土木工事							
排水工事							
雨水桝工							
雨水マンホール工							
組立式マンホール	組立式0号マンホール	箇所	11				平均h=1.715m
組立式マンホール	組立式2号マンホール	箇所	1				平均h=2.142m
汚水桝工							
雨水マンホール工							
組立式マンホール	組立式0号マンホール	箇所	10				平均h=1.978m
舗装（駐車場）							
道路付属施設工							
区画線工							
溶融式区画線	駐車場区画線 W＝100・白色・NL-A	m	1,111				
溶融式区画線	駐車場番号 W＝50・白色・NL-B(a)	文字	252				
溶融式区画線	路面標示(KPM)	箇所	1				
溶融式区画線	路面標示(「業務用」)	箇所	1				
溶融式区画線	路面標示(「荷」)	箇所	1				
溶融式区画線	路面標示(ゼブラ)	箇所	1				
舗装（移管道路）							
舗装補修工							
区画線工							
溶融式区画線	区画線 W=150 白色	m	4.01				
共通仮設費(土木)							
共通仮設費(積上げ計上)							
運搬費							
重建設機械運搬費	杭引抜き機	台	1				
直 接 工 事 費 計							

［造園工事］
株式会社○○○○○○

工 事 費 内 訳 書
※土工及び殻運搬処分等については、数量を含めご記入ください。

工事区分/工種/種別/細別・摘要	規格	単位	数量	単価	金額	代価頁	備考
造園工事							
施設整備工事							
管理施設整備工							
柵工							
手すり	TS-1 1段手摺H750,L3300,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	3.3				
	TS-2 1段手摺H750,L2800,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	2.8				
	TS-3 1段手摺H750,L21935,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	21.935				
	TS-4 1段手摺H750,L43000,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	43.0				
	TS-5 1段手摺H750,L17644,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	17.644				
	TS-6 1段手摺H750,L1800,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	1.8				
	TS-7 1段手摺H750,L13349,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	13.349				
	TS-8 1段手摺H750,L3400,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	3.4				
	TS-9 1段手摺H750,L1800,樹脂巻手摺,SUS製塗装支柱	m	1.8				
直 接 工 事 費 計							

別添１

共同請負入札参加資格審査申請書（兼受付確認票）

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　　倉上 卓也　殿

代表者住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

この度、連帯責任によって（工事名称）.....（追加工事を含む。）の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、下記のとおり当該工事の競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以　上

記

共同企業体名称	特定建設工事共同企業体			
（カタカナ）				
共同企業体の事務所所在地	（電話）　　（ＦＡＸ）			
共同企業体の構成員				出資比率
①	工種：	等級：	登録番号：	％
②	工種：	等級：	登録番号：	％
③	工種：	等級：	登録番号：	％

受　付　確　認　票

（共同企業体名称）
.....殿

（工事名称）.....の共同企業体入札参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

機構受付印

【機構使用欄】（確認用）

	共同請負入札参加資格審査申請書	１部	本申請書
	委任状	１部	
	特定建設工事共同企業体協定書	１部	写しを提出
	建設業許可申請書	１部	構成員それぞれの写しを提出※（許可番号、許可年月日及び営業所一覧を確認）

※ＰＣ橋梁工事以外の「その他」工事の場合、建設業許可申請は不要

別添２

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　独立行政法人都市再生機構西日本支社発注に係る＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとす

る。

（構成員の責任）

第 10 条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、＿＿＿＿＿＿＿＿銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条　決算の結果、利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第 17 条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、第 16 条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第 18 条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 19 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共

同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 20 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ほか＿＿＿社は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿＿＿通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

印

印

印

別添３

委　　任　　状

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　倉上 卓也　殿

（共同企業体の名称）　　特定建設工事共同企業体
（共同企業体構成員）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との
（工事名称）　　（追加工事を含む。）
の契約について、下記の権限を委任します。

受　任　者
（共同企業体代表者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

記

（委任事項）
１　見積及び入札について
２　契約に関すること
３　支払い金の請求及び領収について

以　上

別紙様式

昇 降 機 保 守 管 理 契 約 書

１　業 務 名
２　履行場所
３　履行期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
４　請負代金額　　月額　金　　円
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　円
５　支払条件　　完了払

上記の業務について発注者と受注者とは、次の条項によって請負契約を締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　住所
　　氏名　　(印)
受注者　　住所
　　氏名　　(印)

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「仕様書」という。）に従いこれを履行し、その成果物（以下「成果物」という。）があるときは、これを発注者に引き渡さなければならない。

２　この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第６条に規定する監督員（以下「監督員」という。）を経由するものとする。この場合、監督員に提出された日をもって、発注者に提出されたものとみなす。

３　発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第１条の２　受注者は、この契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

（日程表）

第２条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書に基づいて日程表を作

成し、発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、この契約の成果物を第三者に譲渡し、貸与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

３　成果物について、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、特許権、実用新案権等（以下本条において「著作権等」という。）が生ずるときは、その著作権等は全て発注者に帰属する。

４　前項に規定するもののほか、業務の履行の過程において派生的に生じた著作権等の取扱いは、発注者と受注者とが協議して定める。

（下請負等）

第４条　受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

（特許権等の使用）

第５条　受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したものを処理するほか、仕様書で定めるところにより発注者に代わって監督し、又は指示等を行うものとする。

（現場代理人）

第７条　受注者は、現場代理人を定め、その者に監督員の監督又は指示等に従い、業務の技術上の管理及び作業現場の監督に関する事項を処理させなければならない。

２　受注者は、現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名及び経歴を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

（現場代理人等に関する措置請求）

第８条　発注者又は監督員は、現場代理人又は受注者が業務を履行するために使用している使用人若しくは下請負人等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から 10 日以内に書面をもって発注者又は監督員に通知しなければならない。

（業務の履行状況の調査等）

第９条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（受注者所有機器等）

第10条　受注者は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、別紙仕様書に記載の受注者所有の機器等（以下「受注者所有機器」という。）を本業務の対象となる昇降機又は建物（以下本項において「昇降機等」という。）に設置するものとする。なお、設置に当たっては、受注者所有機器の使用に必要な範囲に限り、昇降機等に配線等を施すことができるものとする。

２　受注者所有機器の設置費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由又は発注者の意向による受注者所有機器の修理、取替等に要する費用は、発注者の負担とする。

３　発注者は、受注者の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。

(1)受注者所有機器を設置場所から移動すること。

(2)受注者所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。

(3)受注者所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。

４　発注者は、受注者所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに受注者に通知するものとする。

５　受注者は、本契約が終了したときは、受注者所有機器を速やかに撤去し、発注者は受注者による撤去のための建物の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、受注者は、撤去工事を行うときは、発注者に対して事前に通知するものとする。

６　受注者所有機器の撤去費用は受注者の負担とし、撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は発注者の負担とする。ただし、本契約の終了が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は受注者の負担とする。

（貸与品）

第 11 条　発注者から受注者へ貸与する物品等（以下「貸与品」という。）の品

名、数量、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2　発注者又は監督員は、貸与品を受注者の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。

3　受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に借用書を提出しなければならない。

4　発注者は、必要があると認めるときは、貸与品の品名、数量、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第 14 条第 1 項後段、第 2 項及び第 15 条第 2 項の規定を準用する。

5　受注者は、業務の完了、業務の内容の変更等によって不用となった貸与品を仕様書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

6　受注者は、善良な管理者の注意をもって貸与品を保管するものとし、受注者の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の修正義務）

第 12 条　受注者は、業務の履行が仕様書に適合しない場合において、監督員がその修正を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責に帰すべき理由によるときは、第 14 条第 1 項後段、第 2 項及び第 15 条第 2 項の規定を準用する。

（条件変更等）

第 13 条　受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

一　仕様書と作業現場の状態が一致しないこと。

二　仕様書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び仕様書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。

三　履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

四　仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3　第 1 項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、業務内容の変更又は仕様書の訂正を行わなければならない。この場合において、必要があると認められると

きは、発注者と受注者とが協議して履行期間及び請負代金額を変更しなければならない。

（仕様書等の変更）

第 14 条　発注者は、前条第３項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

２　前項の履行期間又は請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務の中止）

第 15 条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金の計算）

第 16 条　履行期間に、１か月未満の端数が生じたときの請負代金は１か月分を 30 日として、日割計算した額とし、その日割計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（臨機の措置）

第 17 条　受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面をもって監督員に通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

４　受注者が、第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第 18 条　成果物の引渡し前に、その成果物に生じた損害その他業務の履行に

関して生じた損害（次条又は第 20 条に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第 19 条　業務の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（天災その他の不可抗力）

第 20 条　天災その他の不可抗力により成果物の全部若しくは一部又は業務の履行のために必要な物件に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって発注者に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第 21 条　受注者は、業務が完了したときは、毎月末に、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

３　前項の場合において、成果物があるときは、検査の合格の日をもって引渡しがなされたものとする。

４　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに修正して発注者の検査を受けなければならない。

（請負代金の支払）

第 22 条　受注者は、毎月、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第 23 条　発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受

注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 24 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 26 条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第 25 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一　第３条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二　正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三　履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

四　現場代理人を配置しなかったとき。

五　正当な理由なく、第 23 条第１項の履行の追完がなされないとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 26 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに

この契約を解除することができる。

一　第３条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二　引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八　第 28 条又は第 29 条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は　第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当　に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有　していると認められるとき。

ヘ　下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれ

かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十　第 32 条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 27 条　第 25 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 28 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 29 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第 14 条第１項又は第 15 条第２項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第 15 条第１項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 30 条　第 28 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う貸与品の返還）

第 31 条　受注者は、この契約が解除された場合において、第11条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により受注者が貸与品を返還する場合の期限、方法等については、この契約の解除が第25条、第26条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第24条、第28条又は第29条の規定によるときは発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 32 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　成果物に契約不適合があるとき。

三　前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額をいう。次条において同じ。）の総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第25条又は第26条の規定により、この契約が解除されたとき。

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 32 条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 33 条　発注者の責めに帰すべき理由により第22条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する契約締結日時点に適用される率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 34 条　発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から２年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　第１項において受注者が負うべき責任は、第21条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
４　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに第２項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
５　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
８　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
９　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第 35 条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第 36 条　受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　受注者は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第 37 条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、発注者及び受注者との双方の合意により選定した第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

２　発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に前項により選定した第三者を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

３　前２項の規定にかかわらず、この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（適用法令）

第 38 条　この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（契約外の事項）

第 39 条　この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別添５

昇降機保守管理業務仕様書

１　一般事項

１－１　適用

（１）　本仕様書（以下「仕様書」という。）は、昇降機の保守管理業務に適用する。

（２）　仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

１－２　用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

（１）　「監督員」とは、契約書に規定するもので、受注者に通知された総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員を総称していう。

（２）　「現場代理人」とは、契約書に規定するもので、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督員との連絡調整を行う受注者側の者をいう。

（３）　「現場責任者」とは、現場代理人の指揮により保守管理業務を実施するもので、現場における受注者側の責任者をいう。

（４）　「現場担当者」とは、現場責任者の指揮により保守管理業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

（５）　「点検」とは、昇降機の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

（６）　「現地点検」とは、点検のうち現地で実施するものをいう。

（７）　「遠隔点検」とは、仕様書で定める遠隔点検項目について、通信回線を利用して監視センターで運行状態等の各種信号を検出し、異常の有無を調査・分析することにより、修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

（８）　「通信回線」とは、有線通信（電話回線方式又は光回線方式）及び無線通信をいう。
無線通信は、不正な送信元アドレスを持つ通信が、モバイル回線を通り拠点にアクセスが出来ないよう接続元限定等の対策を施しているものとする。

（９）　「調整」とは、機器の状態を指定された性能及び仕様等に適合するように整えることをいう。

(10)　「保全業務」とは、昇降機を安全かつ良好な運転状態に保持するために点検及び調整を行う業務をいう。

(11)　「緊急時対応業務」とは、事故及び故障等が発生した場合に、直ちに、適切な措置を講じる業務をいう。

(12)　「定期検査業務」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する検査を行う業務をいう。

(13)　「監視業務」とは、監視センターにおいて昇降機の運転状況等を常時監視し、故障情報等を受信した場合は、当該建物へ最短で出動できるよう指令し、また、閉じ込め検出時には、かご内乗客からのインターホン呼び出しに応答する業務をいう。

(14)　「修繕」とは、点検結果等に基づき昇降機の機能の回復又は予防保全のために行う修理又は取替えをいう。

(15)　「保守管理業務」とは、保全業務、緊急時対応業務、定期検査業務、監視業務、修繕及びこれらに付随する業務を総称していう。

(16)　「監視センター」とは、監視業務及び遠隔点検の実施を行う事務所をいう。

１－３　受注者の負担の範囲

（1）　保守管理業務の実施に必要な通信費は、受注者の負担とする。
（2）　点検及び調整に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
（3）　清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
（4）　修繕に必要な別表１に掲げる部品等は、受注者の負担とする。

１－４　関係法令等の遵守
（1）　保守管理業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、保守管理業務の円滑な遂行を図るものとする。
（2）　受注者は、業務に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じるものとする。

２　業務の実施
２－１　業務の対象
受注者は、別表２に掲げる昇降機について、保守管理業務を実施するものとする。

２－２　業務条件
（1）　保全業務、定期検査業務、修繕及びこれらに付随する業務を行う日及び時間は、発注者の通常勤務日における就業時間内とする。ただし、緊急時対応業務、監視業務及びこれらに付随する業務は常時行うものとする。
（2）　受注者は、現場担当者が業務を実施するために使用する当該機種の保守技術資料を保有し、監督員の求めに応じ、資料等の提示と具体的な説明を行うものとする。
（3）　受注者は、独立した品質管理部門を有し、独自の品質確保に必要な措置を行うものとする。

２－３　業務の範囲
（1）　保全業務
イ　受注者は、別表３を標準とした作業項目及び作業周期で実施するほか、昇降機の稼動頻度等の稼動データを考慮した修繕計画書に基づき、計画的に実施するものとする。
ロ　現地点検は、現場責任者と現場担当者の２名以上１組とする。
ハ　遠隔点検の実施要領は、別表４によるものとする。
（2）　緊急時対応業務
受注者は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等、24 時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には、原則として通報を受けてから 30 分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。また、関係機関等への連絡を速やかに行うものとする。
（3）　定期検査業務
受注者は、別紙様式１の記載に必要な事項の検査を実施するものとする。
（4）　監視業務
受注者は、別表５の項目を監視するものとする。
（5）　修繕
受注者は、別表１を標準とした項目の修繕を行い、必要な交換用部品（当該機種製造者の規格品）、消耗品等を常に保管しておくものとする。また、これらの部品は、保管条件に適した保管場所に合理的に必要な量を保管しておくものとし、監督員は、受注者に交換用部品の在庫状況を確認するため、適宜必要な措置を取らせることができる。
（6）　昇降機修繕等工事の完了確認に対する協力

受注者は、機構が別途発注する昇降機修繕等工事の完了後の確認について、その工事の受注者（以下「工事受注者」という。）から依頼を受けた場合、これに協力するものとする。なお、確認に係る費用負担については、工事受注者の負担とする。

２－４　業務計画書等

（1）　受注者は、保守管理業務の実施に先立ち、実施日程表（別紙様式 2）のほか、実施体制、現場責任者及び現場担当者一覧、定期検査を実施する者が有する資格等必要な事項を監督員に提出し、その承諾を受けるものとする。また、これらに変更が生じた場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

（2）　受注者は、現場責任者、現場担当者の教育記録、主な担当実績（担当機種、経験年数、定期検査を実施する者が有する資格証番号など）を監督員の要求に応じて提示しなければならない。

（3）受注者は、新たに安全な運行に係る技術情報及び安全な運行に支障が生じるおそれのある情報を得た場合は、速やかに監督員に報告するものとする。この場合、受注者及び監督員は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

３　業務現場管理

３－１　現場責任者

（1）　現場責任者は、現場担当者に現場代理人の指示事項及び作業内容等を伝え、その周知徹底を図るものとする。

（2）　現場責任者は、昇降機の点検実務経験を 15 年以上、かつ点検対象同型機の実務経験を 5 年以上、もしくはそれに相当する知識・技能を有し、さらに現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

（3）　現場担当者が（2）の要件を満たす場合、現場責任者を兼ねることができる。

３－２　現場担当者

（1）　現場担当者は、昇降機の点検実務経験を 10 年以上、かつ点検対象同型機の実務経験を 3 年以上、もしくはそれに相当する知識・技能を有し、さらにその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

（2）　法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。

３－３　緊急体制等

緊急時の体制等以下について、書面等を監督員に提出し、承諾を受けてから業務を実施するものとする。また、内容に変更が生じた場合は、速やかに監督員の承諾を受けるものとする。

（1）　故障や事故、地震等の災害発生時の緊急対応時の体制表

（2）　拠点事務所、監視センター等の所在地

（3）　交換用部品の保管場所

３－４　居住者への周知徹底、安全対策

（1）　保全業務、定期検査業務及び修繕の実施に当たっては、事前にその内容、注意事項、期間及び連絡先等を監督員と協議の上、掲示板等に掲示する。なお、掲示した用紙類は、当該業務が完了した後、速やかに取り外し、処分する。

（2）　保全業務の作業等で、昇降機を運行停止する場合は、各乗場の見やすい箇所に「作業中」等の注意表示物を掲示するものとする。

（3）　作業の必要に応じ、安全帯等の着用の励行、ガードフェンスの設置などを行い、安全確保に努めるものとする。

３－５　名札・腕章の着用

保守管理業務で団地内に立ち入る者は、腕章、名札等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装や言動及び行動に十分注意を払うものとする。

３－６　業務用車両

（1）　団地内に業務用車両を駐車する場所及び方法については、監督員の指示による。

（2）　受注者は、団地内を運行する業務用車両の運転者に対し、不測の事態に対処できるよう徐行運転を徹底させるものとする。

３－７　出入り禁止箇所

保守管理業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

４　業務の報告

４－１　保全業務の報告

受注者は、当月分の保全業務を実施した結果を、別紙様式３により翌月５日までに監督員に報告するものとする。

４－２　緊急時対応等業務の報告

（1）受注者は、事故・故障等の処理を行った場合は、速やかに、別紙様式４により監督員に報告するものとする。

（2）受注者は、広域災害の発生時において、被害状況の把握に努め、その状況を速やかに監督員に報告するほか、復旧措置等の状況を監督員の求めに応じ報告するものとする。

（3）受注者は、事故や重大な不具合の発生時において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から発注者が特定行政庁に報告する上で、発注者の求めに応じて報告書の作成に協力するなど必要な協力を行うものとする。

４－３　定期検査業務の報告

受注者は、特定行政庁の定める時期に実施した定期検査の結果を、速やかに、別紙様式５により監督員に報告するものとする。

４－４　監視業務の報告

受注者は、当月分の監視業務の履行状況を、別紙様式６により翌月５日までに監督員に報告するものとする。

４－５　修繕等の報告

受注者は、２－３（5）に掲げる修理や取替、調整等を実施した場合は、その内容を別紙様式３により翌月５日までに監督員に報告するものとする。

４－６　保守管理情報の記録と管理

受注者は、次の保守管理情報の記録と管理を行うものとし、監督員の求めに応じ、これを提出するものとする。

（1）　点検及び調整等における計測値、調整値

（2）　判定結果及び当該判定の根拠となる値等の資料

（3）　修繕履歴

（4）　故障履歴及びその原因と処置内容

４－７　修繕計画書の提出

受注者は、昇降機の稼動頻度、経年劣化等を考慮した修理、取替などが必要な部位の次年度以降の修繕計画と、当該年度において実施した修繕の実績を示した修繕計画書を契約期間が満了するまでに監督員に提出し、その承諾を受けるものとする。

４－８　業務に伴う廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とし、適正に処理するものとする。

４－９　受注者所有機器(ヲ)

本契約書第 10 条第１項に規定する内容に関し、下記の受注者所有機器を昇降機に取り付けることとする。

No.	受注者所有機器
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

４－10　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）　（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

（3）　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別添５別表１

修理・取替え対象部品等一覧表（昇降機）(1/4)

区分	修理の対象	修理・取替項目	エレベーターの仕様	
			ロープ式	油圧式
機　械　室	制御盤、受電盤	バッテリー	○	○
		リレー	○	○
		コンデンサー類	○	○
		電磁接触器接点（リード線含む）	○	○
		ヒューズ類	○	○
		半導体、プリント基板	○	○
		インバータ、コンバータ	○	○
		抵抗管	○	○
		整流器	○	○
		変圧器	○	○
		定電圧電源装置	○	○
		配線用遮断器	○	○
		その他盤構成部品	○	○
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○
		各軸受ベアリング	○	○
		エンコーダ	○	○
		回転機カーボンブラシ	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	巻上機	ギヤ類	○	
		綱車	○	
		ベアリング及び軸受類	○	
		シール類	○	
		防振ゴム	○	
		その他運行機能に関する部品	○	
	階床選択機	稼動・固定接触子	○	○
		移動ケーブル	○	○
		ギア及びテープ類	○	○
		マグネットコイル	○	○
		先行モータ	○	○
		ベアリング及び軸受け類	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー（ライニング）	○	
		マグネットコイル	○	
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド	○	
		軸・軸受	○	
		ブレーキスイッチ	○	
		ブレーキアーム	○	
	調速機	綱車	○	○
		ベアリング及び軸受類	○	○
		プッシュ及びスプリング類	○	○

修理・取替え対象部品等一覧表（昇降機）(2/4)

区分	修理の対象	修理・取替項目	エレベーターの仕様	
			ロープ式	油圧式
機　械　室	調速機	調速機本体	○	○
		スイッチ	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	油圧機器	ポンプ		○
		バルブ		○
		電磁コイル		○
		ユニットOリング		○
		ストレーナ		○
		パッキン		○
		高圧ゴムホース		○
		作動油冷却装置		○
		配管継ぎ手ラバーリング		○
		駆動ベルト		○
か　　ご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー	○	○
	停電灯装置	停電灯バッテリー	○	○
		停電灯ランプ	○	○
	操作盤	操作盤スイッチ類	○	○
		操作盤ランプ	○	○
		盤構成部品	○	○
	階床表示	階床表示ランプ	○	○
	かご戸	ドアハンガー・ローラ	○	○
		連結ロープ・チェーン	○	○
		ドアハンガーレール	○	○
		乗場戸との連結装置	○	○
		ドアシュー	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	戸閉め安全装置（セイフティシュー）	アーム（レバー）	○	○
		ケーブル	○	○
		スイッチ	○	○
		マグネット	○	○
	光電装置	受光部・投光部	○	○
		ユニット	○	○
	照明	かご内照明ランプ	○	○
		照明器具	○	○
	かご枠	防振ゴム	○	○
	はかり装置	スイッチ	○	○
		はかり装置	○	○
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子	○	○
		軸受（ベアリング）	○	○
		エンコーダ	○	○
		駆動ベルト・チェーン	○	○

修理・取替え対象部品等一覧表（昇降機）(3/4)

区分	修理の対象	修理・取替項目	エレベーターの仕様	
			ロープ式	油圧式
かご上	戸の開閉装置	スイッチ	○	○
		歯車ユニット	○	○
	かご上機器	ガイドシュー及びガイドローラー	○	○
		位置検出・着床装置	○	○
		かご上照明ランプ	○	○
		給油器	○	○
	釣合いおもり	ガイドシュー及びガイドローラ	○	
		給油器	○	
		その他運行機能に関する部品	○	
乗場	乗場の戸	ドアハンガー	○	○
		ドアハンガーレール	○	○
		連結ロープ・チェーン	○	○
		ドアインターロックスイッチ	○	○
		ドアクローザー	○	○
		かご戸との連結装置	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ	○	○
		押ボタンランプ	○	○
	階床表示	階床表示ランプ	○	○
昇降路･ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング及び軸受類	○	○
		おもり吊り車ベアリング及び軸受類	○	
		綱車	○	○
	主ロープ	主ロープ	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	調速機ロープ	調速機ロープ	○	○
	釣合いロープ、鎖	釣合いロープ（鎖）	○	
	非常止め装置	非常止め装置	○	○
		非常止め装置ロープ	○	○
	移動ケーブル	移動ケーブル	○	○
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ	○	○
		リミットスイッチ	○	○
	調速機	軸受ベアリング	○	○
		調速機・張り車本体	○	○
		スイッチ	○	○
	テンションプーリ	軸受テンションプーリベアリング	○	○
		その他運行機能に関する部品	○	○
	プランジャー・シリンダー	グランド部ダストシール		○
		グランド部パッキン		○
		そらせ車ベアリング及び軸受類		○
		ガイドシュー		○
		給油器		○

修理・取替え対象部品等一覧表（昇降機）(4/4)

区分	修理の対象	修理・取替項目	エレベーターの仕様	
			ロープ式	油圧式
昇降路･ピット	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ	○	○
	返し車	ベアリング及び軸受類	○	○
		綱車	○	
	緩衝器	緩衝器	○	○
付 加 装 置	地震時管制運転装置	地震感知器	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
	停電時自動着床装置	バッテリー	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
	火災時管制運転装置	盤函体	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
	遠隔監視システム装置	盤函体	○	○
		盤構成部品	○	○
		その他遠隔監視システムに必要な部品	○	○
	自動通報装置	盤函体	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
	戸開走行保護装置	待機型ブレーキ(ロープブレーキ)	○	
		待機型ブレーキ(逆止弁)		○
		盤箱体	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
		その他戸開走行保護装置に必要な部品	○	○
	ピット冠水時管制運転装置	ピット内冠水感知センサー	○	○
		盤構成部品及び関連部品	○	○
そ の 他	その他	付属品	○	○
		消耗品	○	○
		油脂類	○	○

修理・取替え対象部品等一覧表（エスカレーター）（1/1）

区分	修理の対象	修理・取替項目
機　械　室	制御盤、受電盤	リレー
		電磁接触器接点（リード線含む）
		ヒューズ類
		半導体、プリント基板
		配線用遮断器
		その他盤構成部品
	駆動機	ベアリング及び各軸受類
		オイルシール
		その他運行機能に関する部品
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		ベアリング及び各軸受類
		駆動ベルト
		その他運行機能に関する部品
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー（ライニング）
		マグネットコイル
	駆動鎖装置	駆動鎖
		スプロケット
		安全スイッチ
	踏段駆動及び従動装置	ベアリング及び各軸受類
		安全スイッチ
乗　降　口	手すり	手すり
	くし	くし
	安全スイッチ	非常停止スイッチ
		手すり入り込み口スイッチ
中　間　部	踏段	ローラ
		前輪軸
		踏段鎖
	手すり駆動装置	手すり駆動装置
		駆動プーリベアリング及び各軸受類
		駆動プーリゴムリング
		スプロケット
		駆動・従動ローラ
		ゲートローラ
		ガイドローラ
	トラス内機器	各踏段レール
		スカートガード安全装置
		踏段異常検出装置
		ケーブル類
そ　の　他	その他	付属品
		消耗品
		油脂類

別表２(ﾘ)(ｦ)

業務対象一覧表

昇降機諸元																適用する別表３の種別
団地名	棟番号	号機番号	付加装置（該当するものは〇印を記載）													
			自動通報	自動通報装置所有区分				地震時管制運転	停電時自動着床	火災時管制運転	防犯カメラ		戸開走行保護装置		その他	
				UR		保守会社					カメラ録画装置	カメラのみ	待機型	常時作動型		
				有線	無線	有線	無線									

別表３(ﾙ)

（1）ロープ式（リレー制御）　1/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	室　内　環　境	1 室内の整理及び清掃	○				
		2 出入口扉及び窓の開閉状態、施錠の状態及び破損の有無の点検	○				
		3 照明設備及びコンセント設備の点検	○				
		4 天井、壁及び床面の亀裂及び雨漏りの有無の点検	○				
		5 換気設備及び室温の異常の有無の点検	○				
		6 消火器及び手巻きハンドルなど備品の異常の有無の点検	○				
	盤　　類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音・過熱及び異臭の有無の点検	○				
		3 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		4 電磁接触器及び継電器の作動状態の点検及び調整	○				
		5 階床選択機の作動状態の点検及び調整	○				
		6 電磁接触器、継電器、開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整		○			
		7 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検			○		
		8 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整				○	
		9 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整				○	
		10 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整				○	
		11 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	巻　　上　　機	1 汚損、変形さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検				○	
		5 綱車及びそらせ車の回転状態及び軸受けの緩みの点検及び調整			○		
		6 ギヤオイルの量、劣化及び油漏れの有無の点検	○				
		7 ギヤの摩耗状態及び歯あたりの点検及び調整				○	
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検及び調整	○				※ 4/4 参照
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検			○		
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整		○			
	電　動　機　類	1 汚損、変形さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 各端子接続部の締付状態の点検及び調整				○	
		5 電動機等の取付状態の点検及び調整				○	
		6 電動機部品の状態の点検及び調整			○		
		7 絶縁及び接地の状態の点検及び調整				○	
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				

(1) ロープ式（リレー制御）　2/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	調　　速　　機	1 異常音及び異常振動の有無の点検	○				
		2 汚損、さび及び変形の点検	○				
		3 軸受け部の給油状態及び過熱の有無の点検及び調整		○			
		4 可動部の動作状態及び取付部の緩みの点検及び調整			○		
		5 ロープ溝の摩耗の点検				○	
		6 過速スイッチ及びロープキャッチの作動状態の点検及び調整				○	
		7 過速スイッチ及びロープキャッチの作動速度の測定				○	
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
昇降路	か　　ご	1 運転状態、停止着床状態、戸の開閉、振動及び騒音の異常の点検及び調整	○				
		2 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○				
		3 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の作動の点検	○				
		4 押ボタンスイッチの作動及び破損の点検	○				
		5 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○			
		6 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		7 操作スイッチの摩耗の点検		○			
		8 停電灯、外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検及び調整				○	
		9 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整	○				
		2 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検及び調整	○				
		3 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整			○		
		4 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検			○		
		5 ゲートスイッチの作動状態の点検及び調整	○				
		6 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整			○		
		7 戸開閉装置の作動状態及び摩耗の点検及び調整	○				
		8 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整		○			
		9 連動ロープ・チェーンの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整		○			
		10 戸のインターロック機構の作動状態の点検及び調整	○				
		11 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		12 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○	
		13 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○		
		14 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○		
		15 戸の作動時間の測定				○	
		16 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検及び調整		○			
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○		

(1) ロープ式（リレー制御）　3/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
昇降路	昇　降　路　内	3 ガイドレールの変形及び損傷の点検				○	
		4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検				○	
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整		○			
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○		
		7 釣合おもりガイドシューの作動状態の点検及び調整		○			
		8 釣合おもりｶﾞｲﾄﾞｼｭｰの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○	
		9 釣合おもりガイドシュー、レール等の摩耗の計測				○	
		10 そらせ車、張り車の給油状態及び各部の締付状態の点検及び調整			○		
		11 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整				○	
		12 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整				○	
		13 主ロープの張り具合の点検及び調整		○			
		14 調速機ﾛｰﾌﾟの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整		○			
		15 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検				○	
		16 各ロープの摩耗及び破断の計測				○	
		17 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整			○		
		18 非常止装置の取付状態の点検及び調整	○			○	
		19 非常止装置の作動状態の点検				○	
		20 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整				○	
		21 はかり装置の作動状態の点検及び調整				○	
		22 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整		○			
		23 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○			
		24 昇降路周壁の亀裂等の点検				○	
		25 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	ピ　ッ　ト　内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理	○				
		2 ピット床面などからの漏水及び水溜の有無の点検	○				
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○			
		4 釣合おもりの底部隙間の測定				○	
		5 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
乗　場	乗　　場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○				
		2 呼ボタンの作動状態及び応答ランプの状態の点検及び調整	○				
		3 三方枠、扉等意匠部分の汚損、発さび及び破損の点検	○				
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
その他	自動通報装置	1 自動通報盤及び補助盤の点検	○				
		2 自動通報装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				

（1）ロープ式（リレー制御）　4/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
その他	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検	○				
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整				○	
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検				○	
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検	○				
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○				
		3 バッテリー比重及び電圧の点検				○	
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整				○	
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃		○			
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)		○			
		3 録画状態の確認		○			
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認		○			
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検				○	
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認				○	
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認				○	
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試験運転				○	

※電磁ブレーキの点検に際しては、作業周期に併せて、以下の項目を実施すること。

・ブレーキの作動の状況を確認する際には、電源のオン・オフにより異常の有無を検査すること。

・摩耗粉の状況を確認する際には、ダストカバーリングを全て外す等により、ブレーキの周囲全体の摩耗粉の有無を調べること。

・ブレーキの空隙を確認する際には、複数箇所調べること。

別表３(ﾘ)(ﾙ)

（2）ロープ式（マイコン制御）　1/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	室内環境	1 室内の整理及び清掃	○				
		2 出入口扉及び窓の開閉状態、施錠の状態及び破損の有無の点検	○				
		3 照明設備及びコンセント設備の点検	○				
		4 天井、壁及び床面の亀裂及び雨漏りの有無の点検	○				
		5 換気設備及び室温の異常の有無の点検	○				
		6 消火器及び手巻きハンドルなど備品の異常の有無の点検	○				
	盤類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音、過熱及び異臭の有無の点検	○				
		3 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		4 電磁接触器及び継電器の作動状態の点検及び調整	○				
		5 電磁接触器、継電器、開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整			○		
		6 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検				○	
		7 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整				○	
		8 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整				○	
		9 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整				○	
		10 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	巻上機	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検				○	
		5 綱車及びそらせ車の回転状態及び軸受けの緩みの点検及び調整			○		
		6 ギヤオイルの量、劣化及び油漏れの有無の点検	○				
		7 ギヤの摩耗状態及び歯当たりの点検及び調整				○	
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検及び調整	○				※ 4/4 参照
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検			○		
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整			○		
	電動機類	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 各端子接続部の締付状態の点検及び調整				○	
		5 巻上機、電動機等の取付状態の点検及び調整				○	
		6 電動機部品の状態の点検及び調整			○		
		7 絶縁及び接地の状態の点検及び調整				○	
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	調速機	1 異常音及び異常振動の有無の点検	○				

(2) ロープ式（マイコン制御）　2/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	調　速　機	2 汚損、さび及び変形の点検	○				
		3 軸受け部の給油状態及び過熱の有無の点検及び調整		○			
		4 可動部の動作状態及び取付部の緩みの点検及び調整			○		
		5 ロープ溝の摩耗の点検				○	
		6 過速スイッチ及びロープキャッチの作動状態の点検及び調整				○	
		7 過速スイッチ及びロープキャッチの作動速度の測定				○	
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
昇降路	か　ご	1 運転状態、停止着床状態、戸の開閉、振動及び騒音の異常の点検及び調整	○				
		2 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○				
		3 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の作動の点検	○				
		4 押ボタンスイッチの作動及び破損の点検	○				
		5 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○			
		6 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		7 操作スイッチの摩耗の点検		○			
		8 停電灯及び外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検及び調整				○	
		9 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整	○				
		2 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検及び調整	○				
		3 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整			○		
		4 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検			○		
		5 ゲートスイッチの作動状態の点検及び調整	○				
		6 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整			○		
		7 戸開閉装置の作動状態及び摩耗の点検及び調整	○				
		8 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整		○			
		9 連動ロープ・チェーンの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整		○			
		10 戸のインターロック機構の作動状態の点検及び調整	○				
		11 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		12 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○	
		13 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○		
		14 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○		
		15 戸の作動時間の測定				○	
		16 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検及び調整		○			
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○		

(2) ロープ式（マイコン制御）　3/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
昇降路	昇　降　路　内	3 ガイドレールの変形及び損傷の点検				○	
		4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検				○	
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整		○			
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○		
		7 釣合おもりガイドシューの作動状態の点検及び調整		○			
		8 釣合おもりｶﾞｲﾄﾞｼｭｰの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○	
		9 釣合おもりガイドシュー、レール等の摩耗の計測				○	
		10 そらせ車、張り車の給油状態及び各部の締付状態の点検及び調整			○		
		11 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整				○	
		12 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整				○	
		13 主ロープの張り具合の点検及び調整		○			
		14 調速機ロープの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整		○			
		15 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検				○	
		16 各ロープの摩耗及び破断の計測				○	
		17 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整			○		
		18 非常止装置の取付状態の点検及び調整	○				
		19 非常止装置の作動状態の点検				○	
		20 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整				○	
		21 はかり装置の作動状態の点検及び調整				○	
		22 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整		○			
		23 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○			
		24 昇降路周壁の亀裂等の点検				○	
		25 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	ピ　ッ　ト　内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理	○				
		2 ビット床面などからの漏水及び水溜の有無の点検	○				
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○			
		4 釣合おもりの底部隙間の測定				○	
		5 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
乗　場	乗　　場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○				
		2 呼ボタンの作動状態及び応答ランプの状態の点検並びに調整	○				
		3 三方枠、扉等意匠部分の汚損、発さび及び破損の点検	○				
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	自動通報装置	1 自動通報盤及び補助盤の点検	○				
		2 自動通報装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				

(2) ロープ式（マイコン制御）　4/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
その他	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検	○				
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整				○	
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検				○	
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検	○				
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○				
		3 バッテリー比重及び電圧の点検				○	
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整				○	
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃		○			
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)		○			
		3 録画状態の確認		○			
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認		○			
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検				○	
	戸開走行保護装置	1 戸開走行保護装置の点検				○	
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認				○	
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認				○	
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試験運転				○	

※電磁ブレーキの点検に際しては、作業周期に併せて、以下の項目を実施すること。

・ブレーキの作動の状況を確認する際には、電源のオン・オフにより異常の有無を検査すること。

・摩耗粉の状況を確認する際には、ダストカバーリングを全て外す等により、ブレーキの周囲全体の摩耗粉の有無を調べること。

・ブレーキの空隙を確認する際には、複数箇所調べること。

別表３(ﾘ)(ﾙ)

（3）油圧式　1/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	室　内　環　境	1 室内の整理及び清掃	○				
		2 出入口扉及び窓の開閉状態、施錠の状態及び破損の有無の点検	○				
		3 照明設備及びコンセント設備の点検	○				
		4 天井、壁及び床面の亀裂及び雨漏りの有無の点検	○				
		5 換気設備及び室温の異常の有無の点検	○				
		6 消火器など備品の異常の有無の点検	○				
	盤　　類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音、過熱及び異臭の有無の点検	○				
		3 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		4 電磁接触器及び継電器の作動状態の点検及び調整	○				
		5 電磁接触器、継電器、開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整			○		
		6 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検				○	
		7 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整				○	
		8 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整				○	
		9 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整				○	
		10 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	パワーユニット、圧　力　配　管	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 駆動ベルトの張力の点検及び調整			○		
		4 油圧タンクの内油の汚れの有無及び油温の点検	○				
		5 油圧タンク、圧力配管、高圧ゴムホースの取付状態の点検	○				
		6 安全弁、逆止弁及び手動下降弁の作動状態の点検及び調整	○				
		7 フィルターの汚れの有無	○				
		7 電磁バルブの作動状態の点検及び調整	○				
		8 冷却ファンの作動状態の点検及び調整			○		
		9 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	○				
		10 油圧流量コントロールモーターの作動状態の点検及び調整	○				
		11 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の摩耗の点検	○				
		12 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
昇降路	か　　ご	1 運転状態、停止着床状態、戸の開閉、振動及び騒音の異常の点検及び調整	○				
		2 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○				
		3 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の作動の点検	○				
		4 押ボタンスイッチの作動及び破損の点検	○				
		5 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○			
		6 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				

(3) 油圧式　2/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
昇降路	かご	7 操作スイッチの摩耗の点検		○			
		8 停電灯、外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検、調整				○	
		9 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整	○				
		2 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検及び調整	○				
		3 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整			○		
		4 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検			○		
		5 ゲートスイッチの作動状態の点検及び調整	○				
		6 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整			○		
		7 戸開閉装置の作動状態及び摩耗の点検及び調整	○				
		8 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整		○			
		9 連動ロープ・チェーンの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整		○			
		10 戸のインターロック機構の作動状態の点検及び調整	○				
		11 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		12 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○	
		13 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○		
		14 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○		
		15 戸の作動時間の測定				○	
		16 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検及び調整		○			
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○		
		3 ガイドレールの変形及び損傷の点検				○	
		4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検				○	
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整		○			
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○		
		7 綱車の給油状態及び各部の締付状態の点検及び調整			○		
		8 油圧シリンダー及びプランジャーの汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		9 油圧シリンダー及びプランジャーの作動状態の点検及び調整	○				
		10 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整				○	
		11 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整				○	
		12 主ロープの張り具合の点検及び調整		○			
		13 調速機ロープの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整		○			
		14 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検				○	
		15 各ロープの摩耗及び破断の計測				○	

(3) 油圧式　3/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
昇降路	昇　降　路　内	16 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整			○		
		17 非常止装置の取付状態の点検及び調整	○				
		18 非常止装置の作動状態の点検				○	
		19 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整				○	
		20 はかり装置の作動状態の点検及び調整				○	
		21 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整		○			
		22 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○			
		23 昇降路周壁の亀裂等の点検				○	
		24 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	ピ　ッ　ト　内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理	○				
		2 ビット床面などからの漏水及び水溜の有無の点検	○				
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○			
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
乗　場	乗　　場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○				
		2 呼ボタンの作動状態及び応答ランプの状態の点検並びに調整	○				
		3 三方枠、扉等意匠部分の汚損、発さび及び破損の点検	○				
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
その他	自動通報装置	1 自動通報盤及び補助盤の点検	○				
		2 自動通報装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検	○				
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整				○	
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検				○	
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検	○				
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○				
		3 バッテリー比重及び電圧の点検				○	
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整				○	
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃		○			
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)		○			

(3) 油圧式　4/4

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
その他	防犯カメラ装置	3 録画状態の確認		○			
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認		○			
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検				○	
	戸開走行保護装置	1 戸開走行保護装置の点検				○	
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認				○	
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認				○	
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試験運転				○	

別表３(ﾘ)(ﾙ)

（4）遠隔点検Ｉ併用式　1/5

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）					備 考
			現地				遠隔	
			1	3	6	12	1	
機械室	室内環境	1 室内の整理及び清掃	○					
		2 出入口扉及び窓の開閉状態、施錠の状態及び破損の有無の点検	○					
		3 照明設備及びコンセント設備の点検	○					
		4 天井、壁及び床面の亀裂及び雨漏りの有無の点検	○					
		5 換気設備及び室温の異常の有無の点検	○					
		6 消火器、手巻きハンドル等備品の異常の有無の点検	○					
	盤類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○					
		2 異常音及び異臭の有無の点検	○					
		3 盤類の過熱の異常の有無の点検					○	
		4 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○					
		5 マイコン及びインバーターユニットの異常の有無の点検					○	
		6 制御機器の制御状態の異常の有無の点検					○	
		7 電磁接触器、継電器及び開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整			○			
		8 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検				○		
		9 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整				○		
		10 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整				○		
		11 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整				○		
		12 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	巻上機	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○					
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○					
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○					
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検				○		
		5 綱車、そらせ車の回転状態及び軸受けの緩みの点検及び調整			○			
		6 ギヤオイルの量、劣化及び油漏れの有無の点検	○					
		7 ギヤ類の摩耗状態及び歯当たりの点検及び調整				○		
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検		○			○	※
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検			○			5/5
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整			○			参照
	電動機類	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○					
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○					
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○					
		4 各端子接続部の締付状態の点検及び調整				○		
		5 巻上機、電動機等の取付状態の点検及び調整				○		
		6 電動機部品の状態の点検及び調整			○			
		7 絶縁及び接地の状態の点検及び調整				○		

（4）遠隔点検Ⅰ併用式　2/5

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）					備 考
			現地				遠隔	
			1	3	6	12	1	
機械室	電動機類	8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	調速機	1 異常音及び異常振動の有無の点検	○					
		2 汚損、さび及び変形の点検	○					
		3 軸受け部の給油状態及び過熱の有無の点検及び調整		○				
		4 可動部の動作状態及び取付部の緩みの点検及び調整			○			
		5 ロープ溝の摩耗の点検				○		
		6 過速スイッチ及びロープキャッチの作動状態の点検及び調整				○		
		7 過速スイッチ及びロープキャッチの作動速度の測定				○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	パワーユニット、圧力配管	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○					
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○					
		3 駆動ベルトの張力の点検及び調整			○			
		4 油圧タンクの内油の汚れの有無及び油温の点検	○					
		5 油圧タンク、圧力配管、高圧ゴムホースの取付状態の点検	○					
		6 安全弁、逆止弁及び手動下降弁の作動状態の点検及び調整	○					
		7 フィルターの汚れの有無	○					
		8 電磁バルブの作動状態の点検及び調整	○					
		9 冷却ファンの作動状態の点検及び調整			○			
		10 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	○					
		11 油圧流量コントロールモーターの作動状態の点検及び調整	○					
		12 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の摩耗の点検	○					
		13 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
昇降路	運行状態	1 振動及び騒音の異常の点検及び調整	○					
		2 走行速度等の異常の有無の点検					○	
		3 着床の異常の有無の点検					○	
	かご室	1 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○					
		2 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の点灯及び作動の点検	○					
		3 行き先ボタンの動作状態の点検	○				○	
		4 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○				
		5 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○					
		6 操作スイッチの摩耗の点検		○				
		7 停電灯、外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検、調整				○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整	○					
		2 かご戸の開閉状態の点検					○	
		3 乗り場戸の開閉状態の点検					○	

（4）遠隔点検Ⅰ併用式　3/5

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）					備 考
			現地				遠隔	
			1	3	6	12	1	
昇降路	戸開閉機構	4 ドアスイッチの動作状態の点検					○	
		5 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検及び調整	○					
		6 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整			○			
		7 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検			○			
		8 ゲートスイッチの作動状態の点検					○	
		9 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整			○			
		10 戸開閉装置の作動状態及び摩耗の点検及び調整	○					
		11 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整		○				
		12 連動ロープ・チェーンの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整		○				
		13 戸のインターロック機構の作動状態の点検及び調整	○					
		14 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整			○			
		15 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○		
		16 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○			
		17 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○			
		18 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検			○		○	
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○			
		3 ガイドレールの変形及び損傷の点検				○		
		4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検				○		
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整		○				
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○			
		7 釣合おもりガイドシューの作動状態の点検及び調整		○				
		8 釣合おもりｶﾞｲﾄﾞｼｭｰの取付状態及び摩耗の点検及び調整				○		
		9 釣合いおもりガイドシュー、レール等の摩耗の計測				○		
		10 そらせ車及び張り車の給油状態及び各部の締付状態の点検及び調整			○			
		11 油圧シリンダー及びプランジャーの汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○					
		12 油圧シリンダー及びプランジャーの作動状態の点検及び調整	○					
		13 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整				○		
		14 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整				○		
		15 主ロープの張り具合の点検及び調整		○				
		16 調速機ロープの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整		○				
		17 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検				○		
		18 各ロープの摩耗及び破断の計測				○		

（4）遠隔点検Ｉ併用式　4/5

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月） 現地 1	3	6	12	遠隔 1	備 考
昇降路	昇降路内	19 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整			○			
		20 非常止装置の取付状態の点検及び調整	○					
		21 非常止装置の作動状態の点検				○		
		22 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整				○		
		23 はかり装置の作動状態の点検及び調整				○		
		24 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整		○				
		25 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○				
		26 昇降路周壁の亀裂等の点検				○		
		27 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
	ピット内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理	○					
		2 ビット床面等からの漏水及び水溜の有無の点検	○					
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○				
		4 釣合おもりの底部すき間の測定				○		
		5 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
乗場	乗場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○					
		2 呼びボタンの作動状態の点検	○				○	
		3 三方枠、扉等意匠部品の汚損、発さび及び破損の点検	○					
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○					
その他	遠隔装置	1 遠隔監視盤及び補助盤の点検	○					
		2 遠隔監視システムの発信装置の作動状態の異常の有無の点検					○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○					
	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検	○					
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○			
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整				○		
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整				○		
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検				○		
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○					
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検	○					
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○					
		3 バッテリー比重及び電圧の点検				○		
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整				○		
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○					
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○			
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整				○		
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○					

（4）遠隔点検Ⅰ併用式　5/5

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）					備 考
			現地				遠隔	
			1	3	6	12	1	
その他	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃		○				
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)		○				
		3 録画状態の確認		○				
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認		○				
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検				○		
	戸開走行保護装置	1 戸開走行保護装置の点検				○		
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認				○		
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認				○		
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○					
		2 非常用電源による試運転				○		
		3 自動診断仮復旧運転機能の作動の点検及び調整				○		

※電磁ブレーキの点検に際しては、作業周期に併せて、以下の項目を実施すること。

・ブレーキの作動の状況を確認する際には、電源のオン・オフにより異常の有無を検査すること。

・摩耗粉の状況を確認する際には、ダストカバーリングを全て外す等により、ブレーキの周囲全体の摩耗粉の有無を調べること。

・ブレーキの空隙を確認する際には、複数箇所調べること。

別表３(ﾘ)(ﾙ)

(5) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり） 1/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
機械室	室内環境	1 室内の整理及び清掃	○				
		2 出入口扉及び窓の開閉状態、施錠の状態及び破損の有無の点検	○				
		3 照明設備及びコンセント設備の点検	○				
		4 天井、壁及び床面の亀裂及び雨漏りの有無の点検	○				
		5 換気設備及び室温の異常の有無の点検	○				
		6 消火器、手巻きハンドル等備品の異常の有無の点検	○				
	盤類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音及び異臭の有無の点検	○				
		3 盤類の過熱の異常の有無の点検				○	
		4 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		5 マイコン及びインバーターユニットの異常の有無の点検				○	
		6 制御機器の制御状態の異常の有無の点検				○	
		7 電磁接触器、継電器及び開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整		○			
		8 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検			○		
		9 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整			○		
		10 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整			○		
		11 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整			○		
		12 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	巻上機	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検			○		
		5 綱車、そらせ車の回転状態及び軸受けの緩みの点検及び調整		○			
		6 ギヤオイルの量、劣化及び油漏れの有無の点検	○				
		7 ギヤ類の摩耗状態及び歯当たりの点検及び調整			○		
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検	○			○	※ 4/4 参照
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検		○			
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整		○			
	電動機類	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 各端子接続部の締付状態の点検及び調整			○		
		5 電動機等の取付状態の点検及び調整			○		
		6 電動機部品の状態の点検及び調整		○			
		7 絶縁及び接地の状態の点検及び調整			○		

(5) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり）　2/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
機械室	電動機類	8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	調速機	1 異常音及び異常振動の有無の点検	○				
		2 汚損、さび及び変形の点検	○				
		3 軸受け部の給油状態及び過熱の有無の点検及び調整	○				
		4 可動部の動作状態及び取付部の緩みの点検及び調整		○			
		5 ロープ溝の摩耗の点検			○		
		6 過速スイッチ及びロープキャッチの作動状態の点検及び調整			○		
		7 過速スイッチ及びロープキャッチの作動速度の測定			○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
昇降路	運行状態	1 振動及び騒音の異常の点検及び調整	○				
		2 走行速度等の異常の有無の点検				○	
		3 着床の異常の有無の点検				○	
	かご	1 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○				
		2 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の点灯及び作動の点検	○				
		3 行き先ボタンの動作状態の点検	○			○	
		4 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○			
		5 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		6 操作スイッチの摩耗の点検	○				
		7 停電灯及び外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検及び調整			○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整		○			
		2 かご戸の開閉状態の点検				○	
		3 乗り場戸の開閉状態の点検				○	
		4 ドアスイッチの動作状態の点検				○	
		5 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検	○			○	
		6 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整		○			
		7 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検		○			
		8 ゲートスイッチの作動状態の点検				○	
		9 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整		○			
		10 戸開閉装置の作動状態の点検	○			○	
		11 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整			○		
		12 連動ロープの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整			○		
		13 戸のインターロック機構の作動状態の点検	○			○	
		14 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整		○			
		15 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		

(5) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり）　3/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
昇降路	戸開閉機構	16 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○		
		17 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○		
		18 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検		○		○	
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○		
		3 ガイドレールの変形及び損傷の点検			○		
		4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検			○		
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整			○		
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○		
		7 釣合おもりガイドシューの作動状態の点検及び調整			○		
		8 釣合おもりｶﾞｲﾄﾞｼｭｰの取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		9 釣合いおもりガイドシュー、レール等の摩耗の計測			○		
		10 そらせ車、張り車の給油状態及び各部の締付状態の点検、調整		○			
		11 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整			○		
		12 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整			○		
		13 主ロープの張り具合の点検及び調整			○		
		14 調速機ロープの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整	○				
		15 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検			○		
		16 各ロープの摩耗及び破断の計測			○		
		17 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整		○			
		18 非常止装置の取付状態の点検及び調整			○		
		19 非常止装置の作動状態の点検			○		
		20 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整			○		
		21 はかり装置の作動状態の点検及び調整			○		
		22 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整			○		
		23 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○			
		24 昇降路周壁の亀裂等の点検			○		
		25 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	ピット内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理		○			
		2 ピット床面等からの漏水及び水溜の有無の点検		○			
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○			
		4 釣合おもりの底部すき間の測定			○		
		5 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				

(5) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり）　4/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
乗　場	乗　場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○				
		2 呼びボタンの作動状態の点検	○			○	
		3 三方枠、扉等意匠部品の汚損、発さび及び破損の点検	○				
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
その他	遠隔装置	1 遠隔監視盤及び補助盤の点検			○		
		2 遠隔監視システムの発信装置の作動状態の異常の有無の点検				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検			○		
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整			○		
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整			○		
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検			○		
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検			○		
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○				
		3 バッテリー比重及び電圧の点検			○		
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整			○		
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整			○		
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃	○				
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)	○				
		3 録画状態の確認	○				
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認	○				
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検			○		
	戸開走行保護装置	1 戸開走行保護装置の点検			○		
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認			○		
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認			○		
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試運転			○		
		3 自動診断仮復旧運転機能の作動の点検及び調整			○		

※電磁ブレーキの点検に際しては、作業周期に併せて、以下の項目を実施すること。

・ブレーキの作動の状況を確認する際には、電源のオン・オフにより異常の有無を検査すること。

・摩耗粉の状況を確認する際には、ダストカバーリングを全て外す等により、ブレーキの周囲全体の摩耗粉の有無を調べること。

・ブレーキの空隙を確認する際には、複数箇所調べること。

別表３(ﾘ)(ﾙ)

(6) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室なし）　1/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
昇降路	盤　類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音及び異臭の有無の点検	○				
		3 盤類の過熱の異常の有無の点検				○	
		4 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		5 マイコン及びインバーターユニットの異常の有無の点検				○	
		6 制御機器の制御状態の異常の有無の点検				○	
		7 電磁接触器、継電器及び開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整		○			
		8 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検			○		
		9 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整			○		
		10 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整			○		
		11 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整			○		
		12 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	巻　上　機	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検			○		
		5 綱車、そらせ車の回転状態及び軸受けの緩みの点検及び調整		○			
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検	○			○	※ 4/4 参照
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検		○			
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整		○			
	電動機類	1 汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 各端子接続部の締付状態の点検及び調整			○		
		5 電動機等の取付状態の点検及び調整			○		
		6 電動機部品の状態の点検及び調整		○			
		7 絶縁及び接地の状態の点検及び調整			○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	調　速　機	1 異常音及び異常振動の有無の点検	○				
		2 汚損、さび及び変形の点検	○				
		3 軸受け部の給油状態及び過熱の有無の点検及び調整	○				
		4 可動部の動作状態及び取付部の緩みの点検及び調整		○			
		5 ロープ溝の摩耗の点検			○		
		6 過速スイッチ及びロープキャッチの作動状態の点検及び調整			○		

(6) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室なし）　2/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
昇降路	調　速　機	7 過速スイッチ及びロープキャッチの作動速度の測定			○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	運行状態	1 振動及び騒音の異常の点検及び調整	○				
		2 走行速度等の異常の有無の点検				○	
		3 着床の異常の有無の点検				○	
	かご室	1 汚損、変形、さび、腐食及び破損の点検	○				
		2 信号灯、表示灯、照明及び換気装置の点灯及び作動の点検	○				
		3 行き先ボタンの動作状態の点検	○			○	
		4 救出口及びトランクルーム扉の開閉、施錠及びスイッチの作動の点検及び調整		○			
		5 停電灯及び外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		6 操作スイッチの摩耗の点検	○				
		7 停電灯及び外部連絡装置の充電状態及び充電装置の点検及び調整			○		
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	戸開閉機構	1 敷居溝の点検及び調整		○			
		2 かご戸の開閉状態の点検				○	
		3 乗り場戸の開閉状態の点検				○	
		4 ドアスイッチの動作状態の点検				○	
		5 戸安全装置の作動及び異常の有無の点検及び調整	○			○	
		6 セーフティシューの給油、取付状態及び汚損の点検及び調整		○			
		7 ケーブル及びコード類の損傷の有無の点検		○			
		8 ゲートスイッチの作動状態の点検				○	
		9 ゲートスイッチの取付、締付及び接点の状態の点検及び調整		○			
		10 戸開閉装置の作動状態及び摩耗の点検及び調整	○			○	
		11 戸のレールの摩耗、さび及び給油状態の点検及び調整			○		
		12 連動ロープの張り、摩耗、破断及び取付状態の点検及び調整			○		
		13 戸のインターロック機構の作動状態の点検及び調整	○			○	
		14 戸のロック装置の取付状態及び摩耗の点検及び調整		○			
		15 ドアシューの取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		16 戸開閉装置の潤滑油の状態の点検及び調整			○		
		17 戸開閉装置の部品の状態の点検及び調整			○		
		18 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	昇降路内	1 終点ｽｲｯﾁ及び行過ぎ制限ｽｲｯﾁの作動状態の点検		○		○	
		2 各スイッチの接点の状態及び締付部の緩みの点検及び調整			○		
		3 ガイドレールの変形及び損傷の点検			○		

(6) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室なし）　3/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
昇降路	昇　降　路　内	4 ガイドレールのさび及び取付状態の点検			○		
		5 ガイドシューの作動状態及びレール給油状態の点検及び調整			○		
		6 かごガイドシュー及び付属品の汚損、変形、劣化、摩耗及び給油器の状態の点検及び調整			○		
		7 釣合おもりガイドシューの作動状態の点検及び調整			○		
		8 釣合おもりｶﾞｲﾄﾞｼｭｰの取付状態及び摩耗の点検及び調整			○		
		9 釣合おもりガイドシュー、レール等の摩耗の計測			○		
		10 張り車の給油状態及び各部の締付状態の点検及び調整		○			
		11 頂部綱車、かご綱車、釣合おもり綱車の取付状態の点検			○		
		12 制御ケーブルの作動状態の点検及び調整			○		
		13 制御ケーブルの損傷の有無及び取付状態の点検及び調整			○		
		14 主ロープの張り具合の点検及び調整			○		
		15 調速機ロープの張り具合及び張り車の回転状態の点検及び調整	○				
		16 各ロープの摩耗、破断及びさびの点検			○		
		17 各ロープの摩耗及び破断の計測			○		
		18 各ロープソケットの変形、亀裂、バビットの状態、ナットの緩み、スプリングの劣化及び割ピンの状態の点検及び調整		○			
		19 非常止装置の取付状態の点検及び調整			○		
		20 非常止装置の作動状態の点検			○		
		21 はかり装置の端子及び可動部の緩みの点検及び調整			○		
		22 はかり装置の作動状態の点検及び調整			○		
		23 非常解錠装置の作動状態の点検及び調整			○		
		24 非常口スイッチ及び非常口施錠状態の点検及び調整		○			
		25 昇降路周壁の亀裂等の点検			○		
		26 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	ピ　ッ　ト　内	1 ピット床面の清掃及びレール受け皿の油の処理		○			
		2 ピット床面等からの漏水及び水溜の有無の点検		○			
		3 緩衝器の取付状態及び異常の有無の点検及び調整		○			
		4 釣合おもりの底部すき間の測定			○		
		5 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
乗　場	乗　　場	1 表示灯及び方向灯類の状態の点検及び調整	○				
		2 呼びボタンの作動状態の点検	○			○	
		3 三方枠、扉等意匠部品の汚損、発さび及び破損の点検	○				
		4 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
その他	遠　隔　装　置	1 遠隔監視盤及び補助盤の点検			○		
		2 遠隔監視システムの発信装置の作動状態の異常の有無の点検				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				

(6) 遠隔点検Ⅱ併用式（機械室なし）　4/4

区　分	対象項目	作　業　項　目	作業周期（月）				備 考
			現地			遠隔	
			3	6	12	1	
その他	地震時管制運転装置	1 地震感知器及び盤内機器の点検			○		
		2 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		3 センサー及びアンプ部の点検及び調整			○		
		4 地震時管制運転装置の作動の点検及び調整			○		
		5 かご内表示灯、ブザー、戸開閉ボタン等の点検			○		
		6 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	停電時自動着床装置	1 盤内機器の点検			○		
		2 バッテリー外観及び液面の点検	○				
		3 バッテリー比重及び電圧の点検			○		
		4 停電時自動着床装置の作動の点検及び調整			○		
		5 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	火災時管制運転装置	1 盤内リレー動作の点検及び調整			○		
		2 火災時管制運転装置の作動の点検及び調整			○		
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	防犯カメラ装置	1 カメラレンズカバーの清掃	○				
		2 録画装置のテープ交換及びヘッドクリーニング(テープ式のみ)	○				
		3 録画状態の確認	○				
		4 カメラ、録画装置及びその他機器の設置状態の確認	○				
		5 昇降路ケーブル類の固定状態の点検			○		
	戸開走行保護装置	1　戸開走行保護装置の点検			○		
	ピット冠水時管制運転装置	1 ピット冠水時管制運転装置の設置状況の確認			○		
		2 ピット冠水時管制運転装置の作動に必要な点検及び確認			○		
	その他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試運転			○		
		3 自動診断仮復旧運転機能の作動の点検及び調整			○		

※電磁ブレーキの点検に際しては、作業周期に併せて、以下の項目を実施すること。

・ブレーキの作動の状況を確認する際には、電源のオン・オフにより異常の有無を検査すること。

・摩耗粉の状況を確認する際には、ダストカバーリングを全て外す等により、ブレーキの周囲全体の摩耗粉の有無を調べること。

・ブレーキの空隙を確認する際には、複数箇所調べること。

別表３

（7）エスカレーター　1/2

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
機械室	室　内　環　境	1 温湿度の点検	○				
		2 漏水、汚れの有無	○				
	盤　　類	1 変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	○				
		2 異常音・過熱及び異臭の有無の点検	○				
		3 指示計器及び表示灯類の異常の有無の点検	○				
		4 電磁接触器及び継電器の作動状態の点検及び調整	○				
		5 電磁接触器、継電器、開閉器類の接点の摩耗及び接触状態の点検及び調整	○				
		6 盤内機器及び部品の異常、摩耗及び劣化の有無の点検			○		
		7 各端子接続部及び締付部の緩みの点検及び調整				○	
		8 盤の取付状態及び防振ゴムの状態の点検及び調整				○	
		9 回路電圧、絶縁、接地及び電線類の状態の点検及び調整				○	
		10 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	駆　動　機	1 汚損、変形さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
		4 ギヤオイルの量、劣化及び油漏れの有無の点検	○				
		5 ギヤの摩耗状態及び歯あたりの点検及び調整				○	
		6 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
	電磁ブレーキ	1 電磁ブレーキの作動状態の点検及び調整	○				
		2 電磁ブレーキの摩耗及び損傷の有無の点検			○		
		3 ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗、汚損及び隙間の状態の点検及び調整				○	
	電　動　機　類	1 汚損、変形さび及び油漏れの有無の点検	○				
		2 異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		3 軸受け部の過熱の有無及び給油状態の点検及び調整	○				
	駆動ﾍﾞﾙﾄ・ﾁｪｰﾝ	1 ベルト・チェーンの張力の点検			○		
		2 ベルトの汚れ、異常の有無の点検	○				
		3 各種安全スイッチの取付状態、作動状態の点検及び調整				○	
		4 駆動鎖装置の汚損、変形、さび及び油漏れの有無の点検	○				
		5 駆動鎖装置の異常音、異臭及び異常振動の有無の点検	○				
		6 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				

（7）エスカレーター　2/2

区　分	対象項目	作　　業　　項　　目	作業周期（月）				備 考
			1	3	6	12	
乗降口	乗　　降　　口	1 走行速度等の異常の有無の点検	○				
		2 着床の異常の有無の点検	○				
		3 くしの異常の有無及び取付状態の良否の点検	○				
		4 手すりの汚損、変形の有無の点検	○				
		5 各種スイッチ類の作動及び破損の点検			○		
		6 自動運転装置の点検	○				
		7 注意標識の汚れ、破損及び剥がれの有無の点検	○				
		8 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
中間部	中　　間　　部	1 内側板の汚損、変形等異常の有無の点検	○				
		2 踏段、踏段ライザーの変形、損傷及び欠損の有無の点検	○				
		3 踏段とスカートガードの隙間の点検				○	
		4 踏段鎖の汚損、変形、さび及び摩耗の有無の点検				○	
		5 踏段鎖の張力、作動状態及び給油状態の点検及び調整				○	
		6 異常検出装置の作動状態の点検				○	
		7 踏段レールの錆、取付状態の点検				○	
		8 手すり駆動プーリ及びローラの作動状態及び摩耗状態の点検及び調整				○	
		9 手すり駆動装置の異常、錆の有無、給油状態の点検及び調整			○		
		10 スカートガード安全装置の作動状態の点検及び調整		○			
		11 ケーブル類の損傷の有無及び取付状態の点検及び調整				○	
		12 その他運行機能に必要な作動等の点検及び調整	○				
その他	自動通報装置	1 自動通報盤及び補助盤の点検	○				
		2 自動通報装置の作動の点検及び調整				○	
		3 その他装置の作動に必要な点検及び調整	○				
	そ　の　他	1 外部連絡装置の作動の点検及び調整	○				
		2 非常用電源による試験運転				○	

別表４

(1) 遠隔点検Ｉ併用式

区分	対象項目	作業項目番号	遠隔点検内容	遠　隔　点　検　要　領	備　　考
機械室	盤　　類	3	制御盤の温度の異常の有無を点検する。	制御盤内に設置された温度センサーの温度レベルに異常が無いか確認する。	温度センサーの設定温度及び設置位置は製造者の標準仕様とする。
		5,6	制御状態の異常の有無を点検する。	マイコンの動作状態及び主回路等の接触器が ON 又は OFF 指令後、正常に作動しているか確認する。	マイコン回路等のセルフチェック機構を利用する。
	電磁ブレーキ	1	電磁ブレーキ動作状態の異常の有無を点検する。	走行指令後、正常にブレーキが解放するか、又はかごが走行するか確認する。 停止指令後、一定時間内にブレーキが締結するか、又はかごが停止するか確認する。	モーターの回転パルス、ブレーキ制御リレーの信号等を遠隔確認する。
昇降路	運行状態	2	走行速度に異常が無いか点検する。	走行指令に対し、かご速度に異常が無いか確認する。	
		3	かごの着床状態を点検する。	かごの着床状態が設定範囲を超えていないか確認する。	
	かご	3	行き先ボタンの動作状態を点検する。	行き先ボタンが連続して押されていないか（復帰しない状態でないか）確認する。	
	戸開閉機構	2	かご戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		3	各階乗場戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		4	各階ﾄﾞｱｽｲｯﾁの動作状態を点検する。	ドアスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		8	ゲートスイッチの作動状態を点検する。	ゲートスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にゲートスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
	昇降路内	1	安全スイッチの動作状態を点検する。	運転中に終点スイッチ又は行過ぎ制限スイッチが異常動作していないか確認する。	
乗場	乗　　場	2	呼びボタンの動作状態を点検する。	呼びボタンが連続して押されていないか（復帰しない状態でないか）確認する。	
その他	遠隔装置	2	遠隔監視ｼｽﾃﾑの発信装置を点検する。	遠隔制御システムの発信装置に異常が無いか確認する。	

(2) 遠隔点検Ⅱ併用式

区分	対象項目	作業項目番号	遠隔点検内容	遠隔点検要領	備考
機械室又は昇降路	盤類	3	制御盤の温度の異常の有無を点検する。	制御盤内に設置された温度センサーの温度レベルに異常が無いか確認する。	温度センサーの設定温度及び設置位置は製造者の標準仕様とする。
		5,6	制御状態の異常の有無を点検する。	マイコンの動作状態及び主回路等の接触器が ON 又は OFF 指令後、正常に作動しているか確認する。	マイコン回路等のセルフチェック機構を利用する。
	電磁ブレーキ	1	電磁ブレーキ動作状態の異常の有無を点検する。	走行指令後、正常にブレーキが解放するか、又はかごが走行するか確認する。 停止指令後、一定時間内にブレーキが締結するか、又はかごが停止するか確認する。	モーターの回転パルス、ブレーキ制御リレーの信号等を遠隔確認する。
昇降路	運行状態	2	走行速度に異常が無いか点検する。	走行指令に対し、かご速度に異常が無いか確認する。	
		3	かごの着床状態を点検する。	かごの着床状態が設定範囲を超えていないか確認する。	
	かご室	3	行き先ボタンの動作状態を点検する。	行き先ボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか) 確認する。	
	戸開閉機構	2,10	かご戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		3	各階乗場戸の開閉状態を点検する。	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		4	各階ﾄﾞｱｽｲｯﾁの動作状態を点検する。	ドアスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		5	セフティーシューの動作状態の異常の有無を点検する。	セフティーシューが作動している状態が継続していること又は作動しないで反転したことを確認する。	
		8	ゲートスイッチの作動状態を点検する。	ゲートスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にゲートスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、製造者の標準仕様による。
		13	インターロック機構の作動の良否を点検する。	ドアスイッチとゲートスイッチの信号が一致しない場合、又は戸閉開指令が設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	ｲﾝﾀｰﾛｯｸ機構の作動の良否
	昇降路内	1	安全スイッチの動作状態を点検する。	運転中に終点スイッチ又は行過ぎ制限スイッチが異常動作していないか確認する。	
乗場	乗場	2	呼びボタンの動作状態を点検する。	呼びボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか) 確認する。	
その他	遠隔装置	2	遠隔監視ｼｽﾃﾑの発信装置を点検する。	遠隔制御システムの発信装置に異常が無いか確認する。	

別表５（監視業務）

監視項目	監視内容	備考
直接通話	閉じ込め検出時に、かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターと通話が可能となる状態	
閉じ込め	昇降機が階間停止又は着床状態でも、戸開きせず乗客がかご内に閉じ込められた状態、又は停電時かご内のインターホンボタン若しくは非常ボタンを押した状態	
起動不能	昇降機は運転可能な状態にあるが、正常な運転を 10 分間程度経過しても行わない状態	
安全装置動作	安全装置などの動作により、一定時間昇降機が起動できない状態	

別紙様式１（建築基準法 12 条関係）

特定行政庁の指定する

定期検査報告書

定期検査報告概要書

定期検査結果表

関係写真等

別紙様式２(ﾘ)

昇降機保守管理業務実施日程表

独立行政法人都市再生機構

年　　月　　日

殿　　保守管理業務受注者

住所

氏名

業務の名称

契約年月日　　年　　月　　日

履行期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

団地名	棟番号	号機番号	月			月			月			月			月			月			備考
			10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	

（注）　1　日程は、棒線で記入し、日付を明示する。

2　定期検査については、特記する。

別紙様式３(ﾘ)

昇降機保全業務報告書（　　月分）

独立行政法人都市再生機構

殿

別紙のとおり　　月分の保全業務を完了しましたので、報告します。

年　　月　　日

保守管理業務受注者

氏名　　印

別紙　　昇降機保全業務報告書

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

(JIS A4)

別紙様式３ 別紙(ﾘ)(ﾙ)

（1）ロープ式（リレー制御・マイコン制御）

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号						場所等		項目	号機番号					
機械室	1. 室内環境	1. 室内整理、清掃の実施							昇降路	8. 戸開閉機構	1. 敷居溝の状態						
		2. 出入口扉・天井・壁・床の状態									2. 戸安全装置の作動状態						
		3. 照明、ｺﾝｾﾝﾄ・換気設備・室温の状態									3. セーフティシューの状態・給油等						
		4. 消火器・手巻きハンドル・備品等									4. ケーブル・コード類の損傷等						
	2. 盤類	1. 変形・損傷・錆・腐食等									5. ゲート・ドアスイッチの状態						
		2. 異常音・過熱・異臭等									6. かご戸・乗場戸開閉状態						
		3. 計器・表示灯類の状態									7. 戸開閉装置の作動状態・摩耗等						
		4. 接触器・継電器・開閉器類の状態									8. 戸のレールの損耗・錆・給油等						
		5. 階床選択機の作動状態									9. 連動チェーン又はロープの状態						
		6. 機器部品類の摩耗・劣化									10. 戸のインターロック機構の状態						
		7. 各端子接続部分の状態									11. ﾄﾞアシューの取付状態、摩耗						
		8. 盤の取付状態									12. 戸開閉装置の給油等						
		9. 電圧・絶縁・接地等									13. 戸開閉装置動作時間の測定						
		10. その他制御機器類									14. その他の運行機能の作動状態						
		11. その他の運行機能の作動状態								9. 昇降路内	1. 終点スイッチ等の状態						
	3. 巻上機	1. 汚損・変形・油漏れ等									2. 各スイッチの接点状態等						
		2. 異常音・異臭・異常振動等									3. ガイドレールの錆・取付状態						
		3. 軸受け部の状態・給油等									4. ガイドシューの損耗・劣化・給油等						
		4. 綱車（巻胴）溝変形・摩耗等									5. 釣合おもりガイドシューの状態						
		5. 綱車・そらせ車の回転状態等									6. そらせ車・張り車の給油等						
		6. ギヤオイルの量・劣化等									7. 制御ケーブル等の作動状態						
		7. ギヤ類の摩耗・歯当たり									8. 主ロープ・調速機ロープ等の状態						
	4. 電磁ブレーキ	1. 電磁ブレーキ作動状態									9. 非常止装置・はかり装置の状態						
		2. 電磁ブレーキの摩耗等									10. 非常解錠装置・非常ロスイッチ等の状態						
		3. ブレーキライニング摩耗等									11. 昇降路壁の亀裂等の確認						
	5. 電動機	1. 汚損・変形・油漏れ等									12. その他の運行機能の作動状態						
		2. 異常音・異臭・異常振動等								10. ピット内	1. 床面清掃・油処理等の実施・漏水の有無等						
		3. 軸受け部の状態・給油等									2. 緩衝器の状態						
		4. 各端子接続部分の状態									3. 釣合おもりの底部の隙間の測定						
		5. 機器取付状態									4. その他の運行機能の作動状態						
		6. 電動機部品の状態							乗場	11. 乗場	1. 表示灯・押しボタン等の状態						
		7. 絶縁・接地等									2. 三方枠・扉等の汚損・破損・発錆等						
		8. その他の運行機能の作動状態									3. その他の運行機能の作動状態						
	6. 調速機	1. 異常音・振動・汚損・錆・変形等							非常用専用	12. 非常用	1. かご呼び戻し装置の状態						
		2. 軸受け部の状態・給油等									2. 非常運転（一次・二次）の作動状態						
		3. 可動部の動作・取付の状態									3. 非常標識及び表示灯の状態						
		4. ロープ溝の変形・摩耗等									4. 予備電源の状態						
		5. 過速ｽｲｯﾁ等作動状態・速度の測定							その他	13. その他	1. 自動通報装置						
		6. その他の運行機能の作動状態									2. 地震時管制運転装置						
昇降路	7. かご	1. 運転・停止着床状態・振動・騒音等									3. 停電時自動着床装置						
		2. 汚損・変形・錆・腐食・破損等									4. 火災時管制運転装置						
		3. 各表示灯・照明・換気等									5. 防犯カメラ装置						
		4. 押しボタンの状態									6. 非常用電源による運転						
		5. 救出口・トランクルームの状態									7. 戸開走行保護装置						
		6. 停電灯・外部連絡装置の状態									8. ピット冠水時管制運転装置						
		7. 操作スイッチの状態									9. その他の運行機能・運転状態						
		8. その他の運行機能の作動状態															

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその詳細を記入する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」

なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式３ 別紙(ﾘ)(ﾙ)
（2）油圧式

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号						場所等		項目	号機番号					
機械室	1.室内環境	1.室内整理、清掃の実施							昇降路	5.戸開閉機構	9.連動チェーン又はロープの状態						
		2.出入口扉・天井・壁・床の状態									10.戸のインターロック機構の状態						
		3.照明、ｺﾝｾﾝﾄ・換気設備・室温の状態									11.ﾄﾞｱｼｭｰの取付状態、摩耗						
		4.消火器・備品等									12.戸開閉装置の給油等						
	2.盤類	1.変形・損傷・錆・腐食等									13.戸開閉装置動作時間の測定						
		2.異常音・過熱・異臭等									14.その他の運行機能の作動状態						
		3.計器・表示灯類の状態								6.昇降路内	1.終点スイッチ等の状態						
		4.接触器・継電器・開閉器類の状態									2.各スイッチの接点状態等						
		5.機器部品類の摩耗・劣化等									3.ガイドレールの錆・取付状態						
		6.各端子接続部分の状態									4.ガイドシューの損耗・劣化・給油等						
		7.盤の取付状態									5.釣合おもりガイドシューの状態						
		8.電圧・絶縁・接地等									6.綱車の給油等						
		9.その他制御機器類の状態									7.綱車・そらせ車の回転状態等						
		10.その他の運行機能の作動状態									8.シリンダーの汚損・変形・錆・油漏れ等						
	3.油圧機器等	1.汚損・変形・油漏れ等									9.シリンダーの作動状態						
		2.異常音・異臭・異常振動等									10.ﾌﾟﾗﾝｼﾞｬｰの汚損・変形・錆・油漏れ等						
		3.油タンク・油温の状態									11.プランジャーの作動状態						
		4.圧力配管・高圧ゴムホースの状態									12.プランジャーストッパーの状態						
		5.安全弁・逆止弁等の作動状態									13.頂部安全距離用ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁの状態						
		6.フィルターの汚損									14.空転防止装置の状態						
		7.圧力計の状態									15.制御ケーブル等の作動状態						
		8.ポンプの作動状態									16.主ロープ・調速機ロープ等の状態						
		9.その他の運行機能の作動状態									17.非常止装置・はかり装置の状態						
											18.非常解錠装置・非常ﾛｽｲｯﾁ等の状態						
昇降路	4.かご	1.運転・停止・着床・振動・騒音等									19.昇降路壁の亀裂等の確認						
		2.汚損・変形・錆・腐食・破損等									20.その他の運行機能の作動状態						
		3.各表示灯・照明・換気等								7.ピット内	1.床面清掃・油処理等の実施・漏水の有無等						
		4.押しボタンの状態									2.緩衝器の状態						
		5.救出口・トランクルームの状態									3.その他の運行機能の作動状態						
		6.停電灯・外部連絡装置の状態															
		7.操作スイッチの状態							乗場	8.乗場	1.表示灯・押しボタン等の状態						
		8.その他の運行機能の作動状態									2.三方枠・扉等の汚損・破損・発錆等						
	5.戸開閉機構	1.敷居溝の状態									3.その他の運行機能の作動状態						
		2.戸安全装置の作動状態							その他	9.その他	1.自動通報装置						
		3.セーフティシューの状態・給油等									2.地震時管制運転装置						
		4.ケーブル・コード類の損傷等									3.停電時自動着床装置						
		5.ゲート・ドアスイッチの状態									4.火災時管制運転装置						
		6.かご戸・乗場戸開閉状態									5.防犯カメラ装置						
		7.戸開閉装置の作動状態・摩耗等									6.非常用電源による運転						
		8.戸のレールの損耗・錆・給油等									7.戸開走行保護装置						
											8.ピット冠水時管制運転装置						
											9.その他の運行機能・運転状態						

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその内容を記入する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」
なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式３ 別紙(ﾘ)(ﾙ)
(3) 遠隔点検Ｉ併用式

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号					
機械室	1.室内環境	1.室内整理、清掃の実施						
		2.出入口扉・天井・壁・床の状態						
		3.照明、ｺﾝｾﾝﾄ・換気設備・室温の状態						
		4.消火器・手巻きハンドル・備品等						
	2.盤類	1.変形・損傷・錆・腐食等						
		2.異常音・過熱・異臭等						
		3.制御盤の温度の異常の有無（遠隔）						
		4.計器・表示灯類の状態						
		5.ﾏｲｺﾝ及び制御状態の異常の有無（遠隔）						
		6.接触器・継電器・開閉器類の状態						
		7.階床選択機の作動状態						
		8.機器部品類の摩耗・劣化等						
		9.各端子接続部分の状態						
		10.盤の取付状態						
		11.電圧・絶縁・接地等						
		12.その他制御機器類の状態						
		13.その他の運行機能の作動状態						
	3.巻上機	1.汚損・変形・油漏れ等						
		2.異常音・異臭・異常振動等						
		3.軸受け部の状態・給油等						
		4.綱車（巻胴）溝変形・摩耗等						
		5.綱車・そらせ車の回転状態等						
		6.ギヤオイルの量・劣化等						
		7.ギヤ類の摩耗・歯当たり等						
	4.電磁ブレーキ	1.電磁ブレーキ作動状態(遠隔＋実施)						
		2.電磁ブレーキの摩耗等						
		3.ブレーキライニング摩耗等						
	5.電動機	1.汚損・変形・油漏れ等						
		2.異常音・異臭・異常振動等						
		3.軸受け部の状態・給油等						
		4.各端子接続部分の状態						
		5.機器取付状態						
		6.電動機部品の状態						
		7.絶縁・接地等						
		8.その他の運行機能の作動状態						
	6.調速機	1.異常音・振動・汚損・錆・変形等						
		2.軸受け部の状態・給油等						
		3.可動部の動作・取付の状態						
		4.ロープ溝の変形・摩耗等						
		5.過速ｽｲｯﾁ等作動状態・速度の測定						
		6.その他の運行機能の作動状態						
昇降路	7.パワーユニット、圧力配管	1.汚損・変形・油漏れ等						
		2.異常音・異臭・異常振動等						
		3.油タンク・油温の状態						
		4.圧力配管・高圧ゴムホースの状態						
		5.安全弁・逆止弁等の作動状態						
		6.フィルターの汚損等						
		7.圧力計の状態						
		8.ポンプの作動状態						
		9.その他の運行機能の作動状態						
	8.運行状態	1.振動・騒音等						
		2.走行速度（遠隔）						
		3.停止着床状態（遠隔）						
	9.かご	1.汚損・変形・錆・腐食・破損等						
		2.各表示灯・照明・換気等						

場所等		項目	号機番号					
昇降路	9.かご	3.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)						
		4.救出口・トランクルームの状態						
		5.停電灯・外部連絡装置の状態						
		6.操作スイッチ等の状態						
		7.その他の運行機能の作動状態						
	10.戸開閉機構	1.敷居溝の状態						
		2.戸安全装置の作動状態						
		3.セーフティシューの状態・給油等						
		4.ケーブル・コード類の損傷等						
		5.ｹﾞｰﾄ･ﾄﾞｱｽｲｯﾁの状態〔遠隔＋実施〕						
		6.かご戸・乗場戸開閉状態（遠隔）						
		7.戸開閉装置の作動状態・摩耗等						
		8.戸のレールの損耗・錆・給油等						
		9.連動チェーン又はロープの状態						
		10.戸のインターロック機構の状態						
		11.ﾄﾞｱシューの取付状態、摩耗						
		12.戸開閉装置の潤滑油・部品等						
		13.戸開閉装置動作時間の測定						
		14.その他の運行機能の作動状態						
	11.昇降路内	1.終点スイッチ等の状態(遠隔＋実施)						
		2.各スイッチの接点状態等						
		3.ガイドレールの錆・取付状態						
		4.ガイドシューの損耗・劣化・給油等						
		5.釣合おもりガイドシューの状態						
		6.そらせ車・張り車の給油等						
		7.ｼﾘﾝﾀﾞｰの汚損・変形・錆・油漏れ等						
		8.ﾌﾟﾗﾝｼﾞｬｰの汚損・変形・錆・油漏れ等						
		9.ｼﾘﾝﾀﾞｰ･ﾌﾟﾗﾝｼﾞｬｰの作動状態						
		10.プランジャーストッパーの状態						
		11.制御ケーブル等の作動状態						
		12.主ロープ・調速機ロープ等の状態						
		13.非常止装置・はかり装置の状態						
		14.非常解錠装置・非常口ｽｲｯﾁ等の状態						
		15.昇降路壁の亀裂等の確認						
		16.その他の運行機能の作動状態						
	12.ピット内	1.床面清掃・油処理等の実施・漏水の有無等						
		2.緩衝器の状態						
		3.釣合おもりの底部の隙間の測定						
		4.その他の運行機能の作動状態						
乗場	13.乗場	1.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)						
		2.表示灯の状態						
		3.三方枠・扉等の汚損・破損・発錆等						
		4.その他の運行機能の作動状態						
非常用専用	14.非常用	1.かご呼び戻し装置の状態						
		2.非常運転（一次・二次）の作動状態						
		3.非常標識及び表示灯の状態						
		4.予備電源の状態						
その他	15.その他	1.自動通報装置						
		2.地震時管制運転装置						
		3.停電時自動着床装置						
		4.火災時管制運転装置						
		5.防犯カメラ装置						
		6.遠隔監視システム(遠隔＋実施)						
		7.非常用電源による運転						
		8.戸開走行保護装置						
		9.自動診断仮復旧運転機能の作動状態						
		10.ピット冠水時管制運転装置						
		11.その他の運行機能・運転状態						

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその詳細を記入する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」
なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式３ 別紙(ﾘ)(ﾙ)

（4）遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり）

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号						場所等		項目	号機番号					
機械室	1.室内環境	1.室内整理、清掃の実施							昇降路	8.かご	6.操作スイッチの状態						
		2.出入口扉・天井・壁・床の状態									7.その他の運行機能の作動状態						
		3.照明、ｺﾝｾﾝﾄ・換気設備・室温の状態								9.戸開閉機構	1.敷居溝の状態						
		4.消火器・手巻きハンドル・備品等									2.戸安全装置の作動状態(遠隔＋実施)						
	2.盤類	1.変形・損傷・錆・腐食等									3.セーフティシューの状態・給油等						
		2.異常音・過熱・異臭等									4.ケーブル・コード類の損傷等						
		3.制御盤の温度の異常の有無（遠隔）									5.ｹﾞｰﾄ･ﾄﾞｱｽｲｯﾁの状態〔遠隔＋実施〕						
		4.計器・表示灯類の状態									6.かご戸・乗場戸開閉状態（遠隔）						
		5.ﾏｲｺﾝ及び制御状態の異常の有無(遠隔)									7.戸開閉装置の作動状態(遠隔＋実施)						
		6.接触器・継電器・開閉器類の状態									8.戸のレールの損耗・錆・給油等						
		7.階床選択機の作動状態									9.連動チェーン又はロープの状態						
		8.機器部品類の摩耗・劣化等									10.戸のｲﾝﾀｰﾛｯｸ機構(遠隔＋実施)の状態						
		9.各端子接続部分の状態									11.ﾄﾞｱシューの取付状態、摩耗等						
		10.盤の取付状態									12.戸開閉装置の潤滑油・部品等						
		11.電圧・絶縁・接地等									13.戸開閉装置動作時間の測定						
		12.その他制御機器類									14.その他の運行機能の作動状態						
		13.その他の運行機能の作動状態								10.昇降路内	1.終点スイッチ等の状態(遠隔＋実施)						
	3.巻上機	1.汚損・変形・油漏れ等									2.各スイッチの接点状態等						
		2.異常音・異臭・異常振動等									3.ガイドレールの錆・取付状態						
		3.軸受け部の状態・給油等									4.ガイドシューの損耗・劣化・給油等						
		4.綱車（巻胴）溝変形・摩耗等									5.釣合おもりガイドシューの状態						
		5.綱車・そらせ車の回転状態等									6.そらせ車・張り車の給油等						
		6.ギヤオイルの量・劣化等									7.制御ケーブル等の作動状態						
		7.ギヤ類の摩耗・歯当たり									8.主ロープ・調速機ロープ等の状態						
	4.電磁ブレーキ	1.電磁ブレーキ作動状態(遠隔＋実施)									9.非常止装置・はかり装置の状態						
		2.電磁ブレーキの摩耗等									10.非常解錠装置・非常口ｽｲｯﾁ等の状態						
		3.ブレーキライニング摩耗等									11.昇降路壁の亀裂等の確認						
	5.電動機	1.汚損・変形・油漏れ等									12.その他の運行機能の作動状態						
		2.異常音・異臭・異常振動等								11.ピット内	1.床面清掃・油処理等の実施・漏水の有無等						
		3.軸受け部の過熱・給油									2.緩衝器の状態						
		4.各端子接続部分の状態									3.釣合おもりの底部の隙間の測定						
		5.機器取付状態									4.その他の運行機能の作動状態						
		6.電動機部品の状態							乗場	12.乗場	1.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)						
		7.絶縁・接地等									2.表示灯の状態						
		8.その他の運行機能の作動状態									3.三方枠・扉等の汚損・破損・発錆等						
	6.調速機	1.異常音・振動・汚損・錆・変形等									4.その他の運行機能の作動状態						
		2.軸受け部の状態・給油等							非常用専用	13.非常用	1.かご呼び戻し装置の状態						
		3.可動部の動作・取付の状態									2.非常運転（一次・二次）の作動状態						
		4.ロープ溝の摩耗									3.非常標識及び表示灯の状態						
		5.過速ｽｲｯﾁ等作動状態・速度の測定									4.予備電源の状態						
		6.その他の運行機能の作動状態							その他	14.その他	1.自動通報装置						
昇降路	7.運行状態	1.振動・騒音等									2.地震時管制運転装置						
		2.走行速度（遠隔）									3.停電時自動着床装置						
		3.停止着床状態（遠隔）									4.火災時管制運転装置						
	8.かご	1.汚損・変形・錆・腐食・破損等									5.防犯カメラ装置						
		2.各表示灯・照明・換気等									6.遠隔監視システム(遠隔＋実施)						
		3.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)									7.非常用電源による運転						
		4.救出口・トランクルームの状態									8.戸開走行保護装置						
		5.停電灯・外部連絡装置の状態									9.自動診断仮復旧運転機能の作動状態						
											10.ピット冠水時管制運転装置						
											11.その他の運行機能・運転状態						

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその詳細を記載する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」

なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式３ 別紙(ﾘ)(ﾙ)

（5）遠隔点検Ⅱ併用式（機械室なし）

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号					
昇降路	1.盤類	1.変形・損傷・錆・腐食等						
		2.異常音・過熱・異臭等						
		3.制御盤の温度の異常の有無（遠隔）						
		4.計器・表示灯類の状態						
		5.ﾏｲｺﾝ及び制御状態の異常の有無（遠隔）						
		6.接触器・継電器・開閉器類の状態						
		7.階床選択機の作動状態						
		8.機器部品類の摩耗・劣化等						
		9.各端子接続部分の状態						
		10.盤の取付状態						
		11.電圧・絶縁・接地等						
		12.その他制御機器類の状態						
		13.その他の運行機能の作動状態						
	2.巻上機	1.汚損・変形・油漏れ等						
		2.異常音・異臭・異常振動等						
		3.軸受け部の状態・給油等						
		4.綱車（巻胴）溝変形・摩耗等						
		5.綱車・そらせ車の回転状態等						
		6.ギヤオイルの量・劣化等						
		7.ギヤ類の摩耗・歯当たり						
	3.電磁ブレーキ	1.電磁ブレーキ作動状態(遠隔＋実施)						
		2.電磁ブレーキの摩耗等						
		3.ブレーキライニング摩耗等						
	4.電動機	1.汚損・変形・油漏れ等						
		2.異常音・異臭・異常振動等						
		3.軸受け部の過熱・給油						
		4.各端子接続部分の状態						
		5.機器取付状態						
		6.電動機部品の状態						
		7.絶縁・接地等						
		8.その他の運行機能の作動状態						
	5.調速機	1.異常音・振動・汚損・錆・変形等						
		2.軸受け部の状態・給油等						
		3.可動部の動作・取付の状態						
		4.ロープ溝の変形・摩耗等						
		5.過速ｽｲｯﾁ等作動状態・速度の測定						
		6.その他の運行機能の作動状態						
	6.運行状態	1.振動・騒音等						
		2.走行速度（遠隔）						
		3.停止着床状態（遠隔）						
	7.かご	1.汚損・変形・錆・腐食・破損等						
		2.各表示灯・照明・換気等						
		3.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)						
		4.救出口・トランクルームの状態						
		5.停電灯・外部連絡装置の状態						
		6.操作スイッチの状態						
		7.その他の運行機能の作動状態						

場所等		項目	号機番号					
昇降路	8.戸開閉機構	1.敷居溝の状態						
		2.戸安全装置の作動状態(遠隔＋実施)						
		3.セーフティシューの状態・給油等						
		4.ケーブル・コード類の損傷等						
		5.ｹﾞｰﾄ･ﾄﾞｱｽｲｯﾁの状態〔遠隔＋実施〕						
		6.かご戸・乗場戸開閉状態（遠隔）						
		7.戸開閉装置の作動状態(遠隔＋実施)						
		8.戸のレールの損耗・錆・給油等						
		9.連動チェーン又はロープの状態						
		10.戸のｲﾝﾀｰﾛｯｸ機構(遠隔＋実施）の状態						
		11.ﾄﾞｱシューの取付状態、摩耗等						
		12.戸開閉装置の潤滑油・部品等						
		13.戸開閉装置動作時間の測定						
		14.その他の運行機能の作動状態						
	9.昇降路内	1.終点スイッチ等の状態(遠隔＋実施)						
		2.各スイッチの接点状態等						
		3.ガイドレールの錆・取付状態						
		4.ガイドシューの損耗・劣化・給油等						
		5.釣合おもりガイドシューの状態						
		6.そらせ車・張り車・綱車の給油等						
		7.制御ケーブル等の作動状態						
		8.主ロープ・調速機ロープ等の状態						
		9.非常止装置・はかり装置の状態						
		10.非常解錠装置・非常ﾛｽｲｯﾁ等の状態						
		11.昇降路壁の亀裂等の確認						
		12.その他の運行機能の作動状態						
	10.ピット内	1.床面清掃・油処理等の実施・漏水の有無等						
		2.緩衝器の状態						
		3.釣合おもりの底部の隙間の測定						
		4.その他の運行機能の作動状態						
乗場	11.乗場	1.押しﾎﾞﾀﾝの状態(遠隔＋実施)						
		2.表示灯の状態						
		3.三方枠・扉等の汚損・破損・発錆等						
		4.その他の運行機能の作動状態						
非常用専用	12.非常用	1.かご呼び戻し装置の状態						
		2.非常運転（一次・二次）の作動状態						
		3.非常標識及び表示灯の状態						
		4.予備電源の状態						
その他	13.その他	1.自動通報装置						
		2.地震時管制運転装置						
		3.停電時自動着床装置						
		4.火災時管制運転装置						
		5.防犯カメラ装置						
		6.遠隔監視システム(遠隔＋実施)						
		7.非常用電源による運転						
		8.戸開走行保護装置						
		9.自動診断仮復旧運転機能の作動状態						
		10.ピット冠水時管制運転装置						
		11.その他の運行機能・運転状態						

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその詳細を記入する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」

なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式３ 別紙(リ)
（6）エスカレーター

昇降機保全業務報告書（　　月）		受注者名	
		管理番号	
団地名		現場責任者	
点検年月日	年　　月　　日	現場担当者	

場所等		項目	号機番号						場所等		項目	号機番号					
機械室	1.実内環境	1.清掃の実施							乗降口	7.乗降口	1.走行速度等の異常の有無						
		2.温湿度の状態									2.床板の異常の有無						
											3.くしの異常の有無及び取付状態						
											4.くしと踏段のかみ合いの状態						
	2.盤類	1.変形・損傷・錆・腐食等									5.手すりの汚損・変形の有無						
		2.異常音・過熱・異臭等									6.手すりの作動状態						
		3.計器・表示灯類の状態									7.各種スイッチ類の作動状態						
		4.接触器・継電器・開閉器類の状態									8.非常停止スイッチの作動状態						
		5.機器部品類の摩耗・劣化									9.自動運転装置の作動状態						
		6.各端子接続部分の状態									10.注意標識の汚損・破損等の状態						
		7.盤の取付状態									11.その他の運行機能の作動状態						
		8.電圧・絶縁・接地等															
		9.その他の運行機能の作動状態							中間部	8.中間部	1.内側板の汚損・変形等						
											2.踏段・踏段ライザーの損傷等						
											3.踏段とスカートガードの隙間の状態						
	3.駆動機	1.汚損・変形・油漏れ等									4.踏段鎖の汚損・変形・錆・摩耗等						
		2.異常音・異臭・異常振動等									5.踏段鎖の張力・作動状態・給油状態						
		3.軸受け部の過熱・給油等									6.異常検出装置の作動状態						
		4.ギヤオイルの量・劣化等									7.踏段レールの錆、取付状態						
		5.ギヤ類の摩耗・歯当たりの状態									8.手すり駆動プーリ・ローラの状態						
		6.その他の運行機能の作動状態									9.手すり駆動装置の錆・給油状態						
											10.スカートガード安全装置の作動状態						
	4.電磁ブレーキ	1.電磁ブレーキ作動状態									11.ケーブル類の損傷、取付状態						
		2.電磁ブレーキの摩耗等									12.その他の運行機能の作動状態						
		3.ブレーキライニング摩耗等															
	5.電動機	1.汚損・変形・錆・油漏れ等							その他	9.その他	1.自動通報装置						
		2.異常音・異臭・異常振動等									2.その他の運行機能・運転状態						
		3.軸受け部の加熱・給油状態															
	6.駆動ベルト・チェーン	1.ベルト・チェーンの張力															
		2.ベルトの汚れ、異常の有無															
		3.各種安全スイッチの状態															
		4.駆動鎖装置の汚損・変形・錆・油漏れ															
		5.駆動鎖装置の異常音・異種・振動															
		6.その他の運行機能の作動状態															

（備考欄 ）※調整、修理、取替等を実施した場合は、号機ごとにその詳細を記載する。

点検の結果、指摘なしの場合は(○)印、要重点点検の場合は(△)、要是正の場合は(×)印を記入し、さらに調整、修理、取替を実施した場合は、記号の中にそれぞれ「A」、「R」、「E」を記入し、その詳細を備考欄に記載する。また、該当しない項目には「／」を記入する。 例)部品取替を実施し、その結果指摘なしの場合「Ⓔ 」
なお、定期検査業務で要是正又は要重点点検と判定された項目について、その経過等を備考欄に記入すること。

別紙様式４(リ)

事　故　等　報　告　書

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構

保守管理業務受注者

殿

氏名

連絡先

事故等の件名					
昇降機等の概要	団地名・号棟	団地　　号棟		号機番号	号機
	所在地				
	定期検査	前回　年　月　日	定期点検	前回　年　月　日	
事故等の状況及び応急措置等	事故等発生日時	年　月　日(　)　時　分	事故等処置者		
	通報受付日時	年　月　日(　)　時　分	通報者		
	事故等関係者 (住所･氏名･年齢等)	人 (大人　人 / 小人　人)	氏名 年齢･性別		
	事故等の状況 (人身事故、損傷の有無及び状況、応急措置等)				
	事故等の原因				
	事故防止策				
	到着時間	時　分	救出時間	時　分	
	復旧(見込)時間	月　日　時　分	停止時間	時間　分	

(備　考)

(注意)個人情報が含まれるため、取扱いには十分注意すること。

別紙様式５(ﾘ)

昇降機定期検査業務報告書
(　　年度)

独立行政法人都市再生機構

殿

別紙のとおり令和　　年度の定期検査業務を完了しましたので、報告します。

年　　月　　日
保守管理業務受注者

氏名　　印

別紙

定期検査報告書　　(正・副)

定期検査報告概要書(　〃　)

定期検査結果表　　(　〃　)

関係写真等　　(　〃　)

※様式は特定行政庁の指定するものとする。

注　別紙様式５（別紙）各種は別紙様式１に同じ　　(JIS A4)

別紙様式６(ﾘ)

昇降機監視業務報告書（　　月分）

独立行政法人都市再生機構

殿

別紙のとおり　　月分の監視業務を完了しましたので、報告します。

年　　月　　日

保守管理業務受注者

氏名　　印

別紙　　昇降機監視業務報告書

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

団地　　枚

(JIS A4)

参考様式

修繕計画書（昇降機）(1/2)　　（　　年度）

支社	センター	団地名	号棟	号機	区分	修理の対象	修理・取替項目	取替周期	過去の修繕実績	修繕計画	備考
					機械室	制御盤、受電盤					
						電動機					
						巻上機					
						階床選択機					
						電磁ブレーキ					
						調速機					
						油圧機器					
					かご	外部への連絡装置					
						停電灯装置					
						操作盤					
						階床表示					
						かご戸					
						戸閉め安全装置					
						（セイフティーシュー）					
						光電装置					
						照明					
						かご枠					
						はかり装置					

修繕計画書（昇降機）(2/2)　　（　　年度）

支社	センター	団地名	号棟	号機	区分	修理の対象	修理・取替項目	取替周期	過去の修繕実績	修繕計画	備考
					かご上	戸の開閉装置					
						かご上機器					
						釣合いおもり					
					乗場	乗場の戸					
						乗場ボタン					
						階床表示					
					昇降路・ピット	かご・おもり吊り車					
						主ロープ					
						調速機ロープ					
						釣合いロープ、鎖					
						非常止め装置					
						移動ケーブル					
						昇降路・ピット内機器					
						調速機					
						テンションプーリ					
						プランジャー・シリンダー					
						かご下機器					
						返し車					
						緩衝器					
					その他	地震時管制運転装置					
						停電時自動着床装置					
						火災時管制運転装置					
						遠隔監視システム装置					
						自動通報装置					
						ピット冠水時管制運転装置					
						その他					

参考様式

修繕計画書（エスカレーター）（1/1）　　（　　年度）

支社	センター	団地名	号棟	号機	区分	修理の対象	修理・取替項目	取替周期	過去の修繕実績	修繕計画	備考
					機械室	制御盤、受電盤					
						駆動機					
						電動機					
						電磁ブレーキ					
						駆動鎖装置					
						踏段駆動及び従動装置					
					乗降口	手すり					
						くし					
						安全スイッチ					
					中間部	踏段					
						手すり駆動装置					
						トラス内機器					
					その他	その他					

別添６

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

令和　　年　　月　　日

人員の配置を示す計画書
（専任特例２号）

１　対象期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２　配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 （資格番号）	（　　号）

３　建設工事１（当該工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
工事着手日	令和　　年　　月　　日	
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、もしくは所属会社の雇用証明書の写し等）を添付すること。

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

４　建設工事２（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

【兼務する工事の地図】

兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※　兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

別添７

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

令和　　年　　月　　日

人員の配置を示す計画書（変更）

（専任特例２号）

１　対象期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２　配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 （資格番号）	（　　号）

３　建設工事１（当該工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
工事着手日	令和　　年　　月　　日	
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

※　また、３ヶ月以上の雇用が証明される書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書もしくは、所属会社の雇用証明書の写し等）を添付すること。

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

４　建設工事２（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

【兼務する工事の地図】

兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※　兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

別添８

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長　倉上 卓也 殿

所 在 地
名 称
代表者名　　（押印不要）

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

発生するおそれのある事象※：（例）○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以　上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）

１．本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。